

厚生労働科学研究費補助金  
労働安全衛生総合研究事業

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用  
に資する調査研究

(20JA1005)

総括・分担研究報告書

令和 3年 3月

研究代表者

産業医科大学 准教授

永田 智久

# 目次

## I. 総括研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に資する調査研究

研究代表者 永田 智久 ..... 3

## II. 分担研究報告書

### 1. 安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー: Feasibility Study

研究代表者 永田 智久 ..... 15

### 2. ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集

研究協力者 下田屋 毅

研究代表者 永田 智久 ..... 23

### 3. ESGのサプライーマネジメントを支援している企業の労働安全衛生面での監査項目等の情報収集

研究協力者 下田屋 毅

研究代表者 永田 智久 ..... 33

### 4. 健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)における情報開示の現状

研究協力者 藤本 亜弓

研究分担者 永田 昌子

研究分担者 森 晃爾

研究代表者 永田 智久 ..... 55

### 5. 労働者の健康施策の公表に関するアンケート調査(中小企業)

研究代表者 永田 智久

研究分担者 永田 昌子

研究分担者 森 晃爾 ..... 67

6. CSR関連報告書から見たESG活動と産業保健活動の実態	
研究協力者 清水 崇弘	
研究代表者 永田 智久	
研究分担者 永田 昌子	
研究分担者 森 晃爾 .....	95
7. ESG良好事例に関するインタビュー調査	
研究協力者 下田屋 毅	
研究代表者 永田 智久 .....	113
8. 欧米・日本における労働安全衛生活動に関する理論と実践	
研究分担者 金藤 正直 .....	127

## 労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に資する調査研究

研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学准教授

### 研究要旨:

本研究は安全衛生活動に関するESG情報開示のエビデンス・良好事例集、および、行政の関与方法に関する提言を作成することを目的とする。本研究は、3ヵ年計画の1年目であり、研究目的を達成するために、以下の研究を実施した。

#### (1) ESG情報開示制度調査

1. 安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー: Feasibility Study
2. ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集
3. ESGのサプライーマネジメントを支援している企業の労働安全衛生面での監査項目等の情報収集

#### (2) ESG実態調査

4. 健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)における情報開示の現状
5. 労働者の健康施策の公表に関するアンケート調査(中小企業)
6. CSR関連報告書から見たESG活動と産業保健活動の実態
7. ESG良好事例に関するインタビュー調査
8. 欧米・日本における労働安全衛生活動に関する理論と実践

ESG情報開示制度について、法令は2021年1月時点ではみつけることができなかった。企業にとっては投資家への説明を目的として開示が進んでおり、ESG評価機関が開示内容について評価を行っている。代表的な評価機関であるFTSE Russell、MSCI、サステナリティクスの評価項目の共通項目は、「安全衛生方針等によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」であった。これらの項目のうち、安全衛生方針と請負業者に対する安全衛生は、サプライチェーンマネジメントの中での監査項目にも含まれていた。

ESGの実態調査では、中小企業ではホームページにESGの文言で開示している企業は極めて少ない(5社/2217社(0.2%))一方で、SDGsの文言は130社/2217社(5.9%)と少なくなかった。同じ中小企業(健康経営優良法人)に対するアンケート調査では、取組みの開示状況は、健康施策・健康経営は84%、労働災害防止の取組みは33%であった。このため、取組みの開示は行っている一方で、労働災害防止の取組みや健康経営をSDGsやESGと結び付けて説明していないことが明らかとなった。大企業(上場企業)では、CSR関連報告書の発行割合は、2012年度調査の38.6%から20.3%と大きく減少していたが、統合報告書のいずれかを発行している割合は42.4%であり、非財務情報の公表は拡大していると考えられた。その中でも特に取組みが先進的であると考えられる健康経営銘柄選定企業では、有価証券報

告書の中に労働安全衛生や健康経営の取組みを記載している企業が出始めている。財務報告に加えて非財務報告を行う流れとなっているが、会計のなかにESGの取組みを組み込む動きも出始めており、労働安全衛生の開示の在り方について、更なる検討が必要である。

## 研究分担者

金藤 正直 法政大学 教授  
永田 昌子 産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学 助教  
森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学 教授

## 研究協力者

下田屋 毅 一般社団法人サ・グ ローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプ ライチェーン  
豊原 智恵 一般社団法人サ・グ ローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプ ライチェーン  
荒井 勝 NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) 会長  
ブレッシング かすみ ノボノルディスク株式会社  
三柴 丈典 近畿大学 教授  
レクシスネクシス・ジャパン株式会社  
藤本 亜弓 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
清水 崇弘 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
井上 俊介 産業医科大学実務研修センター 修練医  
森 貴大 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学大学院生  
大森 美保 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学大学院生  
酒井 洸典 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
高橋 宏典 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
永田 皓太郎 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
五阿 弥雅俊 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
桑原 啓行 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
末吉 尚純 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
下田 隼 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
蜂須賀 陸 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
伊藤 遼太郎 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 修練医  
金 龍馬 産業医科大学 医学部  
柴垣 実央 産業医科大学 医学部  
藤澤 聡 産業医科大学 医学部  
三浦 夏穂 産業医科大学 医学部

## A. 目的

持続可能な開発目標 (SDGs) が2030年までの達成目標として注目されている。それに先立ち、2006年に国連が責任投資原則の中で機関投資家が投資をする際に、ESG (環境/社会/企業統治) を重視するよう提言し、企業経営者もESG経営に注目し始めている。我々は、ESGの一環として安全衛生活動を積極的におこなっている企業が評価され、投資される社会が望ましいと考える。そのためには、活動の適切な情報開示の方法や、開示や評価を促すための仕組みが必要であるが、現時点で存在しない。そこで、本研究は3年間で、安全衛生活動に関するESG情報開示のエビデンス・良好事例集、および、行政の関与方法に関する提言を作成することを目的とする。

本研究は、3ヵ年計画の1年目である。上述の目的を達成するために、以下の研究を実施する。

### (1) ESG情報開示制度調査

1. 安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー: Feasibility Study
2. ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集
3. ESGのサプライヤーマネジメントを支援している企業の労働安全衛生面での監査項目等の情報収集

### (2) ESG実態調査

4. 健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)における情報開示の現状
5. 労働者の健康施策の公表に関するアン

ケート調査(中小企業)

6. CSR関連報告書から見たESG活動と産業保健活動の実態
7. ESG良好事例に関するインタビュー調査
8. 欧米・日本における労働安全衛生活動に関する理論と実践

## B. 方法

### (1) ESG情報開示制度調査

#### 1. 安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー: Feasibility Study

英米法の収載が多いデータベースである Lexis を用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令を feasibility studyとして2021年1月15日～2021年2月1日に検索を行った。

#### 2. ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集

ESG評価会社の評価項目は一般には非公開であるため、企業から特別に入手することのできた評価会社3社 (FTSE Russell、MSCI、サステナリティクス) の質問票および報告書にどのような項目があるかを一覧表としてまとめ、特徴と共通点、相違点の調査を行った。

#### 3. ESGのサプライヤーマネジメントを支援している企業の労働安全衛生面での監査項目等の情報収集

サプライヤー・マネジメントを支援す

る機関のうち、インターネット上で行動規範と監査項目を公表している次の5団体を対象とした（Fair Labor Association、Social Accountability International、Responsible Business Alliance、Sedex、amfori）。各団体の行動規範および公開されている監査項目の中で、労働安全衛生（Occupational Health and Safety）および安全衛生（Health and Safety）の項目の中に何が取り上げられているかについて調査した。

## （2）ESG実態調査

### 4. 健康経営優良法人認定企業（中小規模法人部門）における情報開示の現状

2020年度健康経営優良法人（中小規模法人部門）に認定された4816法人のうち、約半数である計2437法人をランダムに調査対象としてサンプリングした。調査対象法人のホームページを2020年5月から11月の期間に検索し、4項目（1. ESG、2. SDGs、3. CSR、4. 社会貢献）に関する記載状況を調査した。

### 5. 労働者の健康施策の公表に関するアンケート調査（中小企業）

アンケート調査は2020年11月に紙の調査票を郵送し、参加者の利便性を考慮して、回答済みの調査票の返送、または、Webアンケートへの入力により回答を得た。健康経営優良法人（中小規模事業所）2020の認定を受けた4,816法人（2020年4

月1日時点）を対象とし、住所不明で未達であった19事業所を除く、4,797法人を調査対象とした。本研究では、経営者の考えを調査するため、回答者は法人代表者と指定した。調査項目は、健康施策・健康経営を進めることによる効果を、従業員の健康面、労働災害防止面、および、経営面について聴取した。また、これらの取り組みについての開示状況について聴取した。

## 6. CSR関連報告書から見たESG活動と産業保健活動の実態

東京証券取引市場第一部に上場している全ての企業2172社を対象に調査を行った。各報告書の構成要素となる項目を研究者内で協議し、CSR関連報告書は「CSR報告書」「社会・環境報告書」「サステナビリティレポート」「その他非財務情報の記載があるもの」、統合報告書は「統合報告書」「アニュアルレポート」「その他財務情報・非財務情報共に記載されているもの」を対象とし、それぞれ総ページ数が6ページ以上のものを報告書として取り扱った。東京証券取引所の17業種区分、及び企業規模別に評価を行った。従業員数により49人以下、50-299人、300-999人、1000-2999人、3000-4999人、5000-9999人、10000人以上で企業規模を階層化し検討を行った。

## 7. ESG良好事例に関するインタビュー

## 調査

デンマークに本社のあるノボ ノルディスクの人権、労働安全衛生分野の担当者には、オンラインでインタビューを実施した。

## 8. 欧米・日本における労働安全衛生活動に関する理論と実践

文献調査については、公表されている労働安全衛生を始め、健康経営や健康会計、そして、ESG投資やESG経営を対象とした研究や調査に関する著書や論文などを整理した。また、2020年に公表された最新の有価証券報告書に関する開示項目、すなわち、第1部企業情報の「第1 企業の概況、第2 事業の状況、第3 設備の状況、第4 提出会社の状況、第5 経理の状況、第6 提出会社の株式事務の概要、第7 提出会社の参考情報」と、第2部 提出会社の保証会社等の情報を対象とし、労働安全衛生や健康経営・健康経営の検索キーワードである「健康、労働、安全、衛生、働き方、働きがい」に「コロナ」を加え、これらに関連する記載情報（財務情報や非財務情報）とその内容について分析を行った。

## C. 結果

### (1) ESG情報開示制度調査

#### 1. 安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー: Feasibility Study

安全衛生を含んだ検索数で最多は「安

全衛生×CSR」であり、法令及び法律(Statutes and Legislation)で775件、次いで「安全衛生×ESG」で219件であった。

キーワードの前後の文脈をともに、本研究の目的に合致する法令を探索した。その結果、該当する法令を見つけることができなかった。

#### 2. ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集

共通点と相違点についての比較を実施することができた3社の共通項目は、「安全衛生方針等によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」の5つであった。

#### 3. ESGのサプライヤーマネジメントを支援している企業の労働安全衛生面での監査項目等の情報収集

5つの行動規範や監査項目の中で、5つの行動規範の全てに適用される項目は次の3つ「食事に関すること(食事の提供や、衛生的な保管場所、食事休憩を取る場所)」「安全な飲み水の提供」「寮の安全衛生」であった。また行動規範のうち4つが適用している項目は次の8つ「潜在的脅威の予防やトレーニング」「安全衛生方針などの文書管理とアクセス」「疾病・ケガなどの記録」「個人用保護具の提供」「施設設備とメンテナンス」「機械の安全確保」「施設の衛生」「清潔なトイレ」であ



った。一方で、5つの行動規範や監査項目のうち、1つまたは2つのみに記載のあった項目は次の11項目「事故発生時の労働者の保護(強制保険など)(amfori BSCI)」「移動手段の提供について(Sedex)」「許可なしで危険から逃れる権利(SA8000、amfori BSCI)」「許可証・証明書の保有(FLA、Sedex)」「個人用保護具のトレーニング(FLA、Sedex)」「女性のリプロダクティブヘルスの保護(FLA)」「機械の適切な使用(FLA)」「安全でない機械の使用拒否(FLA)」「身体に負担のかかる作業の管理と作業設計(FLA、RBA)」「寮と職場等の距離(FLA、Sedex)」「保育施設や子供の立ち入り制限(FLA、Sedex)」「外部業務委託者(FLA)」であった。

## (2) ESG実態調査

### 4. 健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)における情報開示の現状

ホームページが認められた法人数は、全業種で2217社/2437社(91.0%)であった。ホームページが認められた法人のうち、ESG、SDGsに関する記載があった法人数は各々5社/2217社(0.2%)、130社/2217社(5.9%)であった。

### 5. 労働者の健康施策の公表に関するアンケート調査(中小企業)

4816社のうち、郵送が未達であった19社を除く4797社を対象とし、1901社から回答を得た(回答率40%)。回答企業数は建設業、製造業の順に多く、企業規模で

は21・50人、6・20人の順に多かった。健康施策・健康経営を進めることによる効果(健康面)は、従業員の生活習慣や健康に関するリテラシーの改善・向上(56%)、従業員の健康状態の改善(45%)が高かった。労働災害防止の面では、従業員に対する意識が高まった(40%)があり、健康施策・健康経営と安全衛生面とが共に推進させる可能性が示唆された。経営面での効果は、効果がない(43%)という回答が最も多かった一方で、人材採用場面での競争力(33%)がみられ、一定の効果の可能性があると示唆された。健康経営優良法人に認定されたことで最もよい反応を示した関係者は、社内(従業員)(31%)、取引先(22%)、入社希望者(14%)であり、社外へも波及していることが明らかとなった。取組みの開示状況は、健康施策・健康経営は84%、労働災害防止の取組みは33%の開示率であった。

### 6. CSR関連報告書から見たESG活動と産業保健活動の実態

CSR関連報告書の発行割合は、2012年度調査の38.6%から20.3%と大きく減少していた。しかし、CSR関連報告書または統合報告書どちらかを発行している割合は42.4%であり、非財務情報の公表は拡大していると考えられた。発行割合は業種毎に偏りがあるが、エネルギー業種、製造業等環境負荷が高い業種や、医薬品業は報告書の発行割合が高く、CSR・ESG

活動に関心が高い可能性が示唆された。

## 7. ESG良好事例に関するインタビュー調査

ノボノルディスクは、欧州のサステナビリティ先進的企業としての取り組みについて、社規にサステナビリティの全体を推進するものとしての「トリプル・ボトム・ライン」を据えており、労働安全衛生を含むサステナビリティについて活動の推進とともにその活動の情報としてのESG情報開示を実施していた。また労働安全衛生に関する実際の取り組みを従業員とともにサプライヤーへの監査とともに、その後の浸透も図り、それぞれが自分事として推進ができるように進めていた。また労働安全衛生の推進には、従業員を大切にし、人権の尊重が行われていること。また模範事例からの学びとして、安全衛生の推進に必要な労働安全衛生方針や原則をベースとして、どのように推進をしていくのかについての企業としてのアプローチについても検討がなされ、それに基づき推進がなされていた。

## 8. 欧米・日本における労働安全衛生活動に関する理論と実践

まず、文献調査については、現時点では、サステナビリティ経営の取り組みとESG（投資）との関係を明らかにした研究が多い。また、労働安全衛生活動やESG（投資）を個別に取り上げた研究はあるが、

これらの関係を明らかにする研究はいまだ存在していないことが明らかになった。次に、有価証券報告書の分析については、主に「第2 事業の状況」の項目に、労働安全衛生やESGに関する情報を開示している企業が多いことから、労働安全衛生、ESG、新型コロナウイルス対策を重要な経営戦略として捉え、これを実現するための従業員マネジメントやその対策を行っていることが明らかになった。その他には、「第4 提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」や、「第5 経理」の項目にも情報開示がなされていることから、新型コロナウイルス対策も加味したガバナンス強化や、労働安全衛生活動成果の可視化により、今後各社でサステナビリティ経営とは異なる新たな戦略策定、組織編成、マネジメントを展開していく可能性が見られる。

## D. 考察

本研究では、法令を含むESG情報開示制度調査、および、ESGに関連する実態調査を行った。

ESG情報開示制度について、法令は2021年1月時点ではみつけることができなかった。企業にとっては投資家への説明を目的として開示が進んでおり、ESG評価機関が開示内容について評価を行っている。代表的な評価機関であるFTSE Russell、MSCI、サステナリティクスの評価項目の共通項目は、「安全衛生方針等

によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」であった。これらの項目のうち、安全衛生大切と請負業者に対する安全衛生は、サプライチェーンマネジメントの中での監査項目にも含まれていた。

ESGの実態調査では、中小企業ではホームページにESGの文言で開示している企業は極めて少ない(5社/2217社(0.2%))一方で、SDGsの文言は130社/2217社(5.9%)と少なくなかった。同じ中小企業(健康経営優良法人)に対するアンケート調査では、取組みの開示状況は、健康施策・健康経営は84%、労働災害防止の取組みは33%であった。このため、取組みの開示は行っている一方で、労働災害防止の取組みや健康経営をSDGsやESGと結び付けて説明していないことが明らかとなった。大企業(上場企業)では、CSR関連報告書の発行割合は、2012年度調査の38.6%から20.3%と大きく減少していたが、統合報告書のいずれかを発行している割合は42.4%であり、非財務情報の公表は拡大していると考えられた。その中でも特に取組みが先進的であると考えられる健康経営銘柄選定企業では、有価証券報告書の中に労働安全衛生や健康経営の取組みを記載している企業が出始めている。財務報告に加えて非財務報告を行う流れとなっているが、会計のなかにESGの取組みを組み込む動きも出始めて

おり、労働安全衛生の開示の在り方について、更なる検討が必要である。

## E. 結論

ESG情報開示について、労働安全衛生について法令は未整備であった。ESG投資の観点では、ESG評価機関が作成している基準に労働安全衛生の開示項目も含まれており、上場企業の多くは開示が進んでいる。一方で、中小企業ではそのような動きは少ないものの、サプライチェーンマネジメントの観点では労働安全衛生も重要な項目となっており、また、経営者は労働安全衛生や健康経営の開示に前向きな姿勢であることがわかった。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

1. 金藤正直, 健康経営の展望-どう評価・開示するか? -. 企業会計 ;2021:73 (2) :87-90.

### 2. 学会発表

1. 藤本亜弓, 永田智久, 清水崇弘, 井上俊介, 永田昌子, 森晃爾. ESG・SDGsの観点から見た、健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)における情報開示の現状. 第30回日本産業衛生学会全国協議会, 2020.11. 鹿児島

**H. 知的財産権の出願・登録状況**

なし

**I. 引用・参考文献**

なし



厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に関する調査研究  
**安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー: Feasibility Study**

研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所 准教授

**研究要旨:**

本研究では、諸外国の法令を調査するにあたり、本格的な法令レビューを実施するか否かを判断するために、feasibility studyを実施することを目的とした。

英米法の収載が多いデータベースであるLexisを用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令をfeasibility studyとして2021年1月15日～2021年2月1日に検索を行った。

その結果、安全衛生を含んだ検索数で最多は「安全衛生×CSR」であり、法令及び法律(Statutes and Legislation)で775件、次いで「安全衛生×ESG」で219件であった。

キーワードの前後の文脈をともに、本研究の目的に合致する法令を探索した。その結果、該当する法令を見つけることができなかった。

CSRは「企業の社会的責任」であり、法令順守も包含する概念である。そのため、企業が法令順守を超えて社会に対して責任を果たすことを期待するものであり、CSRそのものを法令で義務付けるといふことにはならない。そのため、今回の研究では該当する法令が検索されなかったと考えられる。

**研究協力者**

三柴 丈典 (近畿大学)

レクシスネクシス・ジャパン株式会社

## A. 目的

労働者の安全衛生対策を積極的に取り組み、高い水準を維持・改善している企業が社会的に評価される仕組みを構築し、企業の更なる自主的取組を促進していく必要がある。

「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)に示されている、環境・社会・ガバナンス投資(以下、「ESG投資」という。)について、諸外国の法令を調査することを目的とする。本研究では、諸外国の法令を調査するにあたり、本格的な法令レビューを実施するか否かを判断するために、feasibility studyを実施することを目的とした。

## B. 方法

検索データベース：

ESG投資に関して、EU諸国や米国で取り組みが先行していることを考慮し、英米法の収載が多いLexis（旧Lexis Advance）を用いた。（注：2020年9月にLexis advanceからLexisに名称変更）

検索キーワードの選定：

研究代表者（永田智久）と法令の専門家である研究協力者（三柴丈典）とで協議を行い、本研究の目的に合致するよう、以下の条件のいずれも満たす法令とした。

- ・安全衛生
- ・SDGs/ESG/CSR(corporate social responsibility)/SRI(social responsibility

investment)

検索担当者：

レクシスネクシス・ジャパン株式会社

検索方法：

データベースにキーワードを入力し、すべての法カテゴリ、すべての地域に設定し、検索を行った。検索結果の集計を行い、関連度の高い順に検索結果を表示した。

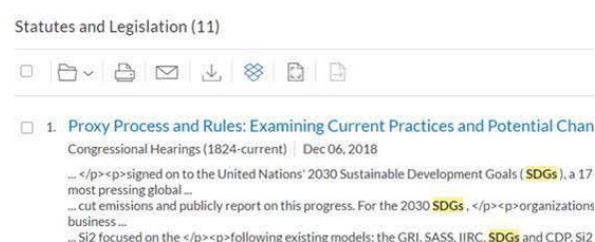
検索期間：

2021年1月15日～2021年2月1日

レビュー方法：

検索結果から、検索キーワードにヒットした単語の前後から関連の有無を判断した。（図1）

図1. 検索結果の具体例



検索数が多い場合は、“Status and Legislation”を中心に約40ドキュメントをランダムに選択し、本研究の目的に合致する法令の有無について検討した。

## C. 結果

検索キーワードを図2に示す。法令は

すべての法カテゴリを選択した。安全衛生は、health, safetyとともに、hygieneも含め広く検索を行った。ESG投資関連については、SDGs, ESG, CSR, SRIとともに、CSR関連報告書の開示ガイドラインを発行しているGRI、また、会計基準も含め広く検討するためにIFRS (International Financial Reporting Standards : 国際会計基準) を含めた。

検索数を表1に示す。安全衛生を含んだ検索数で最多は「安全衛生×CSR」であり、法令及び法律(Statutes and Legislation)で775件、次いで「安全衛生×ESG」で219件であった。

検索キーワードの前後の文脈から関連性を判断した結果、本研究の目的に合致する法令をみつけることができなかった。

#### D. 考察

英米法の収載が多いデータベースであるLexisを用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令をfeasibility studyとして検索した結果、該当する法令を見つめることができなかった。

CSRは「企業の社会的責任」であり、法令順守も包含する概念である。そのため、企業が法令順守を超えて社会に対して責任を果たすことを期待するものであり、CSRそのものを法令で義務付けるといふことにはならない。そのため、今回の研究では該当する法令が検索されな

ったと考えられる。

CSRの活動を評価し、その活動が優良な企業に対する投資を促す社会的責任投資(SRI)やESG投資として、CSRやESGが投資と結びついて広がっている。投資においては共通の基盤のもとで財務情報を開示することが法令で整備されている。たとえば、金融商品取引所(証券取引所)に株式公開している会社等は有価証券報告書を事業年度毎に作成し、外部へ開示することが金融商品取引法(第24条)で規定されている。最近では、財務情報のみでなく、CSRやESGの活動を含む非財務情報も統合して報告する、統合報告書の発行が推進されている。今後、企業の開示情報に関して、法令により開示内容を規定する国が出現する可能性もある。IFRS (International Financial Reporting Standards : 国際会計基準) がESGの活動内容を会計基準にどう組み込むかについて検討が始まっており、その動向も注目すべきである。

#### E. 結論

英米法の収載が多いデータベースであるLexisを用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令をfeasibility studyとして2021年1月15日～2021年2月1日に検索した。その結果、該当する法令を見つめることができなかった。そのため、現時点では本格的な法令レビューは実施しないこととした。



**F. 健康危険情報**

なし

**G. 研究発表**

なし

**H. 知的財産権の出願・登録状況**

なし

**I. 引用・参考文献**

なし

図 2. 検索キーワード

法令	安全衛生	SDGs / ESG / CSR / SRI	IFRS
act	health	<b>SDGs</b>	<b>IFRS</b>
code	safety	Sustainable Development Goals	International Financial Reporting Standards
constitution	health AND safety	17 goals	
convention	sanitaiton	169 targets	
direction	hygiene	<b>ESG</b>	
guidance		Environment Social Governance	
guideline		(negative OR exclusionary) AND screening	
imperative		(positive OR best) AND screening	
instruction		Norms-based screening	
juris*		ESG integration	
law		Sustainability-themed investing	
legal		(impact OR community) AND investing	
legislation		Corporate engagement and shareholder action	
obligat*		<b>CSR</b>	
ordinance		Corporate Social Responsibility	
practice		ISO 26000	
principle		SRI	
regulation		Socially Responsible Investment	
regulatory		<b>GRI</b>	
rule		Global Reporting Initiative	
sound			
statute			

表 1. 検索数

カテゴリ	安全衛生× SDGs	安全衛生×ESG	安全衛生× SDGs×IFRS	安全衛生×ESG ×IFRS	SDGs×GRI	ESG×GRI	安全衛生×CSR
法令及び法律	11	219	0	19	1	491	775
二次材料	63	161	0	5	17	133	765
管理資料	14	149	1	2	7	142	648
訴状および動議	75	509	16	49	33	410	8,869
登録コード、規制	4	176	0	1	0	3	2,015
ニュース	3	3,329	53	771	1,612	5,033	9,831
ディレクトリ	173	391	3	7	192	407	995
科学関連	226	106	1	4	114	131	1,04

カテゴリの詳細は図 3 を参照のこと

図3. 検索カテゴリの詳細

法令及び法律	コード
	ビルテキスト
	請求書の追跡
	議会記録
	憲法
	裁判所命令
	裁判所の規則
	立法史
	モデル法と統一法
	市町村コード
	公法 / ALS
	条約
二次材料	論文、実践ガイド、法学
	専門家の分析と新たな問題
	税務慣行の洞察
	50州の調査
	ローレビューとジャーナル
	再述
	辞書
	CLE学習教材コース
	法的トピックの要約
	参照指数
管理資料	仲裁人の経歴(労働と雇用)
	商事仲裁規則および調停手続き(AAA)
	AAA雇用仲裁規則と調停手続き
	労働と雇用の仲裁
	証券仲裁手続きマニュアル
	紛争解決ジャーナル(AAA)
	紛争解決インターナショナル(IBA)
国際商事仲裁慣行:21世紀の展望	
訴状および動議	ブリーフ
	訴え
	動向
	その他の裁判所文書
ニュース	米国の州
	地域別の米国
	国別インターナショナル
	地域別インターナショナル
登録コード、規制	管理コード
	登録
	規制テキスト
	規制の追跡
ディレクトリ	弁護士ディレクトリ
	ビジネスリーダーディレクトリ
	専門家証人ディレクトリ
	政府の公式ディレクトリ
	裁判官のディレクトリ
	報道価値のある人のディレクトリ
科学関連	科学者ディレクトリ
	医学的参考文献
	科学出版物

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に資する調査研究

ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目の情報収集

研究協力者 下田屋 毅 一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 准教授

研究要旨：

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG) の観点から、ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目にどのようなものがあるのかを明確にすることを目的とした。

各評価会社の評価項目は一般には非公開であるため、企業から特別に入手することのできた評価会社3社（FTSE Russell、MSCI、サステナリティクス）の質問票および報告書にどのような項目があるかを一覧表としてまとめ、特徴と共通点、相違点の調査を行った。共通点と相違点についての比較を実施することができた3社の共通項目は、「安全衛生方針等によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」の5つが共通し、ESG投資の視点で求められている共通項目を確認することができた。今回情報が非公開であることもあり、情報の入手が困難なこともあり、業界が統一されていない。今後は調査の対象の業界を、例えば労働安全衛生の情報開示がより求められている業界に絞って情報を入手するなどの必要がある。

研究協力者

研究協力者 豊原 智恵 一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

## A. 目的

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG) の観点から、ESG評価会社の労働安全衛生に関する評価項目にどのようなものがあるのかを明確にすることを目的とした。

## B. 方法

各評価会社の評価項目は一般には非公開であるため、企業から特別に入手することのできた評価会社3社 (FTSE Russell、MSCI、サステナリティクス) の質問票および報告書にどのような項目があるかを一覧化し (表1)、各社の特徴と共通点、相違点を調べた。FTSEに関しては住宅メーカー、消費財メーカー、総合電機メーカーから入手した質問票を調べた。MSCIは金属加工企業と住宅メーカーから入手したMSCIの報告書の内容を調べた。サステナリティクスについては情報通信系サブゼネコンから入手した報告書のみから調査した。またDJSIについては、商業サービス・用品に関する企業の質問項目について最終的に情報を入手することができたが、今回の一覧表に反映をすることができていないため共通点と相違点についても対象に含まれていない。

## C. 結果

### 1. 対象項目の特徴

#### 1) FTSE

FTSEのESGレーティングは特定のFTSEサステナブルインベストメントインデックスにおいてインデックス構成銘柄の適格性を判断するために使用されている。気候変動、コーポレートガバナンス、労働基準など特定のテーマに関する相対的な露出度 (exposure)、テーマスコアを加重平均したピラスコア、同業他社と比較した相対的なスコア、パーセンテージで表されたESG格付けなどで評価される<sup>1)</sup>。

住宅メーカーA、消費財メーカーB、総合電機メーカーCの3社から入手したFTSEの質問票によると、AとCは聞かれている質問内容および質問数が同じであり、質問数はどちらも15であった。Bのみ質問数が11と少なかったが、質問内容はAとCと同じであった。

質問内容は、「安全衛生に関する方針について」「マネジメント層の関与」「リスク評価」「モニタリング」「トレーニング」「事故の発生について」であった。AとCのみに質問されていたものには次の4つがある。「安全衛生の改善に関する従業員の関与 (安全衛生委員会等の参加型イニシアチブ、労働組合等との経営上の議論)」「安全衛生に関するデータの取り扱い (第三者による検証、使用する国際保証基準と保証レベルの開示)」「過去3年間の業務上の従業員の死亡者数」「過去3年間の業務上の請負業者の死亡者数」。

#### 2) MSCI

MSCI ESGフォーカスインデックスはESGに関するレーティング、ESGに関する負の要素、事業参画スクリーニング調査、気候変動指標を用いて設定される。MSCIについても企業への質問項目は非公開となっている。

ESGレーティングは、リーダー（AAA、AA）、平均（A、BBB、BB）から停滞層（B、CCC）までの7段階で企業のESGに関する総合評価を行う。スコアとパーセンテージによって同業他社と比較した各課題の管理度合いが分かる<sup>2)</sup>。

MSCIのESG格付けは、リスク危険度（リスクにさらされている度合い、exposure）とリスクマネジメントの2つの要素から導き出されている。リスク危険度スコアの主要な推進要因は、そのビジネスにおける死亡率や事故の発生率がどのくらいのビジネスであるのかというビジネスの種類、および、ビジネスを実施している国の従業員の死亡率で表されている。また、リスクマネジメントの主要な推進要因は、実践スコア、パフォーマンススコアから負の要素（controversies）をマイナスした数値で表される。

金属加工企業Aの2020年の報告書と住宅メーカーBの2017年の報告書より、次の8項目は共通して確認されている：「負の要素」「同業他社と比較した安全衛生指標のパフォーマンス（10段階評価）」「怪我発生数」「死亡者数」「認知される認証」「安全衛生戦略とパフォーマンスがサステナ

ビリティ委員会やタスクフォース、リスクオフィサーによって管理されているか」「安全衛生方針がグループ全体に適用されるか」「安全衛生パフォーマンスを改善するための目標」。

Aに特有の項目としては、「休業災害発生率」がある。Bはマネジメントの分野で次のより詳細な記載がある：「安全衛生の戦略とパフォーマンスがCEO/幹部や執行部によって管理されているか」「安全衛生方針は請負業者にも適用されるか」「安全衛生方針が監査で実施されるか」「安全衛生指標に請負業者も含んでいるか」「安全衛生のパフォーマンスが役員報酬の要因になるか」「パフォーマンスが記録されているか」。報告書の記載項目の違いが、業種によるのか報告年度によるのかは定かでない。

### 3) サステイナリティクス

サステイナリティクスは、モーニングスターグループの一員で、25年以上にわたり、世界中の投資家による責任投資戦略の開発と実践をサポートしてきたESG調査、レーティング、データ提供を行ってきた。40以上の産業分類で、分野横断的な専門知識を持つ200人以上のアナリストを有し、日本を含む世界16拠点で、数百社におよぶ世界有数の資産運用会社や年金基金と提携している。

サステイナリティクスのESGリスクレーティングは、企業の経済価値がESG要因

によってどの程度リスクにさらされているかを示している。リスクレーティングはコーポレートガバナンス、重要なESG課題(ESG Material Issues : EMI)、特殊なESG課題で構成されており、EMIへのアプローチとしてどの程度企業がEMIにさらされているのかと、EMIにさらされることの管理の2つの側面がある<sup>3)</sup>。

サステナビリティクスに関しては情報通信系のサブゼネコンの報告書から得られる情報をまとめた。マネジメントの観点で労働安全衛生に関する6つの指標が記載されている。安全衛生の管理システムに関するスコアには、「方針によるコミットメント」「管理責任」「災害認識とリスクアセスメントの手順」など、10の基準が設定されている。請負業者安全プログラムに関するスコアは、「事前の請負業者のスクリーニング」「安全管理に関するガイドラインの策定」「トレーニングを行う」など8の基準で評価される。それ以外のスコアとしては、「安全衛生認定」「休業災害度数率(LTIR)の傾向」「従業員の死亡率」「請負業者の死亡者数」がある。

#### 4)DJSI

ダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックス(DJSI)は、持続可能なビジネス慣行が長期的な株主価値を生み出すために重要であることを認識し、サステナビリティの信念を投資ポートフォリオに反映させたい投資家向けのクラス最高

のベンチマークとして位置づけられている。これは、1999年に最初の国際的なサステナビリティのベンチマークとして立ち上げられ、経済的、環境的、社会的基準の観点から世界の主要企業の株価のパフォーマンスを追跡している。

S&PダウジョーンズインデックスとSAMが共同で作成したDJSIは、確立されたインデックス・プロバイダーの経験とサステナビリティの投資のスペシャリストの専門知識を組み合わせ、61の業界から最もサステナビリティに配慮した企業を選択している。

インデックスは、サステナビリティの考慮事項をポートフォリオに統合する投資家のベンチマークとして機能し、企業が企業のサステナビリティの実践を改善することを奨励したい投資家に効果的なエンゲージメントプラットフォームを提供している。DJSIは、毎年S&Pグローバル企業持続可能性評価(CSA)から得られた企業のトータルでのサステナビリティのスコアに基づいて、透明性のある、ルールベースの構成要素選択プロセスを適用している。

DJSIの企業への質問項目についても、非公開であり、通常入手することができない。今回は特別に商業サービス・用品産業に居続けられる企業に対する2019年の質問項目を入手することができた。その内容として次の9項目が確認されている：「健康と福祉」「健康的なライフスタ



イルの奨励」「死亡者数（従業員及び委託業者の労働災害による死亡者数を記載し傾向を説明する）」「休業災害発生率（LTIFR：100万延べ実労働時間当たりの労働時間損失を伴う労災負傷者度数率）－従業員」「休業災害発生率（LTIFR：100万延べ実労働時間当たりの労働時間損失を伴う労災負傷者度数率）－委託業者」「業務委託業者の労働災害の度数率とそのデータが第三者によって検証されているか」「職業性疾病休度数率(OIFR)－従業員」

## 2. 共通点と相違点

共通点と相違点の対象は、FTSE、MSCI、サステナリティクスの3社。

（共通点）次の5つの項目は3社いずれの評価項目にも含まれていた。「安全衛生方針等によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」。

（相違点）FTSEはHIV/エイズ、結核、マラリアといった世界的な健康問題への取組を表明しているか、世界的な健康問題の要望と管理に関するプログラムを従業員やコミュニティ向けに行っているか」「安全衛生委員会や経営上の議論を通じての従業員の関与」「安全衛生データの検証」といった項目が他には無い点である。MSCIは、安全衛生方針がグループ全体に共有されているか、負の要素、認定

証の有無に関する項目が特有である。サステナリティクスは、緊急時対応策の有無と、請負業者に関してトレーニングや方針策定などまとまった項目が設定されている点が特徴的である。

## D. 考察

共通点と相違点についての比較を実施することができたFTSE、MSCI、サステナリティクスの3社については、「安全衛生方針等によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」の5つの項目が共通しており、ESG投資の視点から、それぞれのESG評価会社のステークホルダーからの要求を満たす形で共通の項目として求められているものが確認することができた。しかしながら今回の調査から各評価会社のインデックスでは業界別に質問項目を変更していることあることも確認されるとともに、それらが非公開情報であり入手が困難な状況であったことから情報に関して業界を揃えることができていない。各インデックスの比較の実施において傾向は確認することができたものの、業界を合わせていないためにその比較が適当とはいえない状況となっている。今後の調査においては、ESGの視点から労働安全衛生に関する推進がより求められてきている業界を対象としていくつかの絞りを、それら対象の業界の企業からの協力を得て、非公

開の情報を入手した上で調査を進めていくことも検討する必要がある。

#### E. 結論

各評価会社の評価項目は一般には非公開であるため、企業から特別に入手することのできた評価会社3社（FTSE Russell、MSCI、サステナリティクス）の質問票および報告書にどのような項目があるかを一覧表としてまとめ、特徴と共通点、相違点の調査を行った。共通点と相違点についての比較を実施することができた3社の共通項目は、「安全衛生方針等によるコミットメント」「管理体制、死亡者数/率」「休業災害発生率」「安全衛生方針が請負業者にも適用されるかどうか」の5つが共通し、ESG投資の視点で求められている共通項目を確認することができた。しかしながら情報が非公開であることもあり、情報の入手が困難なこともあり、業界が統一されていない。今後は調査の対象の業界を、例えば労働安全衛生の情報開示がより求められている業界に絞って情報を入手するなどの必要がある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### H. 知的財産権の出願・登録状況なし

なし

#### I. 引用・参考文献

1) FTSE Russell (2020) Guide to FTSE Sustainable Investment Data used in FTSE Indexes v1.0

2) MSCI (2020) MSCI ESG Focus Indexes Methodology

3) Sustainalytics (2020) ESG Risk Ratings - Methodology Abstract Version 2.1

4)

表1

	FTSE Russell	FTSE Russell	FTSE Russell (15項目)
Title	Guide to FTSE Sustainable Investment Data used in FTSE Indexes v1.0		
SHS	住宅メーカー(15)	消費財メーカー (11)	総合電機メーカー(15)
1	<b>Health and safety policy or commitment statement which:</b>	<b>Health and safety policy or commitment statement which:健康と安全に関する方針</b>	QHealth and safety policy or commitment statement which:以下のことを行う安全衛生方針またはコミットメントステートメント
	a) Identifies the issue as relevant and important	//	a) 関連し重要である問題を識別する、b) 請負業者またはその他の外部ステークホルダーに適用される
	b) Applies to contractors or other external stakeholders		QCompany statement on programme(s) to address global health issues including:以下の内容を含む世界的な健康問題に取り組むプログラムに関する会社の表明書:
2	<b>Company statement on programme (s) to address global health issues including</b>	<b>Company statement on programme(s) to address global health issues including: 世界的な健康問題に対処するためのプログラムに関する会社の声明</b>	a) HIV/エイズ、b) 結核、c) マラリア
	a) HIV/ AIDS	//	QBoard oversight of health and safety:安全衛生の監視委員会:
	b) Tuberculosis	//	a) 安全衛生リスクの管理に関する取締役会または取締役会委員会の監督のエビデンス
	c) Malaria	//	b) 取締役会レベルで責任ある立場の役職名
3	<b>Board oversight of health and safety</b>	<b>Board oversight of health and safety:健康と安全に対する取締役会の監督</b>	QRisk Assessment carried out regarding health and safety for:以下の事項に対する安全衛生リスクアセスメントの実施:
	a) Evidence of board or board committee oversight of management of health and safety risks	//	a) 可能性がある新たな事業やプロジェクト(デュエリジェンス)
	b) Named position responsible at Board level	//	b) 既存事業またはプロジェクト
4	<b>Risk Assessment carried out regarding health and safety for</b>	<b>Risk Assessment carried out regarding health and safety for:リスク評価</b>	QEmployee involvement in health and safety improvements, through: 以下の取り組みを通じた安全衛生の改善に関する従業員の関与:
	a) Potential new operations or projects (due diligence	//	a) 従業員の安全衛生委員会等の参加型イニシアティブ
	b) Existing operations or projects	//	b) 労働者代表または労働組合との安全衛生に関する経営上の議論の場
5	<b>Employee involvement in health and safety improvements, through:</b>		QPerformance monitoring and management of health and safety, demonstrated by:以下による安全衛生の業績モニタリングと管理:
	a) Participative initiatives such as employee health and safety committees		a) 以前に設定された目標に対する業績と進捗状況、b) 業界標準に関する業績のベンチマーク
	b) Management discussions on health and safety with worker representatives or trade unions		QFor health and safety data, there is:安全衛生に関するデータについては以下の行動を取る:
8	<b>Performance monitoring and management of health and safety, demonstrated by</b>	<b>Performance monitoring and management of health and safety, demonstrated by: 健康、安全の管理とパフォーマンスのモニタリング</b>	a) 第三者による独立した検証、b) 使用する国際保証基準と保証レベルの明白な開示
	a) Performance and progress against previously set targets		QProgramme regarding prevention and control of at least one global health issue which applies to:以下にあってはまる少なくとも1つの世界的な健康問題の予防と管理に関するプログラム
	b) Performance benchmarking against industry standards		a)従業員、b)コミュニティ
10	<b>For health and safety data, there is:</b>		QPercentage of sites with OHSAS 18001 certification OHSAS 18001 認証を取得した現場の割合
	a) Independent Verification by a third party		年度、認証の対象範囲(現場の割合)
	b) Clear disclosure of the international assurance standard used and the level of assurance		QNumber of staff trained on health and safety standards within the last year 昨年中に安全衛生基準に関する訓練を受けたスタッフ数

	FTSE Russell	FTSE Russell	FTSE Russell (15項目)
11	<b>Programme regarding prevention and control of at least one global health issue which applies to:</b>	<b>Programme regarding prevention and control of at least one global health issue which applies to:</b> 少なくとも1つの世界的な健康問題の予防と管理のための取組	年度、安全訓練を受けたスタッフ(安全を含む一般的な訓練)
	a) Community		QLost-time incident rate, over last three years 過去3年間の損失時間事故率
	b) Employees		補償範囲、損失時間の定義、今年度、今年度損失時間事故率、
12	<b>Percentage of sites with OHSAS 18001 certification</b>	<b>Percentage of sites with OHSAS 18001 certification OHSAS 18001 認定を受けた事業所の割合</b>	T-1年度、T-年度損失時間事故率、T-2年度、T-2年度損失時間事故率、
		SHS12_1 Year	データ型(従業員または従業員+請負業者)
		SHS12_2 Coverage of certification (percentage of sites)	QIn cases of accidents or incidents leading to injuries or fatalities, the company discloses: 負傷または死につながる事故や災難が発生した場合、当社は以下を開示している。
13	<b>Number of staff trained on health and safety standards within the last year</b>	<b>Number of staff trained on health and safety standards within the last year 健康と安全の基準に関するトレーニングを受けたスタッフの数</b>	a) 報告された事件の調査と所見、または負傷者や死亡事故に至る健康・安全インシデントが発生していないこと
		SHS13_1 Year	b) 報告された事件に続く行動、または負傷者や死亡事故に至る安全衛生インシデントが発生していないこと
		SHS13_2 Staff trained on safety	QNumber of work-related employee fatalities, over last three years 過去3年間の業務上の従業員の死亡者数
		SHS13_3 Staff trained (General training which includes safety)	Coverage, Current Year, Current Year Fatalities, T minus 1 Year, T-1 Fatalities, T minus 2 Year
15	<b>Lost time incident rate, over last 3 years</b>	<b>Lost time incident rate, over last three years 過去3年以上の休業事故発生率</b>	T-2 Fatalities
		SHS15_1 Current Year	QPolicy or commitment statement on reducing health and safety impact through: 安全衛生への負荷低減に関する方針またはコミットメントステートメント
		SHS15_2 Current Year Lost Time Incident Rate	a) 継続的改善へのコミットメント、b) インシデントを削減するための期限付き計数目標
		SHS15_3 T minus 1 Year	QNumber of work-related contractor fatalities, over last three years 過去3年間の業務上の請負業者の死亡者数
		SHS15_4 T-1 Year Lost Time Incident Rate	T-2 Total number of Contractors, Coverage, Current Year, T-0 Contractor Fatalities,
		SHS15_5 T minus 2 Year	T-0 Total number of Contractors, T minus 1 Year, T-1 Contractor Fatalities,
		SHS15_6 T-2 Lost Time Incident Rate	T-1 Total number of Contractors, T minus 2 Year, T-2 Contractor Fatalities,
		SHS15_7 Coverage	
		SHS15_8 Definition of lost time	
		SHS15_9 Data Type (Employees OR Employees+Contractors)	
37	<b>In cases of accidents or incidents leading to injuries or fatalities, the company discloses</b>	<b>In cases of accidents or incidents leading to injuries or fatalities, the company discloses けがや死亡につながる事故や事件が起きた場合</b>	
	a) Investigations and findings of reported incidents	a) Investigations and findings of reported incidents, or that no	
	b) Actions following reported incidents	b) Actions following reported incidents, or that no health & safety	
38	<b>Number of work related employee fatalities, over last 3 years</b>		
39	<b>Policy or commitment statement on reducing health and safety impact through:</b>	<b>Policy or commitment statement on reducing health and safety impact through: 健康や安全への影響を軽減するための方針</b>	
	a) Commitment to continuous improvement		
	b) Time specific, quantitative targets to reduce incidents		
40	<b>Number of work related contractor fatalities, over last 3 years</b>		

	FTSE Russell	MSCI	Sustenalitycs
Title	Guide to FTSE Sustainable Investment Data used in FTSE Indexes v1.0		
SHS	住宅メーカー(15)		
1	<b>Health and safety policy or commitment statement which:</b>	H&S strategy and performance is managed by CEO	S1.6.2.1 Health and Safety Management System
	a) Identifies the issue as relevant and important	H&S strategy performance is managed by Senior Executive or Executive Committee	formal health and safety policy commitment
	b) Applies to contractors or other external stakeholders	H&S strategy performance is managed by Sustainability Committee, H&S task force or risk officer	managerial responsibility for health and safety issues
2	<b>Company statement on programme (s) to address global health issues including</b>	H&S Policy is group-wide	procedures for hazard identification and risk assessment
	a) HIV/ AIDS	H&S policy applies to <b>contractors</b>	regular health and safety training programmes for employees
	b) Tuberculosis	H&S policy is enforced with <b>auditing</b>	operating guidelines or procedures that are relevant for industry
	c) Malaria	Inclusion of <b>contractors</b> in health & safety metrics	targets to reduce health and safety incidents
3	<b>Board oversight of health and safety</b>	Health & Safety performance as factor in executive compensation	emergency preparedness procedures
	a) Evidence of board or board committee oversight of management of health and safety risks	Performance: performance track record of	performance monitoring and measurement
	b) Named position responsible at Board level	Contraversies:	internal or external health and safety <b>audits</b> conducted at least every three years
4	<b>Risk Assessment carried out regarding health and safety for</b>	Performance on Health&Safety Metrics Relative to Peers	reporting on health and safety programmes and performance
	a) Potential new operations or projects (due diligence)	Total recordable Injury Rate	
	b) Existing operations or projects	Fatalities	S1.6.4 Health & Safety Certifications
5	<b>Employee involvement in health and safety improvements, through:</b>	Governance and Strategy: Percentage of the company's health& safety system certified to OHSAS 18001	S 1.6.5 LTIR Trend
	a) Participative initiatives such as employee health and safety committees	Governance and Strategy:Evidence of Recognized Certification	S1.6.6 Employee Fatality Rate
	b) Management discussions on health and safety with worker representatives or trade unions	Targets: target to improve H&S performance	S2.3.5 <b>Contractor</b> Safety Programme
8	<b>Performance monitoring and management of health and safety, demonstrated by</b>	Lost Time Incident Rate	Policy commitment to protect the safety of <b>contractors</b>
	a) Performance and progress against previously set targets		Prescreening of <b>contractors</b> for safety performance and risks
	b) Performance benchmarking against industry standards		Operating guidelines on <b>contractor</b> safety management
10	<b>For health and safety data, there is:</b>		Safety training for <b>contractors</b>
	a) Independent Verification by a third party		Compliance with safety guidelines included in contractual agreements
	b) Clear disclosure of the international assurance standard used and the level of assurance		Objectives or targets regarding <b>contractor</b> safety

	FTSE Russell	MSCI	Sustenalitycs
11	<b>Programme regarding prevention and control of at least one global health issue which applies to:</b>		Monitoring of <b>contractor</b> safety performance
	a) Community		Reporting on <b>contractor</b> safety management
	b) Employees		S2.2.6 <b>Contractor</b> Fatalities
12	<b>Percentage of sites with OHSAS 18001 certification</b>		
13	<b>Number of staff trained on health and safety standards within the last year</b>		
15	<b>Lost time incident rate, over last 3 years</b>		
			共通の項目
			特徴的な項目
37	<b>In cases of accidents or incidents leading to injuries or fatalities, the company discloses</b>		
	a) Investigations and findings of reported incidents		
	b) Actions following reported incidents		
38	<b>Number of work related employee fatalities, over last 3 years</b>		
39	<b>Policy or commitment statement on reducing health and safety impact through:</b>		
	a) Commitment to continuous improvement		
	b) Time specific, quantitative targets to reduce incidents		
40	<b>Number of work related contractor fatalities, over last 3 years</b>		

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に関する調査研究

ESGのサプライヤーマネジメントを支援している企業の労働安全衛生面での監査項目等の情報収集

研究協力者 下田屋 毅 一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン  
研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 准教授

研究要旨：

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG) の文脈で、サプライチェーンマネジメント支援機関の行動規範や監査項目の中で「労働安全衛生」としてどのような項目が取り上げられているのか、各社の内容に特徴や違いがあるのかを明らかにすることを目的とする。

調査は、インターネット上で行動規範や監査項目が公表されている5団体 (Fair Labor Association (FLA)、Social Accountability International (SA8000)、Responsible Business Alliance (RBA)、Sedex、amfori) の行動規範および監査項目の中で、労働安全衛生(安全衛生含む)として取り上げられている項目を一覧化し比較を行った。この中で1、2団体のみに取り上げられている内容を各団体の行動規範の特徴、4・5団体に取り上げられているものを共通点とした。

5つの行動規範や監査項目の中で、5つの行動規範の全てに適用される項目は次の3つ「食事に関すること(食事の提供や、衛生的な保管場所、食事休憩を取る場所)」「安全な飲み水の提供」「寮の安全衛生」であった。また行動規範のうち4つが適用している項目は次の8つ「潜在的脅威の予防やトレーニング」「安全衛生方針などの文書管理とアクセス」「疾病・ケガなどの記録」「個人用保護具の提供」「施設設備とメンテナンス」「機械の安全確保」「施設の衛生」「清潔なトイレ」であった。一方で、5つの行動規範や監査項目のうち、1つまたは2つのみに記載のあった項目は次の11項目「事故発生時の労働者の保護(強制保険など)(amfori BSCI)」「移動手段の提供について(Sedex)」「許可なしで危険から逃れる権利(SA8000、amfori BSCI)」「許可証・証明書の保有(FLA、Sedex)」「個人用保護具のトレーニング(FLA、Sedex)」「女性のリプロダクティブヘルスの保護(FLA)」「機械の適切な使用(FLA)」「安全でない機械の使用拒否(FLA)」「身体に負担のかかる作業の管理と作業設計(FLA、RBA)」「寮と職場等の距離(FLA、Sedex)」「保育施設や子供の立ち入り制限(FLA、Sedex)」「外部業務委託者 (FLA)」であった。

サプライヤー管理を実施するという観点から、国際的な行動規範が今まで作成をされており、体系的に管理がなされること、また詳細な要求事項が求められていることを今回の調査で確認することができたが、ESG投資の観点からは、対象企業の所有する工場での労働安全衛生項目についての情報開示を確認するのみならず、国際的なサプライヤー行動規範にある要求事項を満たすようにサプライヤー管理を実施することが

今後さらに求められ、特に日本企業はその対応をさらに進めなければならない状況にある。

#### 研究協力者

研究協力者 豊原 智恵 一般社団法人サ<sup>サ</sup>・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン



## A. 目的

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG) の文脈で、サプライヤー・マネジメントを支援する機関の行動規範や監査項目の中で「労働安全衛生」としてどのような項目が行動規範や社会労務監査時の確認事項として取り上げられているのか、各機関の内容に特徴や違いがあるのかを明らかにすることを目的とする。

## B. 方法

サプライヤー・マネジメントを支援する機関のうち、インターネット上で行動規範と監査項目を公表している次の5団体を対象とした。Fair Labor Association、Social Accountability International、Responsible Business Alliance、Sedex、amfori。各団体の行動規範および公開されている監査項目の中で、労働安全衛生 (Occupational Health and Safety) および安全衛生 (Health and Safety) の項目の中に何が取り上げられているかを一覧化し、1~2団体のみに取り上げられている内容を各団体の行動規範の特徴項目、4~5団体に取り上げられているものを共通項目とした。

## C. 結果

### 1. 各社の特徴項目

1) Fair Labor Association (FLA) : 表1  
FLAは、「FLA 職場行動規範とコンプライ

アンスベンチマーク (2011年改訂)」を発行している。これはILO基準や国際的に受け入れられている好事例をもとにして、労働の基準を定めているもので、それぞれの行動規範の項目を満たすための具体的な要件を特定している<sup>1)</sup>。

9つある行動規範のうちの7番目の行動規範「Health, Safety, and Environment (健康、安全、環境)」として、雇用者は業務過程や施設の運営において生じる労働災害や健康被害の防止のために、安全で健康的な職場環境を提供しなければならない。また、雇用者は職場が環境に与える負の影響を軽減するために責任ある措置を取らなければならない、と記載されている。この行動規範を満たすための要件として30のベンチマークの項目が設定されている。ベンチマークは上から順番に、「法令規則の遵守について」「適切な文書管理と労働者のアクセス」「事故や病気の記録と報告」「有効な許可と証明書の保有」「避難要件と手順」「安全装備と応急処置訓練」「個人用保護具の無料提供」「個人用保護具の使い方の訓練」「化学物質の適切な保管と取り扱い方の訓練」「化学物質のデータシートと労働者のアクセス」「妊婦や若年労働者の科学物質からの保護」「女性のリプロダクティブヘルスの保護」「施設の設備とメンテナンス、機械の安全確保・メンテナンス・トレーニング」「機械の適切な使用」「労働者の危険な機会の利用拒否」「体に負担のかか

らない体制での作業設計」「医療設備、職場の衛生」「トイレの衛生・アクセシビリティ」「トイレの利用制限の禁止」「食事の提供と食品管理」「安全な飲み水へのアクセス」「飲み水の利用制限の禁止」「寮の設備」「寮の職場からの距離」「保育施設と施設内のこども」である。

個人用保護具、化学物質、機械の取り扱いについては使い方とトレーニングに分けられ、トイレ、飲み水に関しては、衛生面と利用制限の禁止に分けられ、寮に関しては安全確保と職場からの距離などに分けられている。他の行動規範との比較においても、項目がより細分化され説明がなされている。女性のリプロダクティブヘルスの保護、機械の適切な利用(ペナルティを設ける等負の動機で利用しない)、安全でない機械の使用拒否に関しては、他の行動規範に見られない特徴的な項目といえる。一方で経営者と労働者の関係性や、安全衛生委員会、分野をまたいで潜在的脅威の予防、定期的なリスク評価については記載が見られない。

## 2) Social Accountability International (SAI) : 表2

SAIが発行しているサプライヤー行動規範であるSA8000は、第三者による社会労務監査の自主基準であり、労働者の権利、職場環境、効果的なマネジメントシステムの確立と改善など、サプライヤー工場が満たすべき要件を定めたものであ

る<sup>2)</sup>。

社会的責任要件として提示された9つのうち3番目が「Health and Safety (安全衛生)」である。その中に詳細の基準が10項目設定されている。具体的には、「健康や安全を脅かす脅威の予防」「妊産婦等に対するリスク評価」「個人用保護具の提供と応急処置」「シニア・マネジメント責任者の設置」「安全衛生委員会の設置」「定期的な健康と安全に関するトレーニングの提供」「文書化された手順と文書による記録」「清潔なトイレ・飲み水・適切な食事休憩場所・衛生的な食品保管場所の提供」「寮の設備」「危険から逃れる権利」についてである。

安全衛生委員会について、法律が定めていない場合の最低限の要求事項について記載がある。トレーニングについては全般を対象にまとめた記載がなされている。医療施設や化学物質の取り扱い、保育施設についての記載は見られない。

## 3) Responsible Business Alliance (RBA) : 表3

RBAの行動規範はエレクトロニクス(電子電気機器)産業に属する事業者を対象としており、事業者は自発的にこの行動規範を採用することが出来る。採用した場合、事業者とそのサプライヤーの下請け業者にも適用される<sup>3)</sup>。

大きく5つある行動規範の項目のうち2番目が「安全衛生」である。企業は安全

で衛生的な作業環境が病気・ケガの最小化やサービスの品質、勤労意欲などに結びついていることを理解し、安全衛生問題の解決と労働者への情報提供や教育が大切であることを認識すること、が前提とされる。本RBAの行動規範の策定の際に参照されたISO45001とILO労働安全衛生マネジメント・システム・ガイドラインからも情報が得られるとの補足も明記されている。安全衛生の基準は具体的に8項目が設定されている。「職務上の安全」「緊急時への備え」「労働災害及び疾病」「産業衛生」「身体に負荷のかかる作業」「機械の安全対策」「衛生設備・食事・および住居」「安全衛生のコミュニケーション」である。

他の行動基準との比較から項目数は限定されているが、1つの項目の中に横断的に内容がまとめられている。特に冒頭4項目は大きなテーマであるが、「予防」「対応」「是正措置」など、順番に網羅的に実施すべきことがまとまっている。その一方で、安全衛生委員会、法の順守、保育施設に関する記載は見られない。「労働者の理解できる言語でのトレーニング」「労働者側から安全衛生の懸念提起の推奨」「労働災害者疾病における是正措置の実施と労働者の職場復帰の促進」「緊急対策に復旧人員の連絡先情報や復旧計画が含まれること」「緊急対策は生命・環境・財産への損害を最小化すること」「寮における貴重品保管場所の確保と適切な個人の

スペース」についての記載はRBA特有のものであるといえる。

#### 4) Sedex : 表4

SedexのSedex Members Ethical Trade Audit (SMETA) はSedexメンバーが作成した監査手法であり、測定基準はEthical Trading Initiative (ETI)のベース・コードと法律に基づき、監査時に確認する項目を解説している<sup>4)</sup>。

18に分かれた測定基準の5番目が「安全衛生」である。本行動規範の安全衛生に関する項目は次の5つに完結にまとめられている。「安全で衛生的な労働環境の提供と事故やけがの防止」「定期的な安全衛生トレーニング」「清潔なトイレと飲み水衛生的な食糧保管」「住居、責任者の設置」。監査で確認、報告すべき測定基準は次の9つに分かれる。「職場と住居の安全衛生方針と手順の有無」「方針と手順の共有方法」「安全衛生のリスクアセスメントと記録(10項目)」「許可証やトレーニング記録などの文書一般(26項目)」「安全衛生委員会(3項目)」「機械に関する文書(3項目)」「安全衛生トレーニングの記録(8項目)」「安全衛生規則違反への措置」「実地調査において確認すべき点(27項目)」。

測定基準は大分類の下に確認すべき小分類が設定されている。SMETAの行動規範の項目については、詳細に書かれたFLA職場行動規範と重なる内容が多い。飲料水については本行動規範に記載されている

が、測定基準には記載がない。「安全衛生規則違反への措置」や「労働者の移動手 段」についての記載は他の行動規範に見 られない特徴的なものである。また「危 険や役割を担う労働者のアセスメント」 「火災報知器の二次電源の設置」「適切な 緊急避難場所」「訪問者への個人用保護具 利用トレーニング」「作業場のスペース」 「トイレの設備(水洗、石鹸、タオル等)」 といった詳細な内容の記載があることも、 他の行動規範等と違う点である。

#### 5) amfori : 表5

amfori の行動規範(amfori BSCI行動規 範)は、参加者がサプライチェーンで実践 するための価値観や原則を定めている。 取引先は自らの行動規範の順守のための 全ての措置を講じ、生産過程に関与する 取引先が行動規範の順守のための措置を 講じていることを証拠として示す必要が ある<sup>5)</sup>。

11項目ある行動規範の原則のうち5番 目が「労働安全衛生」である。内容は8項 目に分かれて記載されており、最初の項 目は原則の順守の前提として、労働者と 地域社会の健康的な労働条件と生活条件 の尊重、および、若年労働者や妊産婦、 障害者などへの保護が記載されている。 それ以降の7項目はより具体的な内容と なっており「労働安全衛生基準の遵守」 「管理者と労働者の積極的な協力(労働 安全衛生委員会)」「潜在的脅威の評価と 予防」「事故発生時の労働者の保護」「設

備や住居の安全と危険から逃れる権利」

「医療援助と設備」「飲料水・清潔な食事 休憩の場所」「保管場所・個人用保護具の 提供」について記載されている。

具体的な内容への言及が他の行動規範 との比較からは限定的となっており、「リ スク・アセスメント」「文書としての記録」 「避難やトレーニング」「機械の取り扱い」 「化学物質の取り扱い」「トイレの利 用」についての記載は見られない。一方 で、「事故発生時の労働者保護としての強 制保険制度」「国内法が脆弱な場合の国際 基準の適用」について記載されているの が特徴的である。

## 2. 共通点と相違点

### (1) 共通点

調査した5つの行動規範や監査項目のう ち、5つの行動規範の全てに適用される項 目は次の3つである。「食事に関すること (食事の提供や、衛生的な保管場所、食事 休憩を取る場所)」「安全な飲み水の提供」 「寮の安全衛生」である。また行動規範 のうち4つが適用している項目は次の8 つである。「潜在的脅威の予防やトレーニ ング」「安全衛生方針などの文書管理とア クセス」「疾病・ケガなどの記録」「個人 用保護具の提供」「施設設備とメンテナ ンス」「機械の安全確保」「施設の衛生」「清 潔なトイレ」。

### (2) 相違点

5つの行動規範や監査項目のうち、1つま

たは2つのみに記載のあった項目は次の11項目である。「事故発生時の労働者の保護(強制保険など)(amfori BSCI)」「移動手段の提供について(Sedex)」「許可なしで危険から逃れる権利(SA8000、amfori BSCI)」「許可証・証明書の保有(FLA、Sedex)」「個人用保護具のトレーニング(FLA、Sedex)」「女性のリプロダクティブヘルスの保護(FLA)」「機械の適切な使用(FLA)」「安全でない機械の使用拒否(FLA)」「身体に負担のかかる作業の管理と作業設計(FLA、RBA)」「寮と職場等の距離(FLA、Sedex)」「保育施設や子供の立ち入り制限(FLA、Sedex)」「外部業務委託者(FLA)」。

#### D. 考察

今回の調査は、どのような国際的なサプライヤー行動規範があり、その中でどのような項目が労働安全衛生において要求事項としてそれぞれ求められているのかについて調査し比較を行っている。サプライヤー行動規範を発行しているそれぞれの団体では、詳細な項目をベンチマークとして提示しているものもあれば、大きなテーマの中で予防、対応、是正措置といった流れを示しているものもある。それぞれ行動規範の作りは異なっている部分もあるが共通の項目で労働安全衛生について工場の取り組みの基準を提示して活動を促している。

これらの労働安全衛生の項目は、工場

の労働者を守るために設定されている国際的な水準で要求されている項目であるが、これら国際的な行動規範を基本とした工場の社会労務監査で一番指摘が多いのも労働安全衛生の項目という現状がある。これらは主にサプライヤーへ要求されているが、ESG投資の視点では、これらの要求事項を満たす形でサプライヤー管理を行っているのかについてESG投資の主な対象となっている企業に求められてきている。国際的な動向を鑑みると主に欧米企業が東南アジアなどを中心とした発展途上国において製造を委託し、そのサプライヤー管理を実施する上で、これら国際的な行動規範を作成し発展させ、工場の社会労務監査として実施してきた経緯があり、企業の人権を尊重する視点から、人権侵害のリスクを減らすための活動として、昨今さらにその活動が活発化してきている。日本企業においては、国際的な行動規範に基づいて工場の社会労務監査についての実施が、欧米の企業との比較では進められていない状況があり、ESG投資の視点からサプライヤー管理についてこれら国際的な行動規範に基づいて実施することが要求された場合には対応をより進めなければならない状況にある。

#### E. 結論

サプライヤー管理を実施するという観点から、国際的な行動規範が今まで作成を

されており、体系的に管理がなされること、また詳細な要求事項が求められていることを今回の調査で確認することができた。ESG投資の視点からは、対象企業の所有する工場での労働安全衛生項目についての情報開示を確認するのみならず、国際的なサプライヤー行動規範にある要求事項を満たすようにサプライヤー管理を実施することが今後さらに求められ、特に日本企業はその対応をさらに進めなければならない状況にある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

#### I. 引用・参考文献

---

<sup>1)</sup> Fair Labor Association (2011) FLA Workplace Code of Conduct and Compliance Benchmark

<sup>2)</sup> Social Accountability International (2014) Social Accountability 8000 International Standard

<sup>3)</sup> Responsible Business Alliance (2019) レスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 行動規範 バージョン 7.0

<sup>4)</sup> Sedex (2019) Sedex Members Ethical Trade Audit (SMETA) Measurement Criteria Version 6.1

<sup>5)</sup> amfori (2017) amfori BSCI Code of Conduct

表 1 . Fair Labor Association (FLA)

		Fair Labor Association
Title of the document		FLA Workplace Code of Conduct and Compliance Benchmarks Revised October 5, 2011
types of document		code of conduct and compliance benchmark
Title of the chapter		Health, Safety, and Environment (Health and Safety)
Code of Conduct		Employers shall provide a safe and healthy workplace setting to prevent accidents and injury to health arising out of, linked with, or occurring in the course of work or as a result of the operation of employers' facilities. Employers shall adopt responsible measures to mitigate negative impacts that the workplace has on the environment.
1	法令、規則の遵守	HSE.1 General Compliance Health, Safety, and Environment Employers shall comply with all <b>national laws, regulations and procedures</b> concerning health, safety, and the environment.
2	健康に関する方針など文書管理とへの労働者のアクセス	HSE.2 Document Maintenance/Workers <b>Accessibility and Awareness</b> All documents required to be available to workers and management by applicable laws (e.g. health and safety policies, MSDS, environmental emergency plans) shall be made available in the <b>prescribed manner and in the local language</b> or language spoken by the workers, if different from the local language.
3	病気、けがなどの報告と記録	HSE.3 Notification and Record Maintenance HSE.3.1 Employers shall <b>notify the relevant national and/or local authorities of all illnesses and accidents</b> and environmental emergencies as required by applicable laws. HSE.3.2 All illness, safety, accident, and emergency reports shall be <b>maintained on site for at least one year</b> , or longer if required by law.
4	法的に必要な許可と証明書の保有	HSE.4 Permits and Certificates Employers shall at all times be in possession of all <b>legally required and valid permits and certificates</b> related to health, safety, and environmental issues, such as those related to the purchase and storage of chemicals, fire safety inspections, inspection of machinery, and (chemical) waste disposal.
5	避難要件、トレーニング、周知	<b>Evacuation Requirements and Procedure</b> HSE.5.1 All applicable, <b>legally required or recommended elements of safe evacuation</b> (e.g. posting of evacuation plans, installation and maintenance of an alarm and emergency lighting systems, ensuring aisles/exits are not blocked and that workers are not blocked within their workstations, employee education, evacuation procedures) <b>shall be complied</b> with. HSE.5.2 Workers <b>shall be trained</b> in evacuation procedures. HSE.5.3 <b>Alarm systems</b> shall be regularly tested and <b>evacuation drills</b> shall be undertaken at least <b>annually</b> . HSE.5.4 The emergency evacuation plan (EEP) includes <b>procedures for notifying local community authorities</b> in case of accidental discharge or release of chemical/waste products or any other environmental emergency
6	安全・医療装備と応急処置トレーニング	<b>Safety Equipment and First Aid Training</b> HSE.6.1 All <b>safety and medical equipment</b> (e.g. fire fighting equipment, first aid kits) shall be available in sufficient <b>numbers</b> throughout the workplace, maintained and stocked as prescribed, and <b>easily accessible</b> to workers. HSE.6.2 A sufficient number of workers shall be <b>trained in first aid and fire fighting</b>

7	個人用保護具の無償提供	<p>Personal Protective Equipment</p> <p><b>Workers shall be provided at no cost with all the appropriate and necessary personal protective equipment</b> (e.g. gloves, eye protection, hearing protection, respiratory protection) to effectively prevent unsafe exposure (e.g. inhalation or contact with solvent vapors, noise, dust) to health and safety hazards, including medical waste.</p>
8	個人用保護具の使い方のトレーニング	<p>Use of Personal Protective Equipment</p> <p>Workers shall be provided with training on the use and maintenance of personal protective equipment.</p>
9	化学物質の適切な保管と取り扱い方のトレーニング	<p>Chemical Management and Training</p> <p>HSE.9.1 All chemicals and hazardous substances shall be properly <b>labeled and stored in secure and ventilated areas</b> and disposed of in a safe and legal manner, in accordance with applicable laws.</p> <p>HSE.9.1.1 Labels shall be placed <b>in the local language and the language spoken by workers</b>, if different from the local language.</p> <p>HSE.9.2 Workers shall receive <b>training</b>, appropriate to their job responsibilities, concerning the hazards, risks and the safe use of chemicals and other hazardous substances.</p>
10	化学物質などのデータシートを作成し労働者がアクセスできるようにする	<p><b>Material Safety Data Sheets/Workers Access and Awareness</b></p> <p>HSE.10.1 Material Safety Data Sheets (MSDS) for all chemicals and hazardous substances used in the workplace must be available at the usage and storage sites of the chemicals and hazardous substances, in the local language and the language spoken by workers, if different from the local language.</p> <p>HSE.10.2 Workers shall have free access to MSDS.</p>
11	妊婦と若年労働者の危険物質からの保護	<p>Chemical Management/<b>Pregnant Women and Young Workers</b></p> <p>HSE.11.1 To prevent unsafe exposure to hazardous chemicals and hazardous substances, appropriate accommodations shall be made <b>for pregnant women and workers under the age of 18, as required by applicable laws or the provisions of the FLA Workplace Code</b>, in a manner that does not unreasonably disadvantage workers.</p> <p>HSE.11.2 If not provided by law, employers must provide protection to workers who allege violations of accommodations to prevent unsafe exposure to hazardous chemicals and hazardous substances for pregnant women and workers under age 18.</p>
12	女性のリプロダクティブヘルスの保護	<p><b>Protection Reproductive Health</b></p> <p>HSE.12.1 Employers shall ensure that women are not engaged in work that constitutes a substantial risk to their reproductive health.</p> <p>HSE.12.2 If not provided by law, employers must provide protection to workers who allege women are engaged in work that constitutes a substantial risk to their health.</p>
13	施設の設備(換気、電気、騒音、証明等)とメンテナンス	<p><b>Ventilation/Electrical/Facility Installation and Maintenance</b></p> <p>All necessary ventilation, plumbing, electrical, noise and lighting services shall be installed and maintained to conform to applicable laws and to prevent or minimize hazardous conditions to workers in the facility</p>
14	機械の安全確保とメンテナンス、トレーニング	<p><b>Machinery Safety, Maintenance and Workers Training</b></p> <p>HSE.14.1 All production machinery, equipment and tools shall be properly <b>guarded and regularly maintained</b>.</p> <p>HSE.14.2 Workers shall receive <b>training</b> in the proper use and safe operation of machinery, equipment and tools they use.</p> <p>HSE.14.3 Employers shall ensure <b>safety instructions</b> are either displayed or posted near all machinery or are readily accessible to the workers in language(s) spoken by workers.</p>
15	機械の適切な使用(ポジティブインセンティブやトレーニングの実施)	<p>Proper Use of Machinery</p> <p>Employers shall <b>not use negative incentives like monetary penalty</b> schemes to ensure workers use machinery, equipment and tools safely and properly. Rather, <b>training</b> on risk awareness, proper machine use, as well as <b>positive incentives like bonuses should be used</b>.</p>
16	労働者は安全でない機械の使用を拒否できる	<p><b>Workers Refusal to Use Unguarded or Unsafe Machinery</b></p> <p>Workers shall not suffer any negative consequences for refusing to work with machinery, equipment or tools that are not properly guarded or reasonably considered unsafe.</p>
17	体に負担のかからない体制での作業設計	<p>Ergonomics</p> <p>HSE.17.1 Workstations, including seating and standing arrangements and reach required to obtain tools, shall be designed and set-up in such a manner as to <b>minimize bodily strains</b>.</p> <p>HSE.17.2 Employers shall train workers in proper lifting techniques, and items such as lifting belts shall be provided.</p>



18	医療施設、医療スタッフ、医薬品の在庫と有効期限	<p>Medical Facilities</p> <p>HSE.18.1 <b>Medical facilities</b> shall be established and maintained in factories as required by applicable laws.</p> <p>HSE.18.2 <b>Medical staff</b> shall be fully licensed and recognized under applicable national rules and regulations.</p> <p>HSE.18.2.1 An appropriate number of medical staff shall be on duty during all working hours, including any type of overtime, as required under national law.</p> <p>HSE.18.3 An appropriate <b>stock of medical supplies</b> shall be maintained at all times.</p> <p>HSE.18.3.1 <b>Medicines of which the expiration date</b> has passed must be replaced immediately and disposed of in a safe manner.</p>
19	施設の衛生	<p>Sanitation in Workplace Facilities</p> <p>All facilities including workplace buildings, toilets, canteens, kitchens, and clinics, shall be kept clean and safe and be in compliance with all applicable laws, including relevant sanitation, medical, and safety and health regulations.</p>
20	適切な数とプライバシー、アクセシビリティ、衛生の確保されたトイレ	<p>Toilets</p> <p>Employers shall establish the number of toilets required under applicable laws within reasonable distance of the workplace. In addition, the following should also be considered: number of toilets based on <b>number of workers</b>, <b>privacy</b> for each individual and <b>gender, accessibility and hygiene</b>.</p>
21	トイレの利用制限の禁止	<p>Toilets/Restrictions</p> <p>Employers shall not place any undue restrictions on toilet use in terms of time and frequency.</p>
22	食事の提供と、食品取扱者への訓練	<p>Food Preparation</p> <p>HSE.22.1 All food made available to workers <b>shall be prepared, stored, and served in a safe and sanitary manner</b> in accordance with all applicable laws.</p> <p>HSE.22.2 All workers handling food <b>must be trained and/or certified</b> to work in the facility preparing or serving food..</p>
23	安全な飲み水の提供と自由な利用	<p>Drinking Water</p> <p>HSE.23.1 <b>Safe and clean</b> drinking water shall <b>be freely available</b> at all times, within reasonable distance of the workplace.</p> <p>HSE.23.1.1 Drinking water shall be of a <b>reasonable temperature</b>.</p> <p>HSE.23.1.2 The <b>means to drink water</b> (e.g. cups) must be safe and <b>sanitary and available in an appropriate number</b>.</p>
24	水を飲む制限の禁止	<p><b>Drinking Water/Restrictions</b></p> <p>Employers shall not place any undue restrictions on drinking water in terms of time and frequency.</p>
25	寮が法律の守り、安全で清潔で安全規定があり、避難訓練がある	<p>Dormitory Facilities</p> <p>HSE.25.1 Dormitory facilities should <b>meet all applicable laws and regulations</b> related to health, safety, and environment, including fire safety, sanitation, risk protection and electrical, mechanical, and structural safety.</p> <p>HSE.25.1.1 All dormitories shall be kept <b>secure, clean, and have safety provisions</b> (e.g. fire extinguishers, first aid kits, unobstructed emergency exits, emergency lighting).</p> <p>HSE.25.2 <b>Emergency evacuation drills</b> shall also be conducted at least annually</p>
26	寮は仕事現場や化学物質保管庫から離れた場所に設置	<p><b>Dormitories Separate From Production Facilities</b></p> <p>All dormitory facilities must be structurally sound, in good repair, and located separately from production, warehouse and hazardous chemical storage areas.</p>
27	保育施設は仕事現場から離れている。労働年齢以下の子供は入場禁止。親の仕事場への入室禁止。	<p>Childcare Facilities/Children on Premises</p> <p>HSE.27.1 <b>Childcare facilities</b> shall not physically overlap with production areas and children shall not have access to production areas.</p> <p>HSE.27.2 Children under the minimum working age <b>shall not be allowed in workplace areas</b> at any time, unless they are part of a guided school tour or other such unusual event.</p> <p>HSE.27.3 Children must not visit parents in workplace areas.</p>

表 2 . Social Accountability International (SAI)

		Social Accountability International
Title of the document		Social Accountability 8000 International Standard by Social Accountability International June 2014
types of document		Social Accountability Requirements: Criteria
Title of the chapter		HEALTH & SAFETY
Code of Conduct		
	経営者と労働者の協力・安全衛生委員会	3.5 A <b>Health and Safety Committee</b> , comprised of a well-balanced group of <b>management representatives and workers</b> , shall be established and maintained. Unless otherwise specified by law, at least one worker member(s) on the Committee shall be by recognised trade union(s) representative(s), if they choose to serve. In cases where the union(s) does not appoint a representative or the organisation is not unionised, workers shall appoint a representative(s) as they deem appropriate. Its decisions shall be effectively communicated to all personnel. <b>The Committee shall be trained and retrained periodically</b> in order to be competently committed to continually improving the health and safety conditions in the workplace. It shall conduct formal, periodic occupational health and safety risk assessments to identify and then address current and potential health and safety hazards. Records of these assessments and corrective and preventive actions taken shall be kept.
	潜在的脅威の予防、トレーニング含む	3.1 The organisation shall provide a <b>safe and healthy workplace</b> environment and shall take effective steps to <b>prevent potential health and safety incidents</b> and occupational injury or illness arising out of, associated with or occurring in the course of work. It shall <b>minimise or eliminate</b> , so far as is reasonably practicable, <b>the causes of all hazards</b> in the workplace environment, based upon the prevailing safety and health knowledge of the industry sector and of any specific hazards.  3.6 The organisation shall provide to personnel, on a regular basis, effective health and safety <b>training</b> , including on-site training and, where needed, <b>job-specific training</b> . Such training shall also be repeated for <b>new and reassigned</b> personnel, where incidents have occurred, and when changes in technology and/or the introduction of new machinery present new risks to the health and safety of personnel.
	定期的なリスクアセスメント	3.2 The organisation shall <b>assess all the workplace risks to new, expectant and nursing mothers</b> including those arising out of their work activity, to ensure that all reasonable steps are taken to remove or reduce any risks to their health and safety.  3.5関連 It shall conduct formal, periodic occupational health and safety <b>risk assessments</b> to identify and then address current and potential health and safety hazards. <b>Records</b> of these assessments and corrective and preventive actions taken shall be kept.
	責任、懲戒	3.4 The organisation shall appoint a <b>senior management representative to be responsible</b> for ensuring a safe and healthy workplace environment for all personnel and for implementing this Standard's Health and Safety requirements.
	許可なしでの危険から逃れる権利	3.10 All personnel shall have the <b>right to remove themselves from imminent serious danger without seeking permission from the organisation.</b>
	健康に関する方針など文書管理とへの労働者のアクセス	3.7 The organisation shall establish <b>documented procedures</b> to detect, prevent, minimise, eliminate or otherwise respond to potential risks to the health and safety of personnel. The organisation shall maintain written records of all health and safety incidents that occur in the workplace and in all residences and property provided by the organisation, whether it owns, leases or contracts the residences or property from a service provider.

3	病気、けがなどの報告と記録	3.7関連The organisation shall <b>maintain written records of all health and safety incidents</b> that occur in the workplace and in all residences and property provided by the organisation, whether it owns, leases or contracts the residences or property from a service provider.
6	安全・医療装備と応急処置トレーニング	3.3 Where hazards remain after effective minimisation or elimination of the causes of all hazards in the workplace environment, the organisation shall provide personnel with appropriate <b>personal protective equipment</b> as needed at its own expense. In the event of a work-related injury the organisation shall <b>provide first aid and assist</b> the worker in obtaining follow-up medical treatment.
7	個人用保護具の無償提供	3.3 Where hazards remain after effective minimisation or elimination of the causes of all hazards in the workplace environment, the organisation shall provide personnel with appropriate <b>personal protective equipment</b> as needed at its own expense. In the event of a work-related injury the organisation shall provide first aid and assist the worker in obtaining follow-up medical treatment.
14	機械の安全確保とメンテナンス、トレーニング	3.6関連トレーニング when changes in technology and/or the introduction of new machinery present new risks to the health and safety of personnel.
20	適切な数とプライバシー、アクセシビリティ、衛生の確保されたトイレ	3.8 The organisation shall provide, for use by all personnel, free access to: <b>clean toilet facilities</b> , potable water, suitable spaces for meal breaks, and, where applicable, sanitary facilities for food storage.
21	トイレの利用制限の禁止	3.8 The organisation shall provide, for use by all personnel, <b>free access to: clean toilet facilities</b> , potable water, suitable spaces for meal breaks, and, where applicable, sanitary facilities for food storage.
22	食事の提供と、食品取扱者への訓練	3.8 The organisation shall provide, for use by all personnel, free access to: clean toilet facilities, <b>potable water, suitable spaces for meal breaks</b> , and, where applicable, sanitary facilities for <b>food storage</b> .
23	安全な飲み水の提供と自由な利用	3.8 The organisation shall provide, for use by all personnel, free access to: clean toilet facilities, <b>potable water</b> , suitable spaces for meal breaks, and, where applicable, sanitary facilities for food storage.
24	水を飲む制限の禁止	23と関連
25	寮が法律の守り、安全で清潔で安全規定があり、避難訓練がある	3.9 The organisation shall ensure that any dormitory facilities provided for personnel are <b>clean, safe and meet their basic needs</b> , whether it owns, leases or contracts the dormitories from a service provider.
		安全衛生委員会についての記述が詳しい トレーニングについてまとめ記載あり

表3. Responsible Business Alliance (RBA)

RBA		
Title of the document		Version 7.0 Responsible Business Alliance Code of Conduct レスポンシブル・ビジネス・アライアンス(RBA)行動規範
types of document		code of conduct
Title of the chapter		安全衛生
Code of Conduct		参加企業は、安全で衛生的な作業環境が、業務上の怪我や病気の発生を最小化することに加えて、製品およびサービスの品質、製造の均一性、ならびに労働者の定着および勤労意欲を向上させることを認識します。参加企業は、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、継続的な労働者への情報と教育が不可欠であることも認識します。 本規範の策定にあたっては、ISO 45001やILO労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインなどの認知された管理システムを参照しており、そこから役に立つ追加情報が得られる可能性があります。
	潜在的脅威の予防、トレーニング含む	1) 職務上の安全の関連： 労働者の潜在的な <b>安全衛生上の危険源</b> （化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、および墜落の危険源）に対する曝露は、 <b>特定、評価され、</b> 8) 安全衛生のコミュニケーションの関連：労働者の分かる <b>言語での訓練や情報提供</b>
	定期的なリスクアセスメント	2) 緊急時への備え 関連： <b>潜在的な緊急事態や非常事態を、特定、評価し、</b>
	安全衛生の危険回避全般	1) 職務上の安全 労働者の潜在的な安全衛生上の <b>危険源</b> （化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、および墜落の危険源）に対する曝露は、 <b>特定、評価され、さらにヒエラルキーコントロールを用いて軽減されなければなりません。</b> これには、 <b>危険源の除去、プロセスや材料の代替、適切な設計による制御、工学的および管理的対策の実施、予防保全、および安全作業手順（ロックアウト／タグアウトを含む）の実施、および継続的な労働安全衛生に関する教育訓練の提供が含まれます。</b>
	2 健康に関する方針など文書管理とへの労働者のアクセス	8) 安全衛生のコミュニケーション 参加企業は、労働者の <b>母国語または理解できる言語で</b> 、労働者が曝露することになるあらゆる特定される職場の危険源（機械、電気、化学物質、火災、および物理的危険源を含みますがこれに限定されません）について、適切な職場の <b>安全衛生情報と教育訓練</b> を労働者に提供しなければなりません。安全衛生関連の情報は、 <b>施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示しなければなりません。</b> すべての労働者に対し、作業の開始前に、それ以降は定期的に教育訓練が提供されます。労働者は、 <b>報復されることなく安全衛生の懸念を提起するよう奨励</b> されなければなりません。
	3 病気、けがなどの報告と記録	3) 労働災害および疾病 労働災害および疾病を <b>防止、管理、追跡、および報告</b> する手順および仕組みが運用されなければなりません。これには、労働者からの <b>報告の奨励</b> 、労働災害および疾病事例の分類および <b>記録</b> 、必要な <b>治療の提供</b> 、事例の詳細な <b>調査</b> 、および原因除去のための <b>是正措置の実施</b> 、ならびに <b>労働者の職場復帰を促進</b> するための規定が含まれなければなりません。
	5 避難要件、トレーニング、周知	2) 緊急時への備え 潜在的な <b>緊急事態や非常事態を、特定、評価し、</b> 緊急の報告、従業員への通知および <b>避難手順</b> 、労働者の <b>教育訓練</b> を含む、緊急計画および対応手順の実施により、その影響を最小限に抑えなければなりません。防災訓練は、少なくとも <b>年に1度</b> 、または現地法の要求、いずれかのより厳しい方法で実施しなければなりません。緊急対策には、適切な <b>火災報知器および消火設備、わかりやすく障害物のない出口、適切な非常口のある施設</b> 、緊急対応にあたる <b>人員の連絡先情報、および復旧計画</b> なども含まれます。このような対策および手順は、 <b>生命、環境、および財産への損害を最小化することに重点を置かなければなりません。</b>

7	個人用保護具の無償提供	1)職務上の安全より これらの手段により、危険源を適切に管理することができない場合、労働者には適切で正しく維持管理された <b>個人保護具</b> 、およびこれらの危険源に関連するリスクに関する教材が提供されなければなりません。 4)産業衛生より このような手段により、危険源を適切に管理することができない場合、労働者には適切で正しく維持管理された <b>個人保護具</b> が無料で提供され、これが使用されなければなりません。
9	化学物質の適切な保管と取り扱い方のトレーニング	4) 産業衛生 労働者の化学的、生物学的、物理的薬剤への曝露は、 <b>ヒエラルキーコントロール</b> に基づいて <b>特定、評価、管理</b> されなければなりません。潜在的な危険源が特定された場合は、参加企業はその潜在的危険源を <b>除去または軽減する機会を模索</b> しなければなりません。その危険源の除去または軽減が実行可能でない場合は、潜在的な危険源は、 <b>適切な設計、工学のおよび運営的管理の実施によって制御</b> されなければなりません。保護プログラムは継続的に実施され、これらの危険源に関わるリスクについての教材を含まなければなりません。
11	妊婦と若年労働者の危険物質からの保護	1)職務上の安全 <b>妊娠中の女性・育児中の母親</b> に対して高い危険源のある労働環境からの配置転換や、妊娠中の女性および育児中の母親に対する業務分担関連を含む労働安全衛生上のリスクの除去または軽減、および育児中の母親に対する合理的な便宜の提供など、 <b>妥当な措置を講じ</b> なければなりません。
13	施設の設備(換気、電気、騒音、証明等)とメンテナンス	1) 職務上の安全を含む 労働者の潜在的な安全衛生上の危険源(化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、および墜落の危険源)に対する曝露は、 <b>特定、評価</b> され、さらに <b>ヒエラルキーコントロール</b> を用いて軽減されなければなりません。これには、危険源の除去、プロセスや材料の代替、適切な設計による制御、工学のおよび <b>管理的対策の実施、予防安全</b> 、および安全作業手順(ロックアウト/タグアウトを含む)の実施、および継続的な労働安全衛生に関する教育訓練の提供が含まれます。
14	機械の安全確保とメンテナンス、トレーニング	6) <b>機械の安全対策</b> 生産機械およびその他の機械は、安全上の危険源が評価されなければなりません。機械により労働者が怪我をする危険源がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。
17	体に負担のかからない体制での作業設計	5) 身体に負荷のかかる作業 人力による原材料の取り扱いや重量物のまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険源への曝露は、 <b>特定、評価、管理</b> されなければなりません。
19	施設の衛生	7) 衛生設備、食事、および住居 労働者は、 <b>清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設</b> を提供されなければなりません。
20	適切な数とプライバシー、アクセシビリティ、衛生の確保されたトイレ	7) 衛生設備、食事、および住居 労働者は、 <b>清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設</b> を提供されなければなりません。
22	食事の提供と、食品取扱者への訓練	7) 衛生設備、食事、および住居 労働者は、 <b>清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設</b> を提供されなければなりません。
23	安全な飲み水の提供と自由な利用	7) 衛生設備、食事、および住居 労働者は、 <b>清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設</b> を提供されなければなりません。
25	寮が法律の守り、安全で清潔で安全規定があり、避難訓練がある	7) 衛生設備、食事、および住居 参加企業または人材斡旋業者が提供する労働者の寮は、 <b>清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、暖房、換気、個人的な所有物および貴重品を保管するための個別に確保された施設、および適切に出入りできる妥当な広さの個人スペース</b> を提供しなければなりません。
		1)-4)については、大きなテーマごとに、予防、対応、是正措置など網羅的に実施しなければならないことが一つの項にまとまっている。

表 4. Sedex

Sedex			
Title of the document		Sedex Members Ethical Trade Audit (SMETA) Measurement Criteria Version 6.1 May 2019	Sedex Members Ethical Trade Audit (SMETA) Measurement Criteria Version 6.1 May 2019
types of document		code	Measurement Criteria (The auditor checks and reports on:)
Title of the chapter		3. Health and Safety	3. Health and Safety
Code of Conduct			
	前提(ここに書かれた原則を遵守する)		
	経営者と労働者の協力・安全衛生委員会		3.5 Checks if there is a <b>Health and Safety committee</b> and whether workers are represented. a. Examines any minutes of meetings. b. Notes if any action taken. c. Interviews the Health and Safety committee to investigate and record its effectiveness.
	潜在的脅威の予防、トレーニング含む	3.1 A <b>safe and hygienic working environment shall be provided</b> , bearing in mind the prevailing knowledge of the industry and of any specific hazards. Adequate steps shall be taken to <b>prevent accidents and injury to health</b> arising out of, associated with, or occurring in the course of work, by minimising, so far as is reasonably practicable, the causes of hazards inherent in the working environment. 3.2 Workers shall receive <b>regular and recorded Health &amp; Safety training</b> and such training shall be repeated for new or reassigned workers.	3.7 For Health and Safety <b>training records</b> checks that training is appropriate to the task. a. Use of machinery. b. Working with and disposal of chemicals. c. First aid and safety. d. Housekeeping. e. Personal protective equipment including for visitors / other people who enter the business premises. f. Fire safety procedures including use of fire fighting equipment where appropriate. g. All visitors and contractors to the site are informed of risks and provided with training. h. Records of training kept in workers' personnel files.
	定期的なリスクアセスメント		3.3 whether there is appropriate Health and Safety <b>risk assessments/ site inspections</b> carried out on a regular basis, how this is recorded and what actions are taken to minimise the risks/hazards found. These should cover at least (but not be limited to): a. Working environment. b. Machinery <b>chemicals</b> and other hazards. c. <b>Workers in hazardous roles</b> . d. <b>Young workers/disabled workers/women</b> and other potentially vulnerable workers. e. <b>Personal protective equipment</b> , its issue and use. f. Worker <b>facilities and resources</b> e.g. dormitory and canteen. g. <b>Fire risks</b> , including any locked or barred <b>exits/emergency exits</b> . h. <b>Fire fighting equipment</b> , including sprinklers, fire hoses, fire extinguishers. i. <b>Accidents and on-site injuries</b> . j. Restricted areas are maintained where appropriate e.g. access to <b>hazardous chemicals storage</b> areas. 3.4 m. <b>Risk assessment reports</b> and action plans for reducing/eliminating the risks identified. 3.9 h. That safety precautions in the <b>accommodation and the worksite are checked regularly</b> (meeting local regulations and or customer requirements, whichever affords greater protection), to include, fire fighting equipment, exits and regular fire drills and health and hygiene checks, structural safety (certificates)
	責任、懲戒	3.5 The company observing the code shall assign <b>responsibility for Health &amp; Safety to a senior management representative</b> .	3.8 What action is taken against anyone who <b>disregards Health and Safety rules</b> and if this is disciplinary does this happen at all levels: workers and management.安全衛生規則を無視したもののへの措置が取られる
	移動手段の提供		3.9 v. Where facility provides worker <b>transport</b> e.g. buses and other vehicles – it is <b>fit for purpose, safe and maintained and operated by competent persons</b> .

1	法令、規則の遵守	3.9 e. On each floor, the <b>exits meet local regulations</b> with regard to travel distance and separation distance.
2	健康に関する方針など文書管理とへの労働者のアクセス	3.1 Checks whether there are <b>Health and Safety policies and procedure in place at the site</b> , appropriate to the size and complexity, both for the workplace and any associated residential facilities. 3.2 Checks how these policies and procedures are <b>communicated to the workforce</b> e.g. included in workers manual etc.
3	病気、けがなどの報告と記録	3.3 i. Accidents and on-site injuries.に関連 3.4 j. Accident/injury/sickness <b>register</b> and any necessary licenses, certifications for e.g. performing first aid function and/or related Health & Safety functions. <b>I. Evidence that accidents/injuries have been investigated and preventative action taken.</b>
4	法的に必要な許可と証明書の保有	3.4 Checks whether the following <b>documents are available</b> : a. Building licenses and construction approval from appropriate authorities for all structures on site. b. Valid inspection certificates as per local regulations. c. Machine inspections and maintenance reports. d. Evidence of fire drills covering all shifts. e. Appropriate approval <b>certificates for water use and disposal</b> , waste disposal, hazardous waste etc. f. Any <b>local inspection</b> certificates by local agencies/government e.g. fire, hazardous substances, waste water (use and disposal), gas emissions etc. g. Any <b>prosecutions</b> from relevant authorities and what was the outcome. h. <b>Evidence</b> that actions required from local inspections or prosecutions have been taken i. <b>Safety training records</b> and worker training certificates if appropriate e.g. for fork lift truck driving, security team etc. j. Accident/injury/sickness <b>register</b> and any necessary licenses, certifications for e.g. performing first aid function and/or related Health & Safety functions. k. Procedures for <b>maintaining first aid supplies</b> and/or agreements with external parties. l. Evidence that accidents/injuries have been investigated and preventative action taken. m. <b>Risk assessment reports</b> and action plans for reducing/eliminating the risks identified. n. <b>Hazardous waste history</b> and tracking records (e.g. disposal certificates). o. <b>Blood policy and procedures</b> (linked to first aid/injuries).
5	避難要件、トレーニング、周知	3.3g. <b>Fire risks</b> , including any locked or barred exits/ <b>emergency exits</b> . 3.9 a. <b>Fire evacuation plans</b> for workplace and accommodation. d. At least <b>2 exits on each floor</b> and all exits are <b>unblocked</b> , unbarred unlocked and lead to an assembly point or a different place of safety. u. <b>Evacuation routes are sufficient</b> in number and sufficiently identifiable as per local law requirements. x. Emergency fire alarms and emergency exit lights are connected to a <b>secondary power source</b> . y. Emergency <b>assembly areas</b> are sufficient in number, size, location and visibility to ensure the safety of evacuated personnel. z. Emergency <b>stairwells and evacuation routes</b> within multi-story or multibusiness buildings are sufficient in number and appropriately designed to support safe evacuation of personnel. If the exit route goes through a <b>different company's premises</b> this should be included in the checks. aa. <b>Emergency response personnel</b> are available in <b>each shift</b> .(緊急対応要員の配置)

6	安全・医療装備と応急処置トレーニング	<p>3.3h. <b>Fire fighting equipment</b>, including sprinklers, fire hoses, fire extinguishers.</p> <p>i. Accidents and on-site injuries.</p> <p>3.4d. Evidence of <b>fire drills covering all shifts</b>.</p> <p>i. Safety training records and worker training certificates if appropriate</p> <p>k. Procedures for <b>maintaining first aid supplies</b> and/or agreements with external parties.</p> <p>3.7 <b>training</b> c. First aid and safety.</p> <p>f. Fire safety procedures including use of fire fighting equipment where appropriate.</p> <p>3.9 f. <b>Fire fighting equipment</b> is sufficient by meeting <b>local regulations</b> and or customer requirements (whichever affords greater protection), and is <b>up to date</b> and is regularly checked and maintained.</p> <p>w. <b>Fire alarms</b> and notifications are sufficient so as to alert personnel in a timely manner in the event of a fire.</p>
7	個人用保護具の無償提供	<p>3.3 e. <b>Personal protective equipment</b>, its issue and use.</p> <p>3.9 p. That PPE is being correctly used, is <b>free of charge</b> and that workers are fully trained in correct usage and benefits.</p>
8	個人用保護具の使い方のトレーニング	<p>3.7 <b>training</b> e. <b>Personal protective equipment</b> including for <b>visitors / other people</b> who enter the business premises.</p> <p>3.8 What action is taken against anyone who disregards Health and Safety rules and if this is disciplinary does this happen at all levels: workers and management.</p>
9	化学物質の適切な保管と取り扱い方のトレーニング	<p>3.3b. <b>Machinery chemicals</b> and other hazards.</p> <p>j. <b>Restricted areas are maintained</b> where appropriate e.g. access to hazardous chemicals storage areas.</p> <p>3.7 <b>training</b> b. Working with and disposal of chemicals.</p>
10	化学物質などのデータシートを作成し労働者がアクセスできるようにする	<p>o. That any hazardous chemicals have <b>MSDS</b>, adequate storage with precautions for spillage, are they are properly labelled and that workers are correctly trained to use them.</p>
11	妊婦と若年労働者の危険物質からの保護	<p>3.3d. <b>Young workers/disabled workers/women</b> and other potentially vulnerable workers.</p>
13	施設の設備(換気、電気、騒音、証明等)とメンテナンス	<p>3.3f. Worker <b>facilities and resources</b> e.g. dormitory and canteen.</p> <p>3.9 b. <b>Noise and dust levels</b> and records any risk to workers.</p> <p>c. Are there <b>any severe cracks / structural issues</b> which are cause for concern</p> <p>Note: this would only be a visual check and cannot be taken as an indicator of the building not being safe. Equally absence of such reporting does not mean that there are no structural issues.</p> <p>m. <b>Electrical installation safety</b> e.g. plugs wiring, cut outs and other control devices.</p> <p>n. That <b>ventilation, light, temperature, noise level</b> is appropriate and meets the local laws and is sufficient for worker comfort.</p> <p>q. That working areas have <b>adequate space</b>, with sufficient ease of access and exits.</p>



14	機械の安全確保とメンテナンス、 トレーニング		3.4 c. Machine inspections and <b>maintenance reports</b> . 3.7 <b>training</b> a. Use of machinery. 3.6 For any machinery present on site, checks documentation. a. <b>Machinery safety certificate</b> (if required). b. Installation and preventive <b>maintenance records</b> c. That maintenance records are up to date. 3.9 l. That machines are <b>operated in a safe manner</b> with e.g. correct guarding, "2-button operation", correct safety precautions, including warning signs as necessary.
18	医療施設、医療スタッフ、医薬品の 在庫と有効期限		3.9 r. That <b>medical facilities are appropriate</b> , meeting local regulations and or customer requirements (whichever affords greater protection), for the size of site and number of workers and meets legal requirements. s. There is a doctor or nurse on site or there is <b>easy access to first aider/ trained medical aid</b> .
20	適切な数とプライバシー、アクセシ ビリティ、衛生の確保された トイレ	3.3 Access to <b>clean toilet</b> facilities and to potable water and, if appropriate, sanitary facilities for food storage shall be provided.	i. Sufficient <b>clean and hygienic</b> toilets separated by <b>gender</b> and meeting the law. j. Toilets and washing facilities are properly provided with <b>running water, soap, towels</b> etc.
21	トイレの利用制限の禁止	3.3 <b>Access to</b> clean toilet facilities and to potable water and, if appropriate, sanitary facilities for food storage shall be provided.	k. That workers have <b>free access to toilets</b> .
22	食事の提供と、食品取扱者への訓 練	3.3 Access to clean toilet facilities and to potable water and, if appropriate, <b>sanitary facilities for food storage</b> shall be provided.	3.3 f. Worker facilities and resources e.g. dormitory and canteen.
25	寮が法律の守り、安全で清潔で安 全規定があり、避難訓練がある	3.4 <b>Accommodation</b> , where provided, shall be clean, safe and meet the basic needs of the workers.	3.3 f. Worker facilities and resources e.g. dormitory and canteen. 3.7 <b>training</b> d. Housekeeping.
26	寮は仕事現場や化学物質保管庫か ら離れた場所に設置		3.9 g. That <b>accommodation is not attached to</b> production or any warehouses or storage areas.
27	保育施設は仕事現場から離れてい る。労働年齢以下の <b>子供は入場禁 止</b> 。親の仕事場への入室禁止。		t. That any childcare facilities are <b>legal and meet any local laws/regulations</b> .
			トレーニングに関するチェック項目、書類に関するチェック項目など大分類の下に様々なチェック項目が記載してある

表 5. amfori

amfori		
Title of the document		amfori BSCI Code of Conduct
types of document		code of conduct, V. Principles
Title of the chapter		Occupational Health and Safety (8 paragraphs)
Code of Conduct		
	前提(ここに書かれた原則を遵守する)	Business partners <b>observe this principle</b> when they respect the right to healthy working and living conditions of workers and local communities, without prejudice to the specific expectations set out hereunder. Vulnerable individuals such as - but not limited to - <b>young workers, new and expecting mothers and persons with disabilities, shall receive special protection.</b>
	経営者と労働者の協力・安全衛生委員会	The active <b>co-operation between management and workers</b> , and/or their representatives is essential in order to develop and implement systems towards ensuring a safe and healthy work environment. This may be achieved through the establishment of <b>Occupational Health and Safety Committees.</b>
	潜在的脅威の予防、トレーニング含む	Business partners shall ensure that there are systems in place <b>to detect, assess, avoid and respond to potential threats to the health and safety of workers.</b> They shall take effective measures to <b>prevent workers from having accidents, injuries or illnesses</b> , arising from, associated with, or occurring during work. These measures should aim at minimizing so far as is reasonable the causes of hazards inherent within the workplace.
	事故発生時の労働者の保護・保険	Business partners will seek improving <b>workers protection in case of accident</b> including through <b>compulsory insurance schemes.</b>
	許可なしでの危険から逃れる権利	Business partners shall respect the <b>workers' right to exit the premises from imminent danger without seeking permission.</b>
1	法令、規則の遵守	Business partners shall <b>comply with</b> occupational health and safety <b>regulations</b> , or with <b>international standards where domestic legislation is weak or poorly enforced.</b>

7	個人用保護具の無償提供	Furthermore, business partners shall always provide effective <b>Personal Protective Equipment (PPE)</b> to all workers free of charge.
13	施設の設備(換気、電気、騒音、証明等)とメンテナンス	Business partners shall take all appropriate measures within their sphere of influence, to see to the <b>stability and safety of the equipment and buildings</b> they use, including <b>residential facilities</b> to workers when these are provided by the employer as well as to protect against any foreseeable emergency.
14	機械の安全確保とメンテナンス、トレーニング	13と関連??? Equipmentに含まれる?
18	医療施設、医療スタッフ、医薬品の在庫と有効期限	Business partners shall ensure adequate <b>occupational medical assistance and related facilities.</b>
19	施設の衛生	7の続き: Business partners shall ensure <b>access to drinking water</b> , safe and <b>clean eating and resting areas</b> as well as clean and <b>safe cooking and food storage</b> areas.
22	食事の提供と、食品取扱者への訓練	7の続き: Business partners shall ensure <b>access to drinking water</b> , safe and <b>clean eating and resting areas</b> as well as clean and <b>safe cooking and food storage</b> areas.
23	安全な飲み水の提供と自由な利用	7の続き: Business partners shall ensure <b>access to drinking water</b> , safe and <b>clean eating and resting areas</b> as well as clean and <b>safe cooking and food storage</b> areas.
25	寮が法律の守り、安全で清潔で安全規定があり、避難訓練がある	7, 13と関連

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に関する調査研究

健康経営優良法人認定企業（中小規模法人部門）における情報開示の現状

研究協力者	藤本 亜弓	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学	
研究分担者	永田 昌子	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学	助教
研究分担者	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学	教授
研究代表者	永田 智久	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学	准教授

研究要旨：

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG)、Sustainable Development Goals (SDGs) の観点から、健康経営優良法人認定企業（中小規模法人部門）が、ホームページ上で安全衛生、健康施策についてどのような情報開示を行っているのかの実態を明らかにする目的で調査を行った。

2020年度健康経営優良法人（中小規模法人部門）に認定された4816法人のうち、約半数である計2437法人を調査対象とした。調査対象法人のホームページを2020年5月から11月の期間に検索し、業種毎（「卸売業」、「小売業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉業」、「製造業」、「建設業」、「運輸業」、「飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「その他サービス業」、「その他」）に、4項目（1. ESG、2. SDGs、3. CSR、4. 社会貢献）に関する記載状況を調査した。また、ホームページ調査の際に、ESG、SDGsの観点を意識した安全衛生、健康施策に関する具体的な取り組みの記載があった場合は、良好事例として収集を行った。

ホームページが認められた法人数は、全業種で2217社/2437社（91.0%）であった。ホームページが認められた法人のうち、ESG、SDGsに関する記載があった法人数は各々5社/2217社（0.2%）、130社/2217社（5.9%）であった。

ESG自体の観点が乏しいこと、また、SDGsの観点はESGに比べると比較的浸透しているがまだ限定的であるという現状が明らかになった。今後、より多くの企業がESG、SDGsの観点をより強く意識した上で施策に取り組み、情報開示をすることで、的確に評価、投資されることが望まれる。

また、今回の調査では、ESG、SDGsの観点を意識した上で安全衛生、健康施策に取り組んでいる企業において良好事例を収集した。特徴としては、ESG、SDGsに関する概念をただ述べるだけでなく、「各社のどんな取り組みが、E（環境）、S（社会）、G（企業統治）のどの項目に、もしくは、SDGsのどの目標に貢献するか」について具体的に記載しており、また、情報開示方法に関しても様々な工夫を行っている、といった点が挙げられた。今後はより多くの良好事例を収集し、中小企業のESG、SDGsへの取り組みを促進していきたい。

## 研究協力者

研究協力者 清水 崇弘 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学  
研究協力者 井上 俊介 産業医科大学実務研修センター

## A. 目的

本研究では、Environmental, Social and Governance (ESG)、Sustainable Development Goals (SDGs)の観点から、健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)が、ホームページ上で安全衛生、健康施策についてどのような情報開示を行っているのかの実態を明らかにすることを目的とした。

## B. 方法

2020年度健康経営優良法人(中小規模法人部門)に認定された4816法人のうち、存在法人数が50人以上である業種(「卸売業」、「小売業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉業」、「製造業」、「建設業」、「運輸業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「その他サービス業」、「その他」)に含まれる4761法人に関しては、都道府県順に並べた後、業種毎にブロックランダム化(2社を1ブロック)を行い、2382法人を調査対象とした。一方で、存在法人数が49人以下である業種(「飲食サービス業」、「宿泊業」、「教育、学習支援業」)に含まれる55法人に関しては全例を調査対象とし、合計2437法人を調査対象とした。調査対象法人のホームページを2020年5月から11月の期間に検索し、4項目(1. ESG、2. SDGs、3. CSR、4. 社会貢献)に関する記載状況について調査した。

また、ホームページ調査の際に、ESG、SDGsの観点を意識した安全衛生、健康施策に関する具体的な取り組みの記載があった場合は、良好事例として収集を行った。

## C. 結果

ホームページが認められた法人数は、全業種で2217社/2437社(91.0%)であった。ホームページが認められるもののうち、1. ESGに関する記載は、5社/2217社(0.2%)であった。2. SDGsに関する記載は、130社/2217社(5.9%)の企業で認められた。3. CSRに関する記載は、258社/2217社(11.6%)の企業で認められた。4. 社会貢献に関する記載は、405社/2217社(18.3%)の企業で認められ、小売業で33社/89社(37.1%)、情報通信業で5社/115社(4.3%)と、業種間に差が認められた。

また、良好事例として、ESGの観点を意識した取り組みに関しては1社、SDGsの観点を意識した取り組みに関しては35社収集した。そのうち5社の良好事例を提示する。

・小西化学工業株式会社(製造業/和歌山県):社長によるSDGs宣言を掲載するだけでなく、社員達が業務を通じてどのようにSDGsに貢献したいかに関する宣言をし、その宣言を飾り付けたサステナブルツリーが工場玄関に設置された写真を掲載し、会社一丸となってSDGsへ貢献する意識を高めているさまを明示している。

・豚座建設株式会社(製造業/高知県) : 会社に取り組む課題が、SDGsのどの目標と関連しているのか、SDGsのイラストとともにわかりやすく示されている。課題「働きやすい職場環境づくり」においては、達成すべきSDGsのゴールとともに、コロナウイルス対策をはじめとして、熱中症対策キット設置、運動器具設置等、具体的な取り組みに関する様々な写真も掲載されている。

・株式会社オガワエコノス(その他サービス業/広島県) : ESG、SDGsのいずれに関しても言及している数少ない企業の一つである。E(環境)、S(社会)、G(企業統治)の項目別に、取り組むSDGsのゴールが示されている。SDGs推進体制に関しても明記され、CSR報告書では外部機関によるSDGs推進評価も示されている。ホームページのトピックス欄の更新も頻回に行い、本社前にSDGsに関する看板を設置したことや、自社の医療廃棄物収集車にSDGsに関するデザインを施したことなどの記事も掲載されている。

・株式会社渡辺組(建設業/鹿児島県) : SDGs項目「ジェンダー平等」を重点目標に掲げ、「5S小町」という取り組みを行っている。男性が圧倒的に多い建設業界を女性の視点から、男女問わず働きやすく安全な環境づくりや女性活躍の機会の創出に取り組んでいる。「5S小町」のパンフレットも作成されており、現場パトロールの実施や社外イベントへ参加を行い、

女性にも興味をもってもらえるような情報発信を行っている。

・正和会グループ(その他/秋田県) : 「SDGs正和会チャレンジ」として、会社に取り組む8つの目標を定め、それに関連するSDGsの項目とともに示されている。目標ごとに6~7名の職員からなるチームを編成し、取り組みを推進している。さらに、SDGsの目標を達成するために、会社に取り組むべき課題に具体的な数値を盛り込み、数値目標についても検討を行っている。

#### D. 考察

ESG、SDGsに関する記載は各々0.2%、5.9%であり、ESG自体の観点が乏しいこと、また、SDGsの観点はESGに比べると比較的浸透しているがまだ限定的であるという現状が明らかになった。今後、より多くの企業がESG、SDGsの観点をより強く意識した上で施策に取り組み、情報開示をすることで、的確に評価、投資されることが望まれる。

今回提示した良好事例の特徴として、ESG、SDGsに関する概念をただ述べるだけでなく、「各社のどんな取り組みが、E(環境)、S(社会)、G(企業統治)のどの項目に、もしくは、SDGsのどの目標に貢献するか」について具体的に記載されていたことが挙げられる。また、各取り組みに関して動画や写真付きでアピールしている企業や、ホームページだけでなく様々な

SNS(Facebook、Twitter、Instagram等)での投稿にも力を入れている企業も認められた。企業の取り組みを的確に評価、投資されるためには、情報開示方法に関しても工夫を行う必要があると考えられる。

「SDGsに取り組む際の課題」に関する中小企業の回答について、「何から取り組んでいいかわからない」という理由が約30.2%を占めるという報告<sup>1)</sup>もあり、今後は、ESG、SDGsへの取り組み及び開示方法に関し、良好事例の収集及び周知を行い、取り組みを促進していきたいと考えている。

## E. 結論

ESG、SDGsに関する記載は各々5社/2217社(0.2%)、130社/2217社(5.9%)であり、ESG自体の観点乏しいこと、また、SDGsの観点はESGに比べると比較的浸透しているがまだ限定的であるという現状が明らかになった。今後、より多くの企業がESG、SDGsの観点をより強く意識した上で施策に取り組み、情報開示をすることで、的確に評価、投資されることが望まれる。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

## 2. 学会発表

1. 藤本亜弓, 永田智久, 清水崇弘, 井上俊介, 永田昌子, 森晃爾. ESG・SDGsの観点から見た、健康経営優良法人認定企業(中小規模法人部門)における情報開示の現状. 第30回日本産業衛生学会全国協議会, 2020. 11. 鹿児島

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし

## I. 引用・参考文献

<sup>1)</sup> 「中小企業のSDGs認知度・実態等調査」調査結果報告(WEBアンケート調査) 平成30年12月関東経済産業局 一般法人日本立地センター



表1. ホームページを公開している企業数・割合(業種別)

	調査企業数	ホームページ公開企業数	割合
全業種	2437	2217	91.0%
卸売業	162	154	95.1%
小売業	91	89	97.8%
情報通信業	115	115	100.0%
学術研究、 専門・技術サービス業	81	75	92.6%
医療、福祉業	56	46	82.1%
製造業	514	481	93.6%
建設業	466	412	88.4%
運輸業	199	176	88.4%
飲食サービス業	25	20	80.0%
不動産業、物品賃貸業	47	43	91.5%
宿泊業	14	14	100.0%
生活関連サービス業、娯楽業	25	15	60.0%
教育、学習支援業	16	12	75.0%
その他サービス業	254	227	89.4%
その他	372	338	90.9%

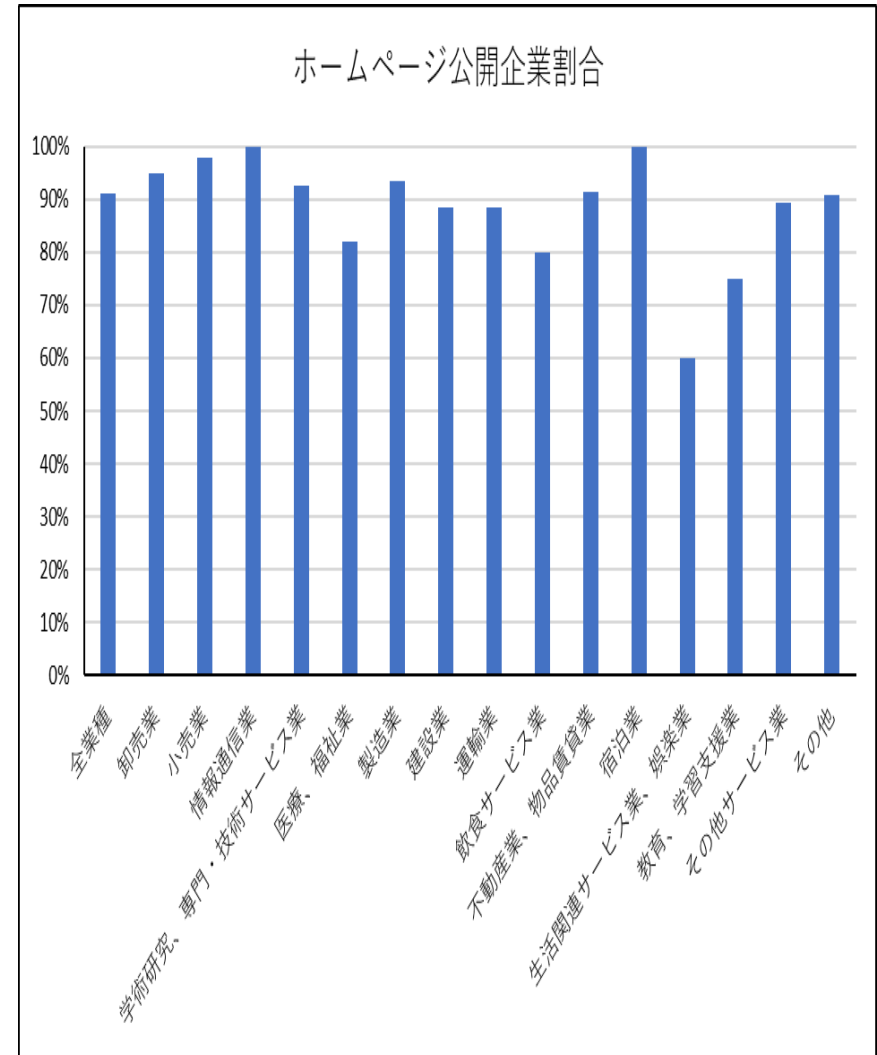
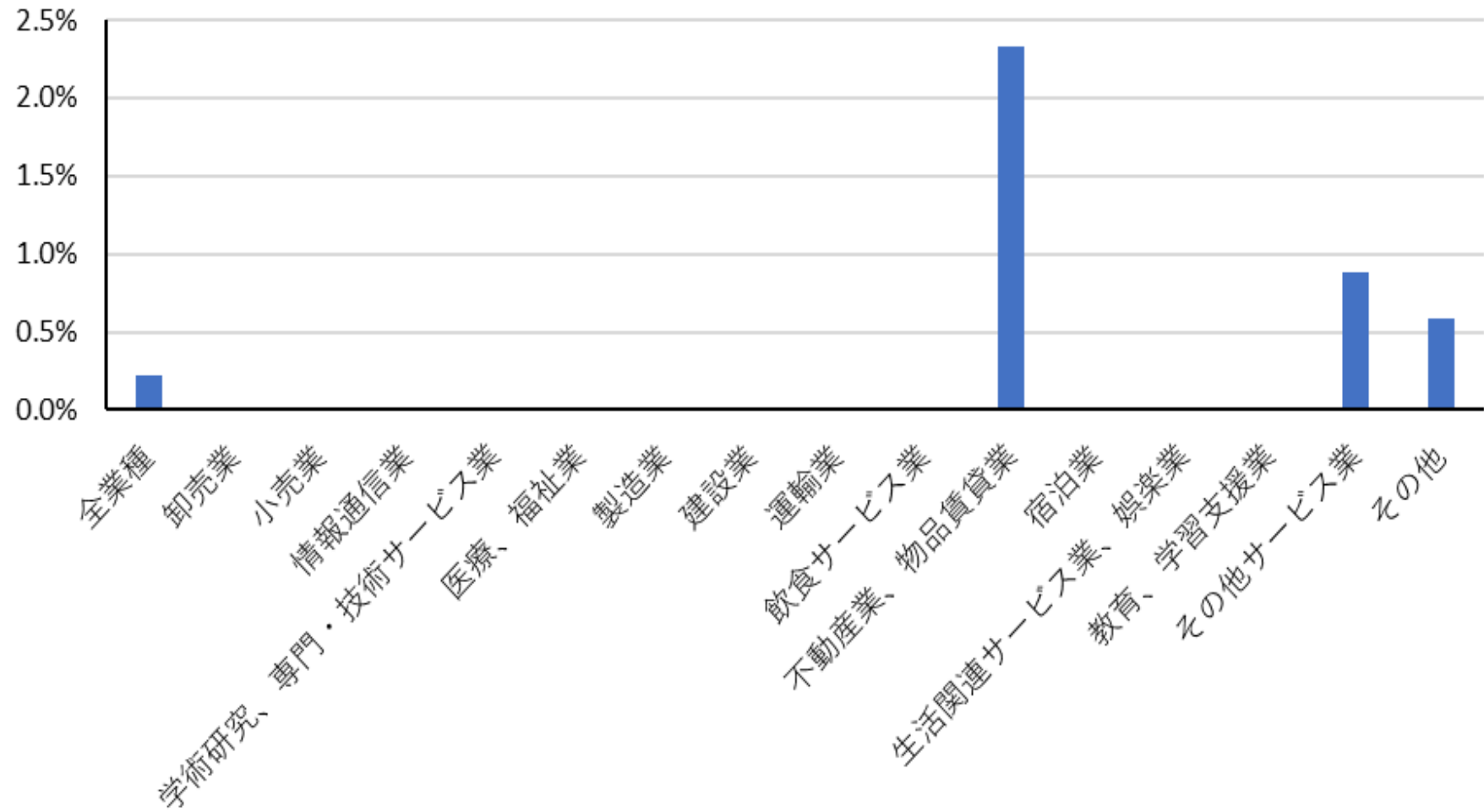


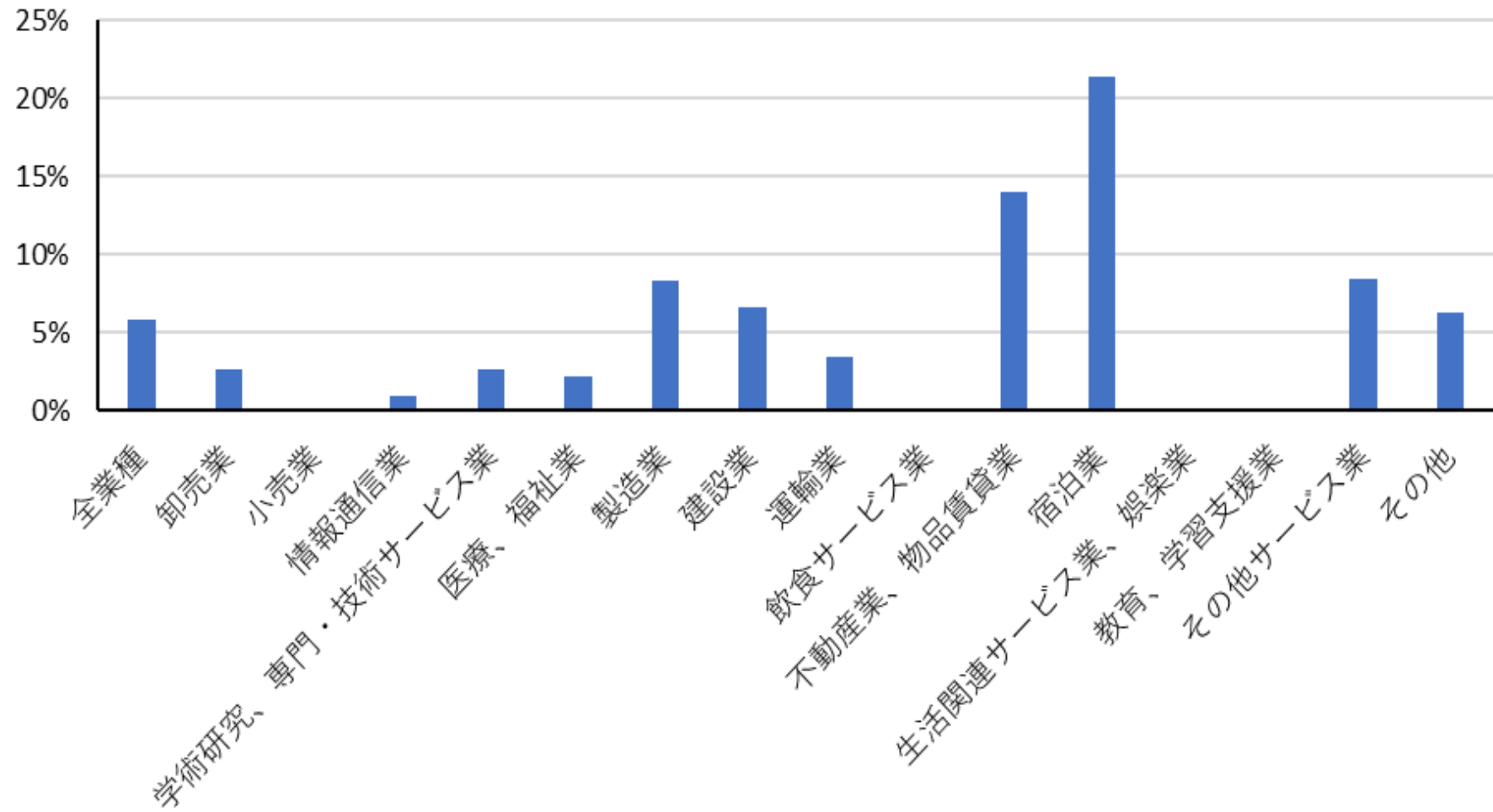
表2. ホームページ公開企業のうち、各調査項目の記載が認められた企業割合（業種別）

	ホームページ 公開企業数	ESG 記載 企業数	割合	SDGs 記載企業数	割合	CSR 記載 企業数	割合	社会貢献 記載企業数	割合
全業種	2217	5	0.2%	130	5.9%	258	11.6%	405	18.3%
卸売業	154	0	0.0%	4	2.6%	14	9.1%	15	9.7%
小売業	89	0	0.0%	0	0.0%	12	13.5%	33	37.1%
情報通信業	115	0	0.0%	1	0.9%	9	7.8%	5	4.3%
学術研究、 専門・技術サービス業	75	0	0.0%	2	2.7%	8	10.7%	12	16.0%
医療、福祉業	46	0	0.0%	1	2.2%	3	6.5%	6	13.0%
製造業	481	0	0.0%	40	8.4%	77	15.9%	107	22.2%
建設業	412	0	0.0%	27	6.6%	61	14.8%	115	28.0%
運輸業	176	0	0.0%	6	3.4%	15	8.5%	33	18.3%
飲食サービス業	20	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	3	15.0%
不動産業、物品賃貸業	43	1	2.3%	6	14.0%	4	9.3%	6	14.0%
宿泊業	14	0	0.0%	3	21.4%	1	7.1%	2	14.3%
生活関連サービス業、娯楽業	15	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	4	26.7%
教育、学習支援業	12	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%	2	16.7%
その他サービス業	227	2	0.9%	19	8.4%	27	11.9%	30	13.2%
その他	338	2	0.6%	21	6.2%	24	7.1%	34	10.1%

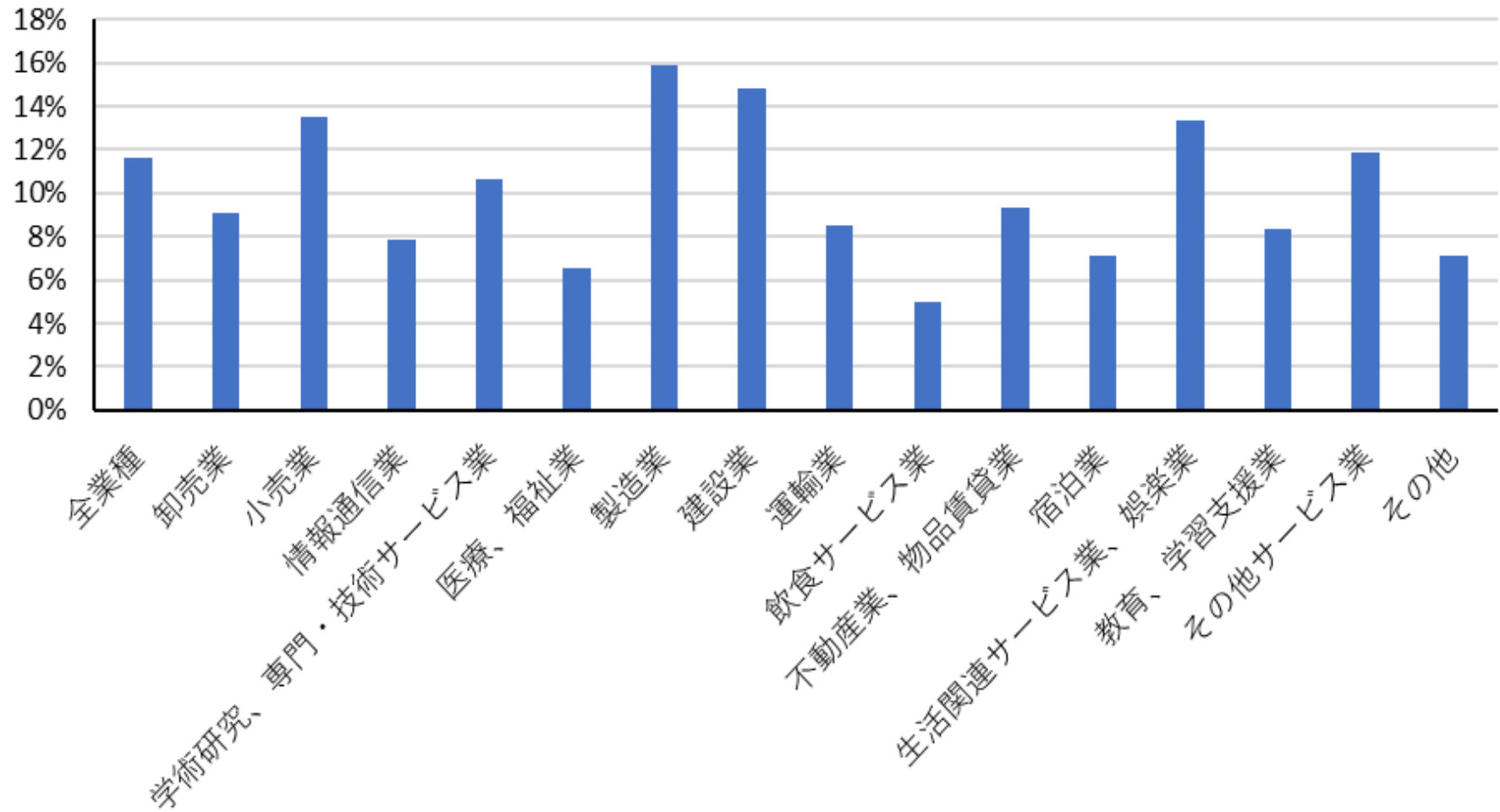
## ESG記載企業割合



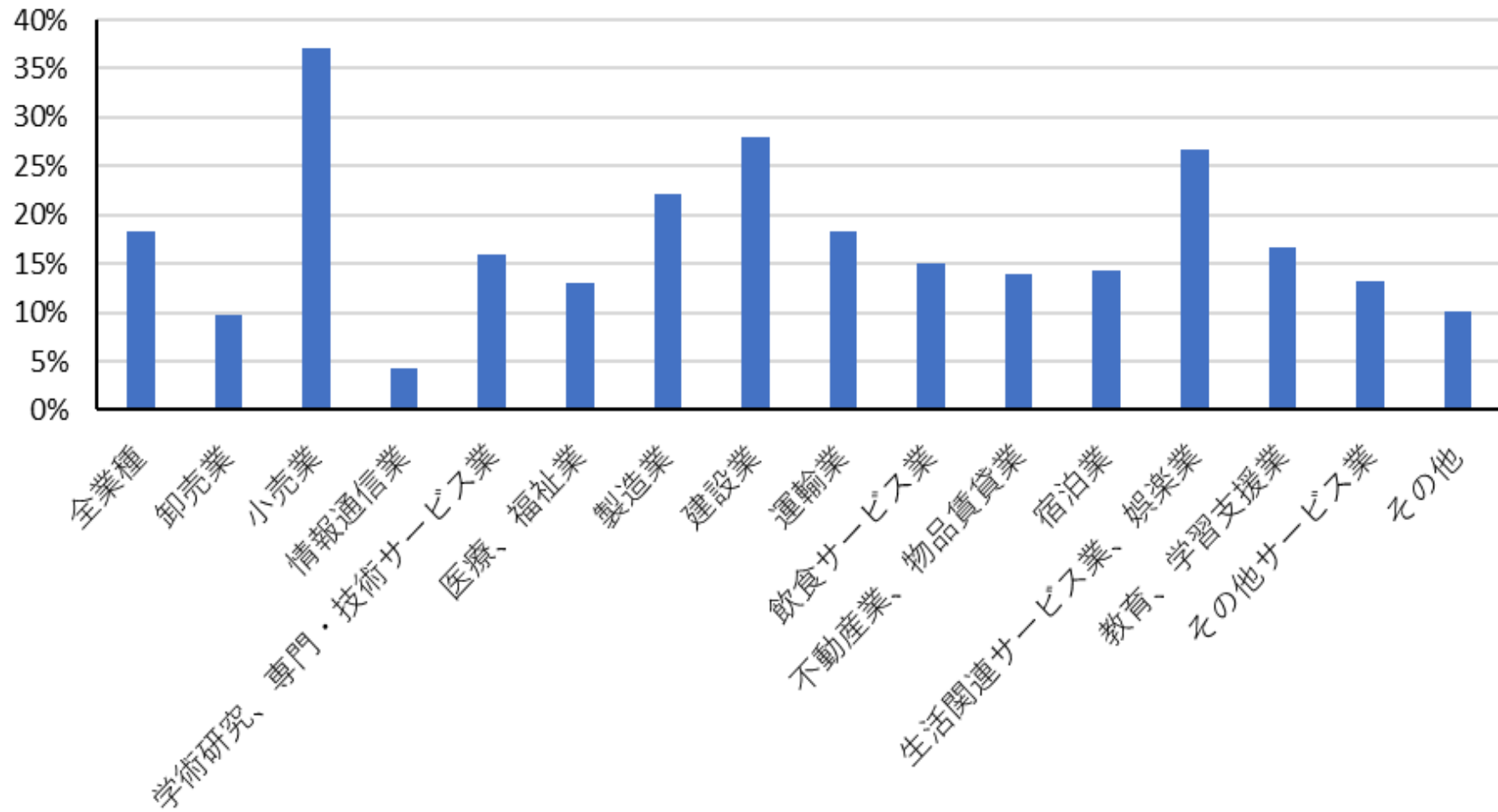
## SDGs記載企業割合



## CSR記載企業割合



## 社会貢献記載企業割合



## 厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

### 分担研究報告書

#### 労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に関する調査研究

#### 労働者の健康施策の公表に関するアンケート調査(中小企業)

研究代表者 永田智久 産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学 准教授  
研究分担者 永田昌子 産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学 助教  
研究分担者 森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学 教授

##### 研究要旨：

本研究は、健康経営優良法人（中規模法人部門）2020に認定された法人の事業者・経営者に対して、働く人の健康に対する施策に関する認識および活動の実態について調査することを目的とした。

4816社のうち、郵送が未達であった19社を除く4797社を対象とし、1901社から回答を得た（回答率40%）。回答企業数は建設業、製造業の順に多く、企業規模では21-50人、6-20人の順に多かった。健康施策・健康経営を進めることによる効果（健康面）は、従業員の生活習慣や健康に関するリテラシーの改善・向上（56%）、従業員の健康状態の改善（45%）が高かった。労働災害防止の面では、従業員の安全に対する意識が高まった（40%）があがり、健康施策・健康経営と安全衛生面とが共に推進させる可能性が示唆された。経営面での効果は、効果がない（43%）という回答が最も多かった一方で、人材採用場面での競争力（33%）がみられ、一定の効果の可能性があることが示唆された。健康経営優良法人に認定されたことで最もよい反応を示した関係者は、社内（従業員）（31%）、取引先（22%）、入社希望者（14%）であり、社外へも波及していることが明らかとなった。取組みの開示状況は、健康施策・健康経営は84%、労働災害防止の取組みは33%の開示率であった。今後は、健康経営と労働安全衛生とがより一体として推進され、また、企業への開示が進むことが必要である。

注：本研究は、厚生労働科学研究（労働安全衛生総合研究事業）「産業保健の観点からの健康経営の有用性の検証のための研究（H30-労働-一般-008）」（研究代表者：永田智久）と研究目的が重なる部分があり、同一の調査として実施した。この報告書は2つの研究成果としてそれぞれの報告書に掲載する。

## A. 目的

すべての働く人々の健康と安全を守るとは社会の共通目標である。日本では労働安全衛生法にもとづき、事業者責任で安全衛生活動が行われている。一方で、法的に産業医選任義務のない50人未満の事業所は、全事業所の約97%、そこで働く労働者は全従業者の約60%を占めており、産業医活動が行き届いていない可能性がある。実際、事業所規模が小さくなるにつれて、メンタルヘルス対策や治療と仕事を両立できるような取組み等、多くの活動の実施率が低くことが明らかとなっている。日本産業衛生学会政策法制度委員会は、2017年に「中小企業・小規模事業場で働く人々の健康と安全を守るために—行政、関係各機関、各専門職に向けての提言」と題する提言を行った。その中で、事業主は、事業場における安全衛生方針を表明すること、また、企業・事業場で働く人々の活力の向上が経営面でも企業・事業場の価値を高めることに着目し、産業保健活動を企業戦略に位置づけることが提言されている。

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践することは、現在、経済産業省が健康経営として政策を進めている。特定非営利活動法人健康経営研究会は、健康経営を、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基

盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること、と定義している。健康経営の取組を評価し、認定する制度（健康経営優良法人認定制度）が行われており、2017年より中小規模法人部門でも認定制度が開始され、以後、申請法人数は増加している。産業保健活動を推進するためには、事業者・経営者が働く人の安全や健康に対してどのように認識しているかを把握することが重要である。特に健康経営優良法人に認定された中小規模法人の事業者・経営者は働く人の健康に対する意識が高いことが推察され、その実態を調査することは重要である。しかし、日本において中小規模法人の事業者・経営者の産業保健に関する認識の実態を明らかにした大規模調査は多くない。

働く人の健康に対する意識が低い事業者・経営者の意識を高めるためには、なぜ産業保健が必要か、具体的に何をすればよいか、産業保健に取り組むメリットの3つの情報が必要不可欠であると考えられる。本研究は、健康経営優良法人（中規模法人部門）2020に認定された法人の事業者・経営者に対して、働く人の健康に対する施策に関する認識および活動の実態について調査することを目的とした。



## B. 方法

アンケート調査は2020年11月に紙の調査票を郵送し，参加者の利便性を考慮して，回答済みの調査票の返送，または，Webアンケートへの入力により回答を得た．健康経営優良法人（中小規模事業所）2020の認定を受けた4,816法人（2020年4月1日時点）を対象とし，住所不明で未達であった19事業所を除く，4,797法人を調査対象とした．本研究では，経営者の考えを調査するため，回答者は法人代表者と指定した．

調査項目は，健康施策・健康経営を進めることによる効果を，従業員の健康面，労働災害防止面，および，経営面について聴取した．また，これらの取り組みについての開示状況について聴取した．

### 分析

質問項目ごとに粗集計を行うとともに，業種別，従業員規模別の解析を行った．

### 倫理

本研究は無記名で調査を実施したため，個人情報および企業情報は収集していない．本研究は産業医科大学倫理委員会の承認を得て実施した．

## C. 結果

4797法人中，1901法人から回答があり，回答率は40%であった．医療、福祉は111法人中81法人から回答があり，73%の回

答率で全業種中最も高かった．

健康施策・健康経営を進めることによる効果は，従業員の生活習慣や健康に関するリテラシーの改善・向上（56%），従業員の健康状態の改善（45%），従業員間のコミュニケーションの改善・促進（34%）であった．これらの効果は従業員規模が小さいほど高かった．また，影響（効果）はないとの回答は，従業員規模が小さいほど，低かった．一方で，労働災害防止の観点での効果では，従業員の安全に対する意識が高まった（40%）であった．健康経営優良法人に認定されたことについて，周囲でもっともよい反応を示したのは社内（従業員）（31%），取引先（22%）であった．健康施策・健康経営を進めることによる経営上の効果は，効果はないが43%と最多であるものの，人材採用場面での競争力（33%）を認めていた．

情報の開示に関して，健康施策・健康経営の取り組みを社外に開示している法人は84%，労働災害防止の取り組みを社外に開示している法人は33%であった．一方で，経営者が積極的に開示すべきと考えている法人は，それぞれ56%，36%であった．開示している項目では，健康経営宣言/方針（72%），各種認証/認定（健康経営優良法人，安全衛生優良企業，OHSAS18001/ISO45001など）（65%）であるのに対して，効果指標となる健康に関

するデータ（喫煙率，有所見率など）（6%），労働災害件数（度数率，強度率など）（4%）と低かった。SDGs（持続可能な開発目標）について，何らかの活動を行っている法人は全体の38%であった。

#### D. 考察

本研究は，健康経営優良法人（中規模法人部門）2020に認定された法人の事業者・経営者に対して，働く人の健康に対する施策に関する認識および活動の実態について調査することを目的とした。

健康面では，従業員の健康状態の改善や健康に関するリテラシーの向上を実感しており，認定の反応も社内（従業員）が最も多かった。労働災害防止の観点では安全意識の向上を実感している経営者が多く，また，人材採用場面での競争力の向上など，経営面の効果を6割の経営者が感じていた。

情報の開示については，健康施策・健康経営の取組みは高かった一方で，労働災害防止の取組みは33%とそれほど高くなかった。企業における健康管理は労働安全衛生の一環として行われており，両者の取組みが一体として認識され，広く開示が行われるような工夫が必要かもしれない。また，開示の内容も方針や認証・認定に限られており，具体的な取組みやその成果について開示されるような環境が整うとよいであろう。

#### E. 結論

本研究は，健康経営優良法人（中規模法人部門）2020に認定された法人の事業者・経営者に対して，働く人の健康に対する施策に関する認識および活動の実態について調査した。健康施策・健康経営の効果を実感している経営者は多い。今後は，健康経営と労働安全衛生とがより一体として推進され，また，企業への開示が進むことが必要である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

藤本亜弓，永田智久，清水崇弘，井上俊介，永田昌子，森晃爾。ESG・SDGsの観点から見た、健康経営優良法人認定企業（中小規模法人部門）における情報開示の現状。第30回日本産業衛生学会全国協議会，2020.11. 鹿児島

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

#### I. 引用・参考文献

なし

## I 企業情報

表1. 調査対象企業および回答企業数（業種別）

業種名	認定法人 数	調査対象 企業数	回答企業 数	回答率 (%)
卸売業	323	321	128	40
小売業	181	181	70	39
飲食サービス業	25	25	6	24
情報通信業	230	229	70	31
不動産業、物品賃貸業	94	94	24	26
学術研究、専門・技術サービス業	161	161	74	46
宿泊業	14	14	7	50
生活関連サービス業、娯楽業	51	50	30	60
教育、学習支援業	16	16	7	44
医療、福祉	111	111	81	73
その他サービス業	508	506	203	40
製造業	1028	1028	408	40
建設業	932	929	437	47
運輸業	398	394	149	38
その他	744	738	203	28
missig			4	
合計	4,816	4797	1901	40

図1. 回答企業数および回答率（業種別）

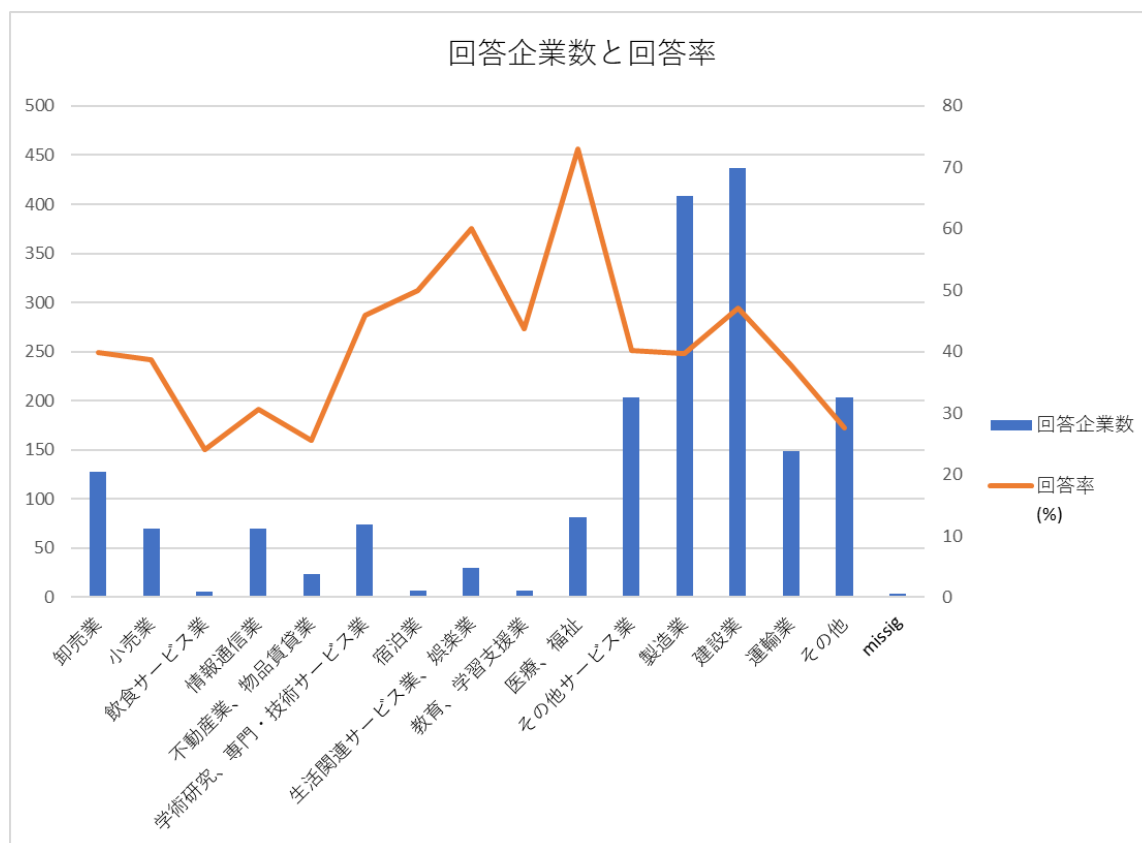
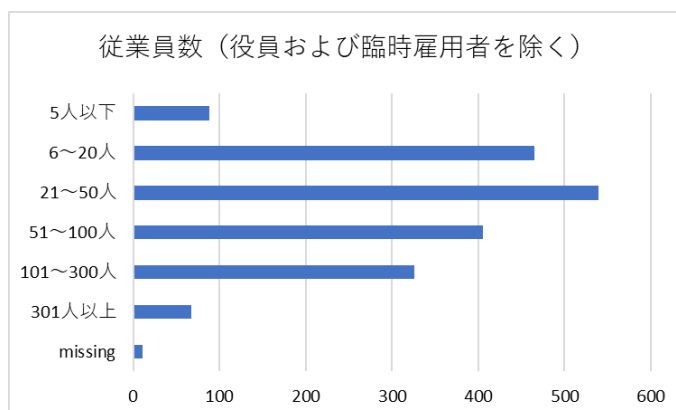


表2. および図2. 調査対象企業の従業員数

	人数	%
5人以下	88	4.6
6～20人	465	24.5
21～50人	539	28.4
51～100人	405	21.3
101～300人	326	17.1
301人以上	67	3.5
missing	11	0.6



#### IV 健康施策・健康経営の効果

表8. 健康施策・健康経営を進めることによる効果 (従業員の健康)

	企業数	%
従業員の健康状態の改善	847	44.7
従業員の生活習慣や健康に関するリテラシーの改善・向上	1066	56.3
休業者数・休業日数の減少	153	8.1
従業員間のコミュニケーションの改善・促進	645	34.1
離職率の低下	249	13.1
従業員のモチベーション・エンゲージメントの向上	449	23.7
従業員の生産性の向上	363	19.2
その他	92	4.9
影響はない	191	10.1

図18. 健康施策・健康経営を進めることによる効果 (従業員の健康)

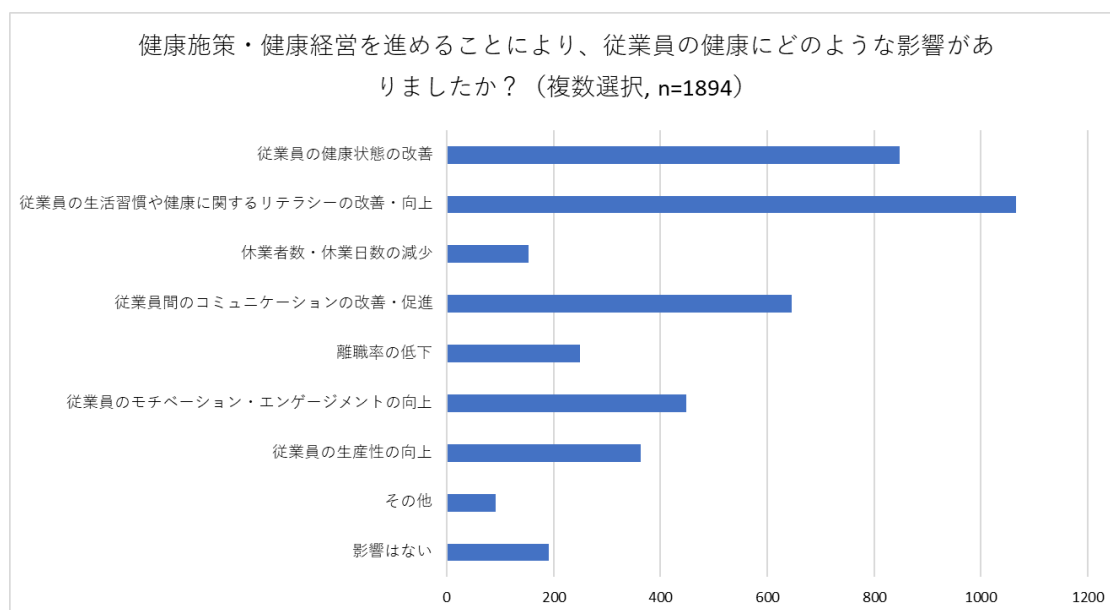


図19. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（従業員の健康）（業種別）

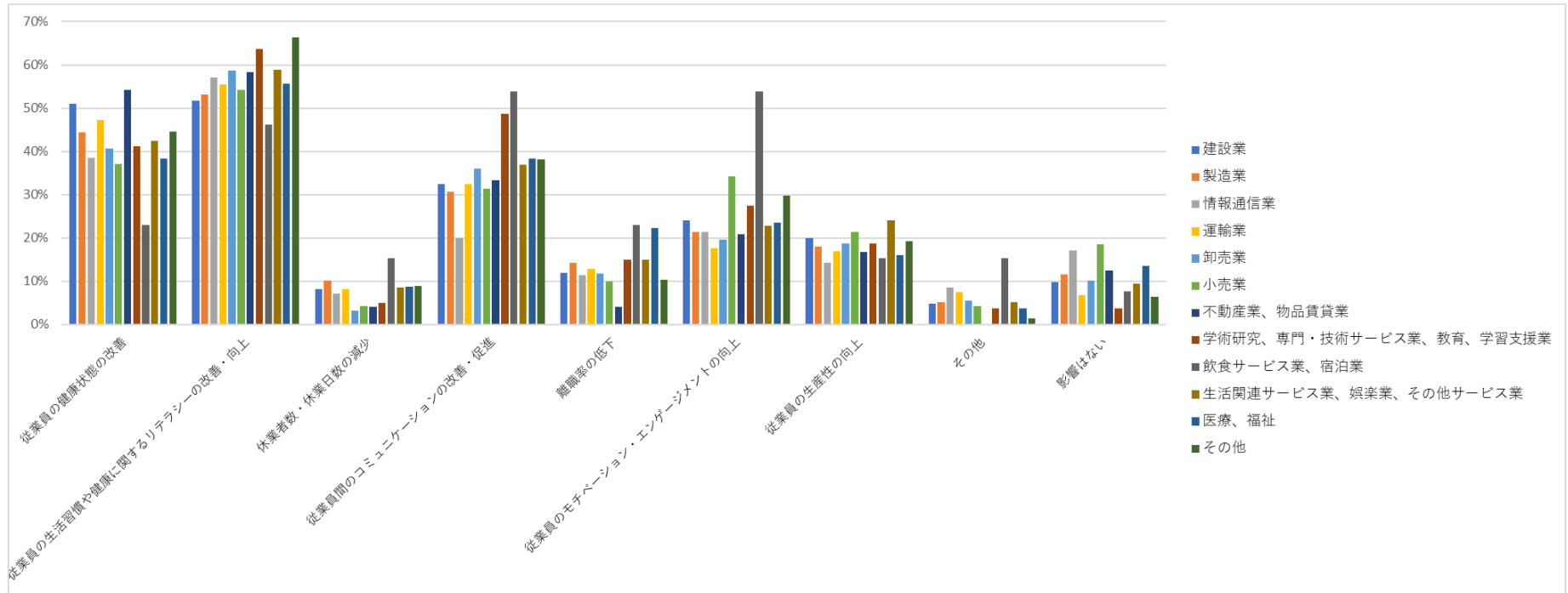


図20. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（従業員の健康）（従業員規模別）

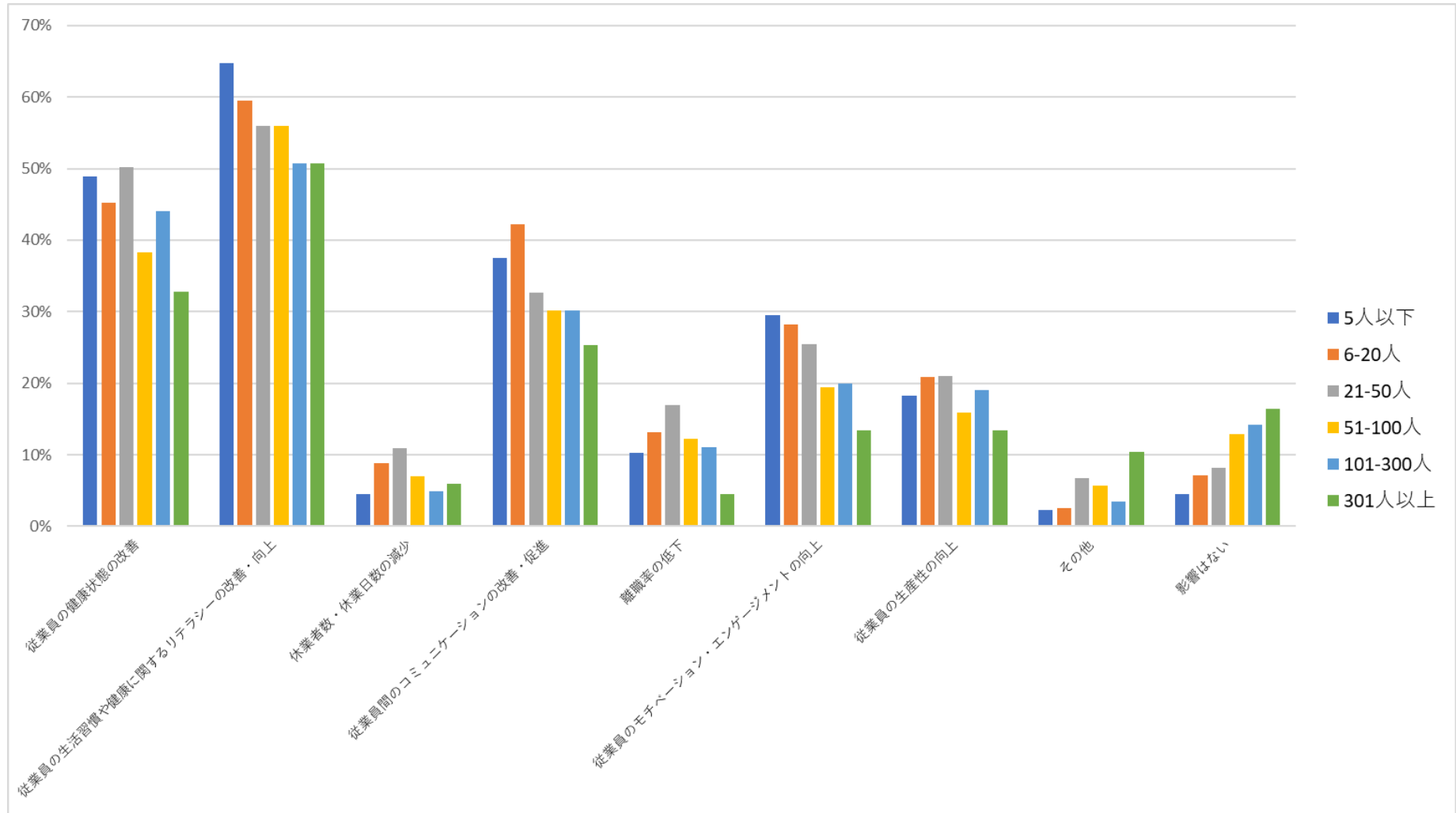


表 9. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（労働災害防止）

	企業数	%
従業員の安全に対する意識が高まった	746	39.6
ヒヤリ・ハット活動などの安全の取組みが活性化した	216	11.5
4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動が推進した	376	19.9
労働災害が減った	117	6.2
その他	61	3.2
影響はない	833	44.2

図 2 1. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（労働災害防止）

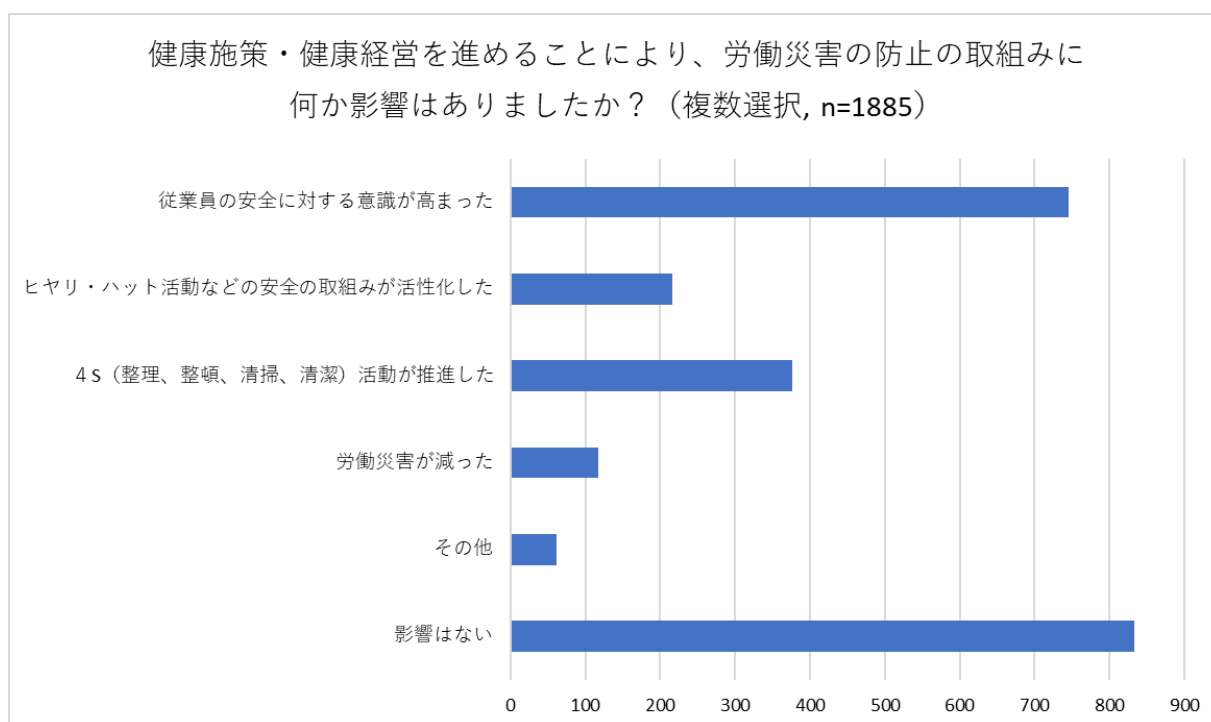


図 2 2. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（労働災害防止）（業種別）

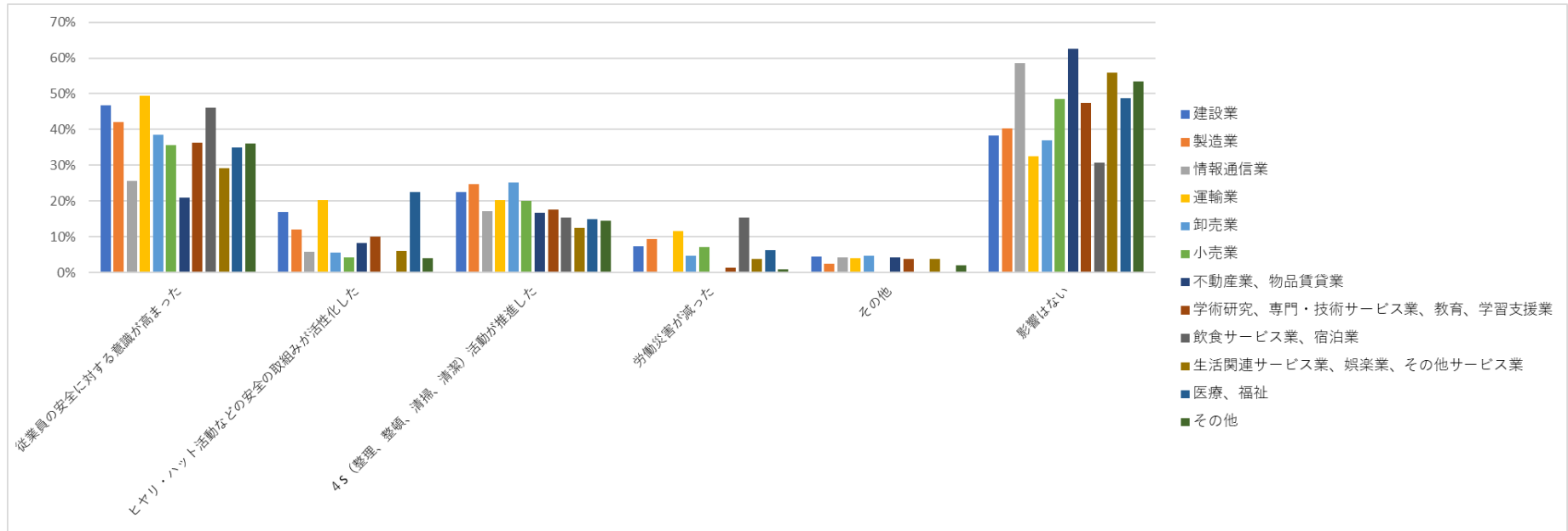




図 2 3. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（労働災害防止）（従業員規模別）

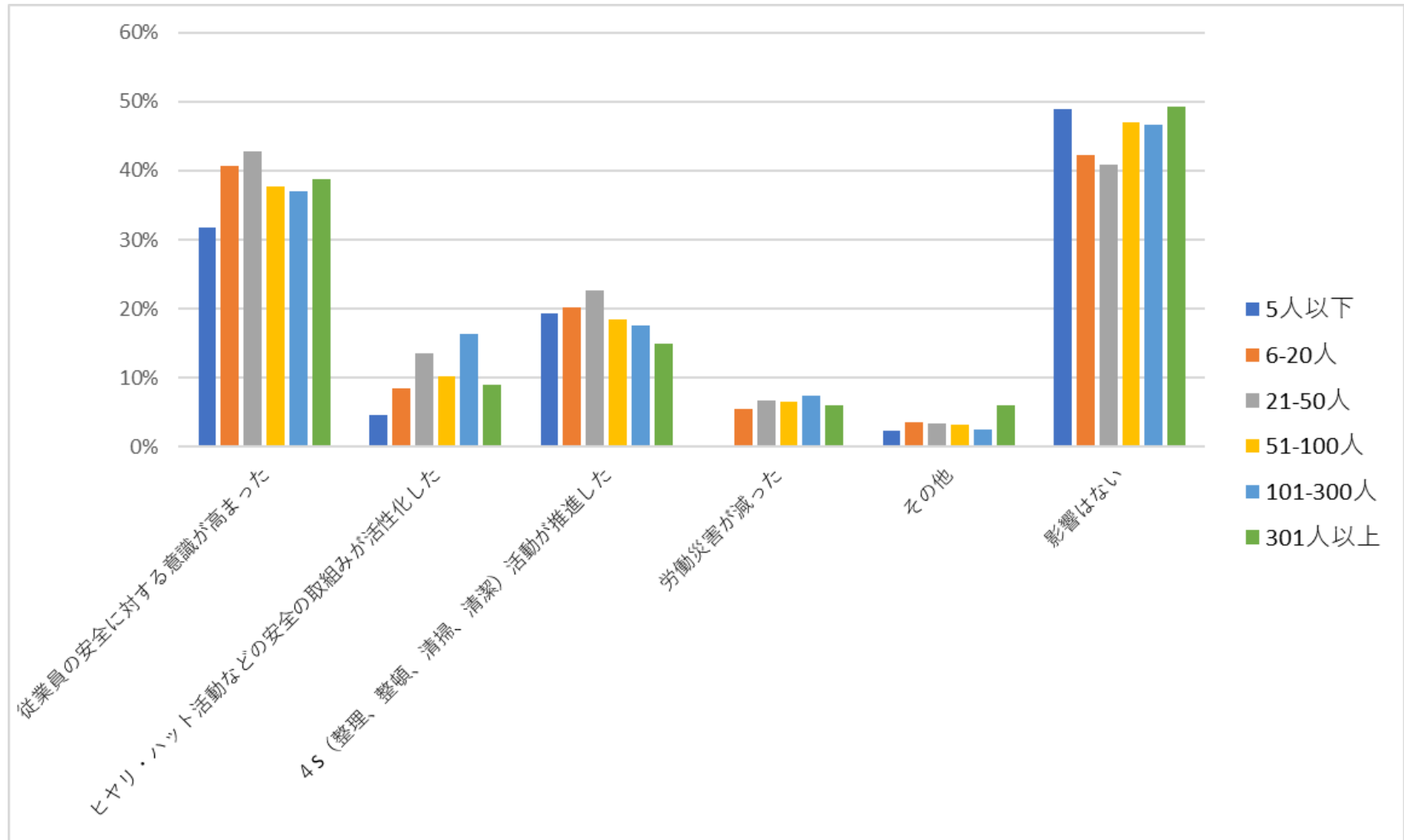


表10. 健康経営優良法人に認定されたことで最もよい反応を示した関係者

	企業数	%
社内（従業員）	584	30.7
顧客	111	5.8
取引先	410	21.6
入社希望者	258	13.6
銀行	92	4.8
その他	307	16.2
missing	139	7.3

図24. 健康経営優良法人に認定されたことで最もよい反応を示した関係者

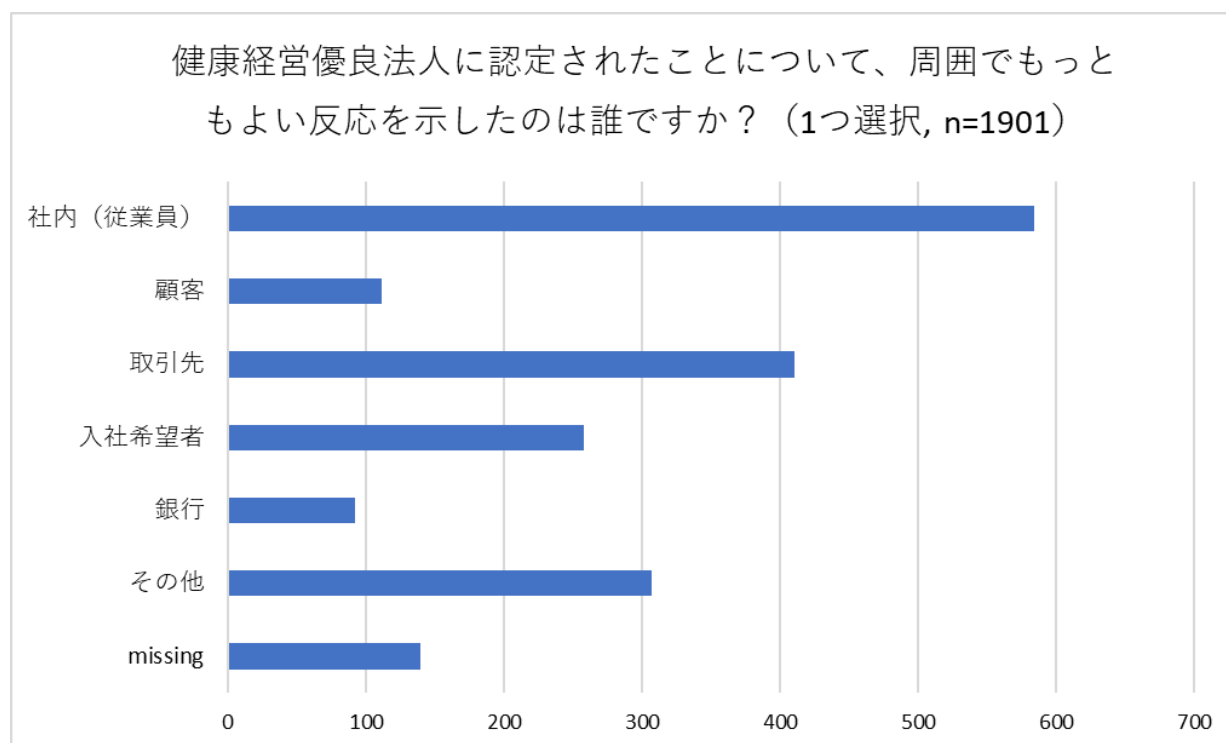


図 2 5 . 健康経営優良法人に認定されたことで最もよい反応を示した関係者（業種別）

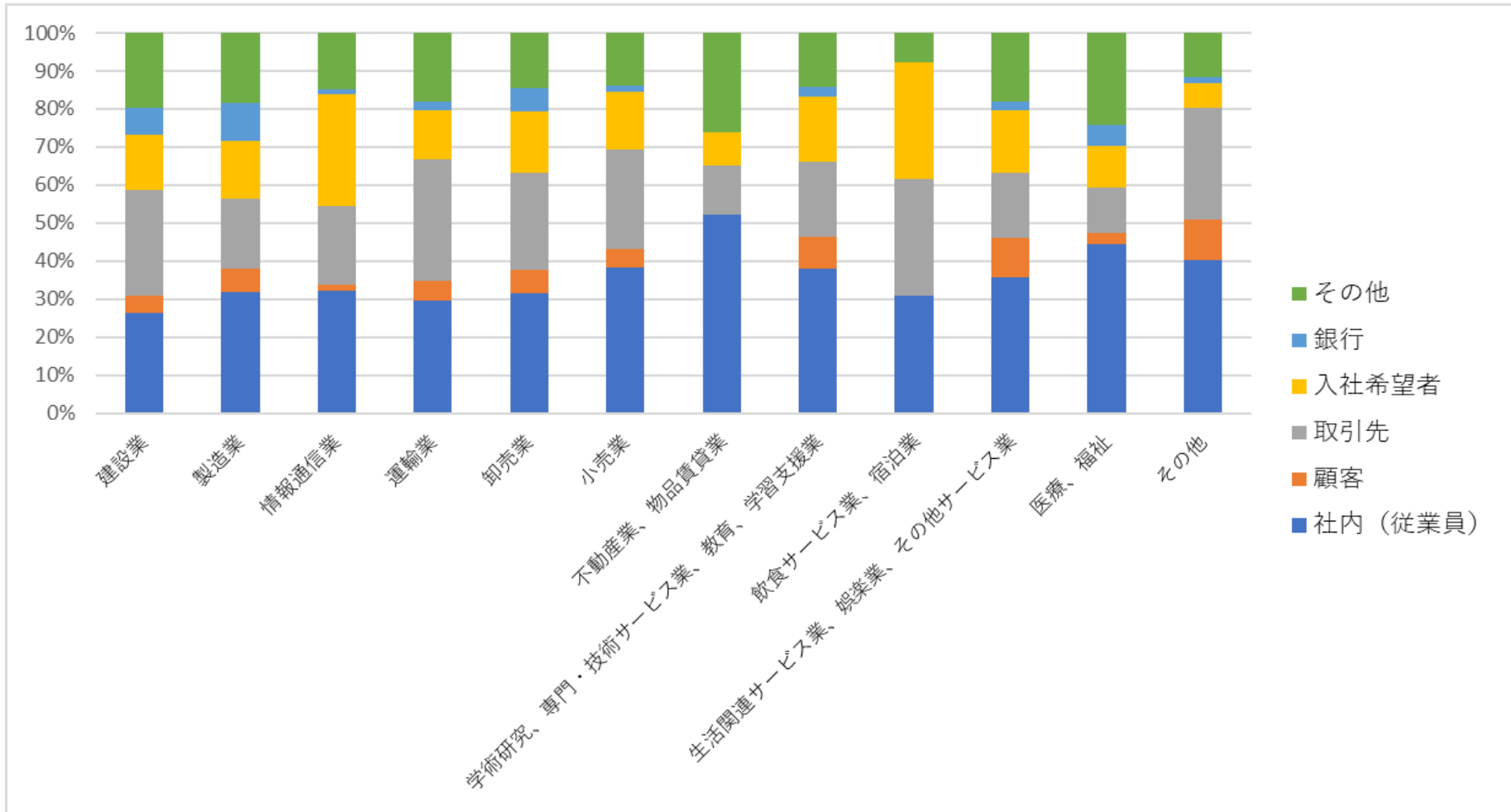


図26. 健康経営優良法人に認定されたことで最もよい反応を示した関係者（従業員規模別）

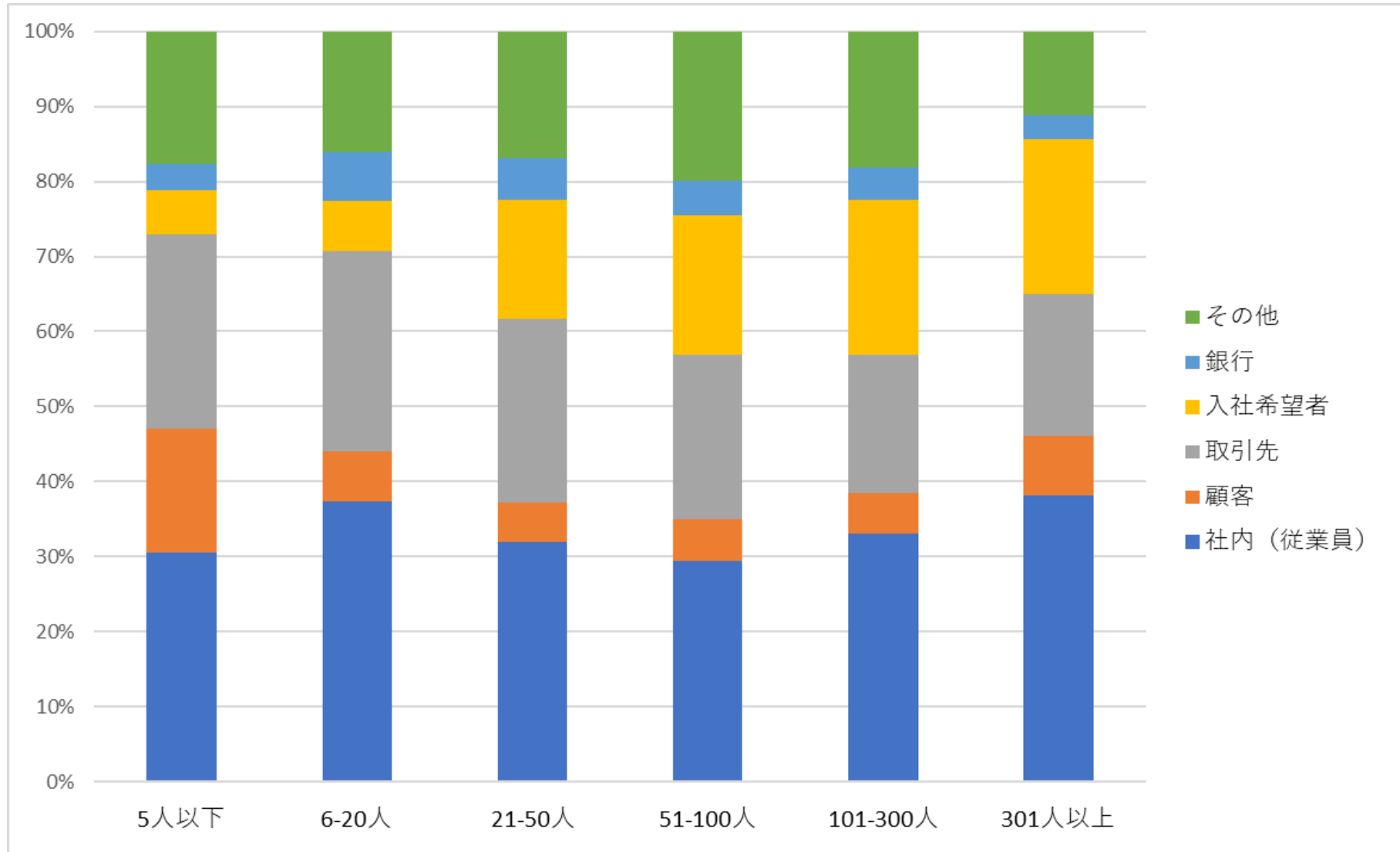


表11. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（経営上）

	企業数	%
入札条件がクリアできた	46	2.5
金融機関から評価された（融資を受けた）	157	8.5
人材採用場面での競争力	611	33.0
他社との取引が有利になった	121	6.5
効果はない	792	42.8
その他	308	16.6

図27. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（経営上）

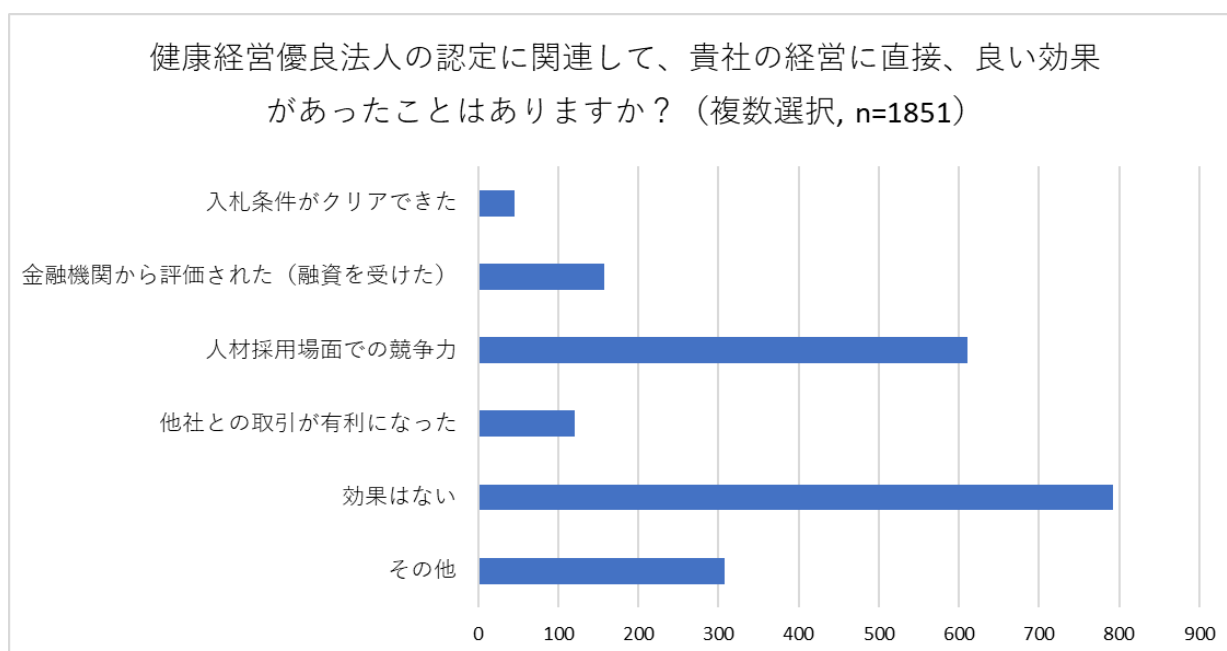


図28. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（経営上）（業種別）

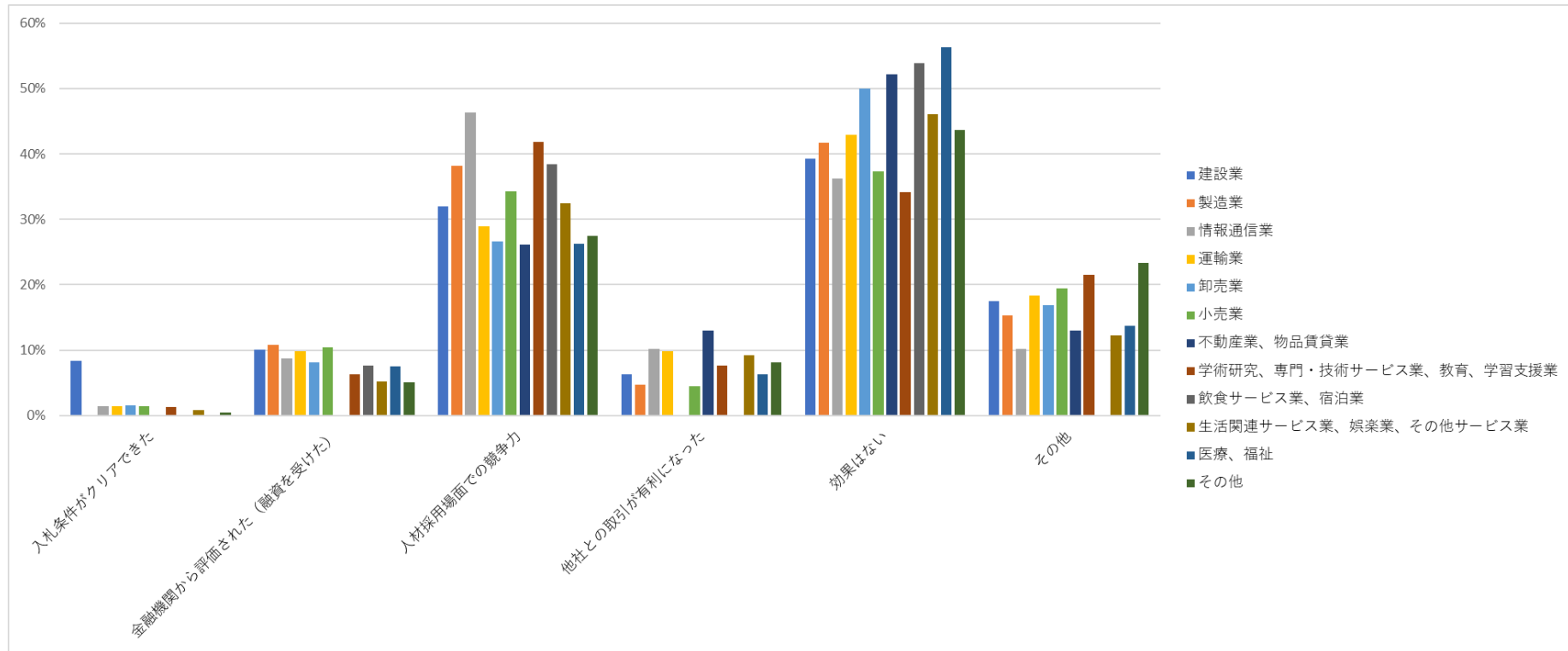
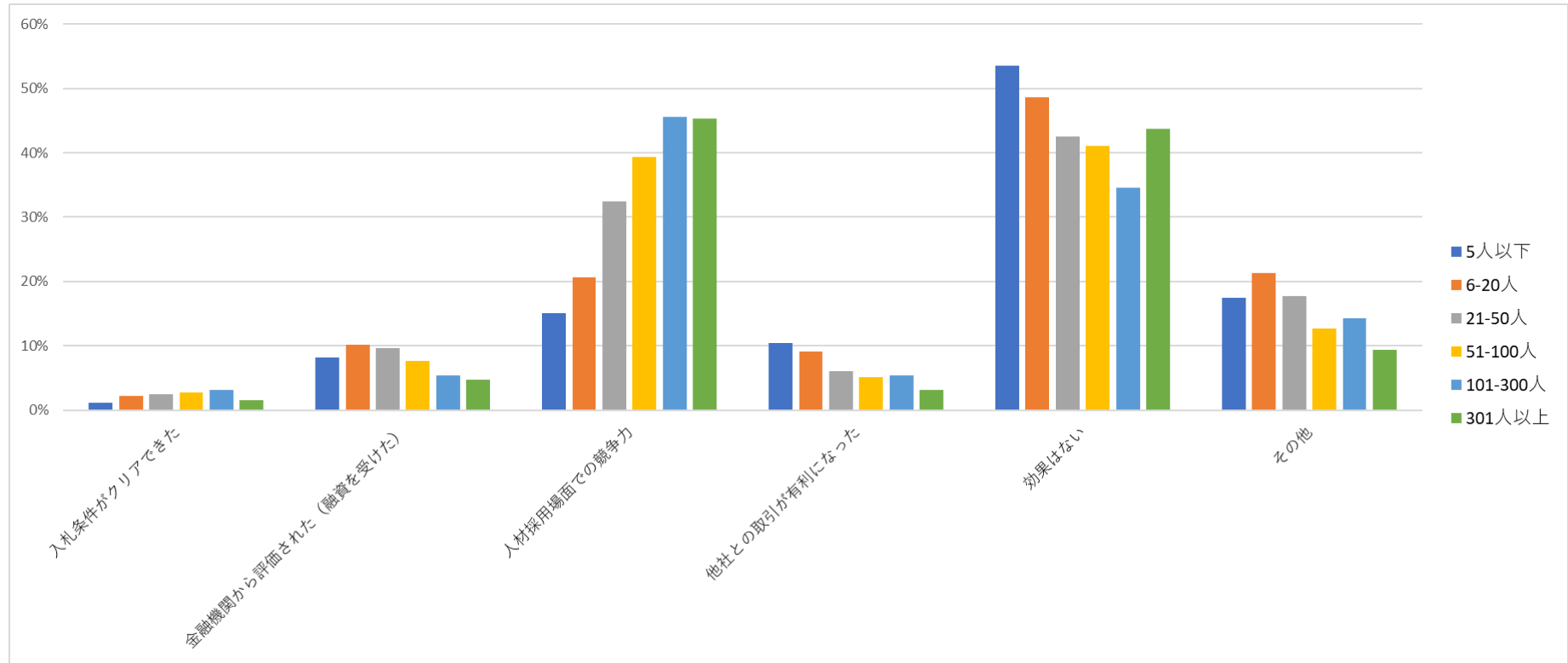


図29. 健康施策・健康経営を進めることによる効果（経営上）（従業員規模別）



## 情報の開示

表12, 図30. 健康施策・健康経営の取組みの社会への開示状況

	企業数	%
開示している	1,600	84.2
開示していない	288	15.1
missing	13	0.7

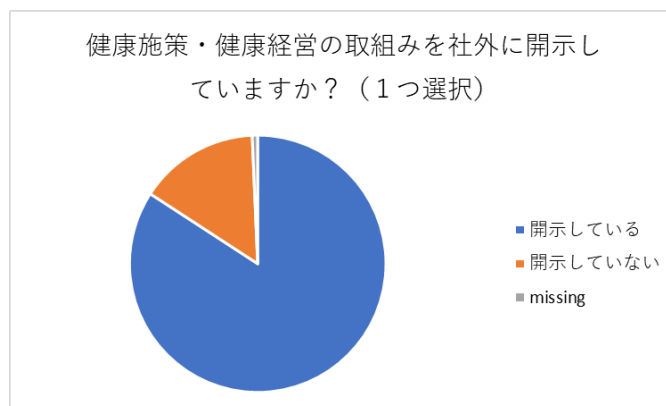


表13, 図31. 労働災害防止の取組みの社会への開示状況

	企業数	%
開示している	631	33.2
開示していない	1,255	66.0
missing	15	0.8

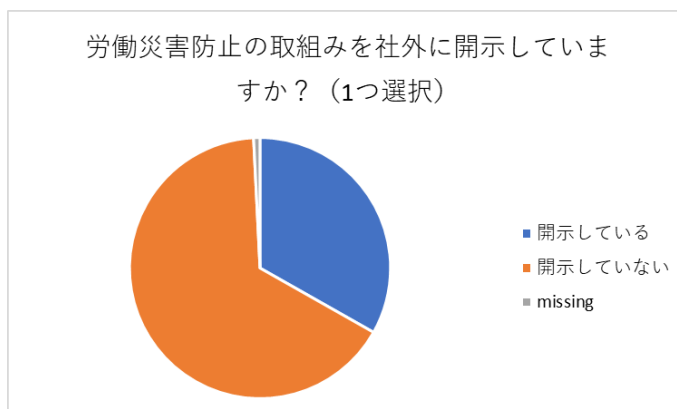




図32. 健康施策・健康経営および労働災害防止の取組みの社会への開示割合（業種別）

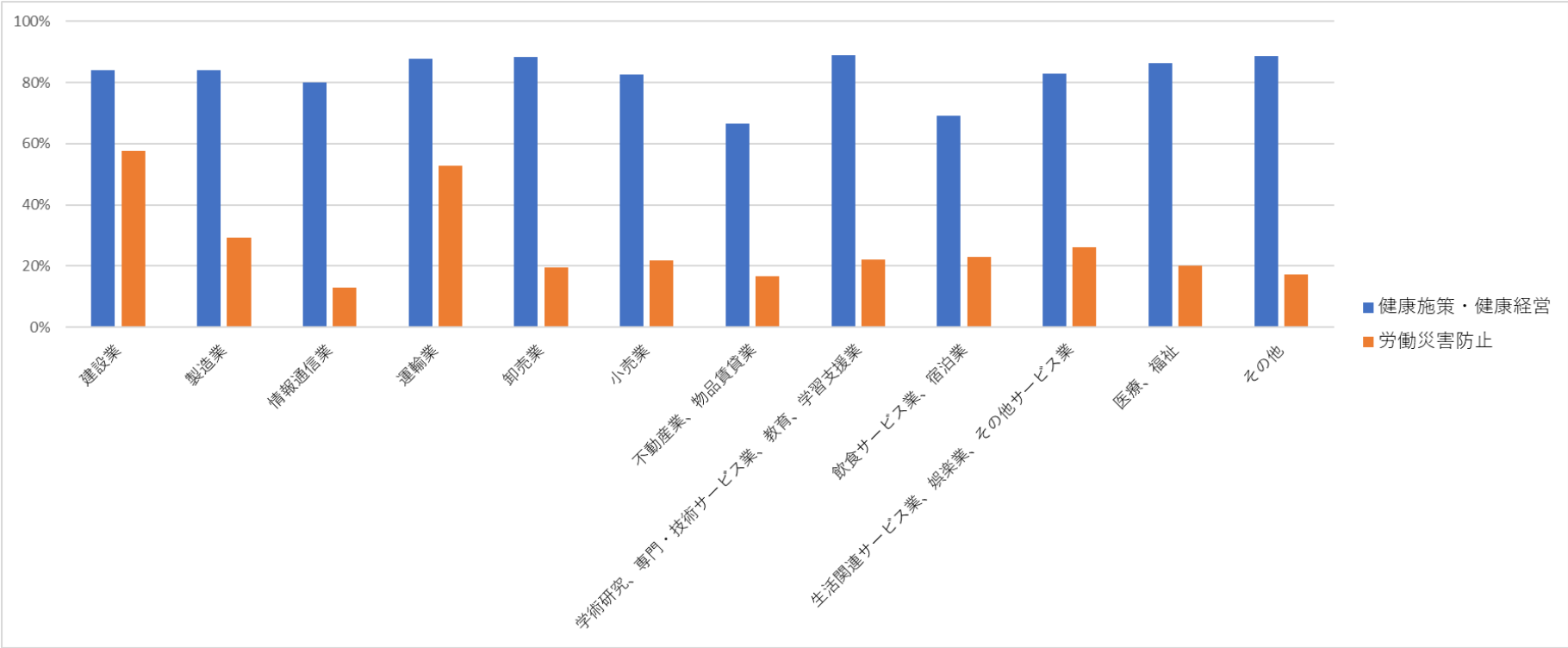


図33. 健康施策・健康経営および労働災害防止の取組みの社会への開示割合（従業員規模別）

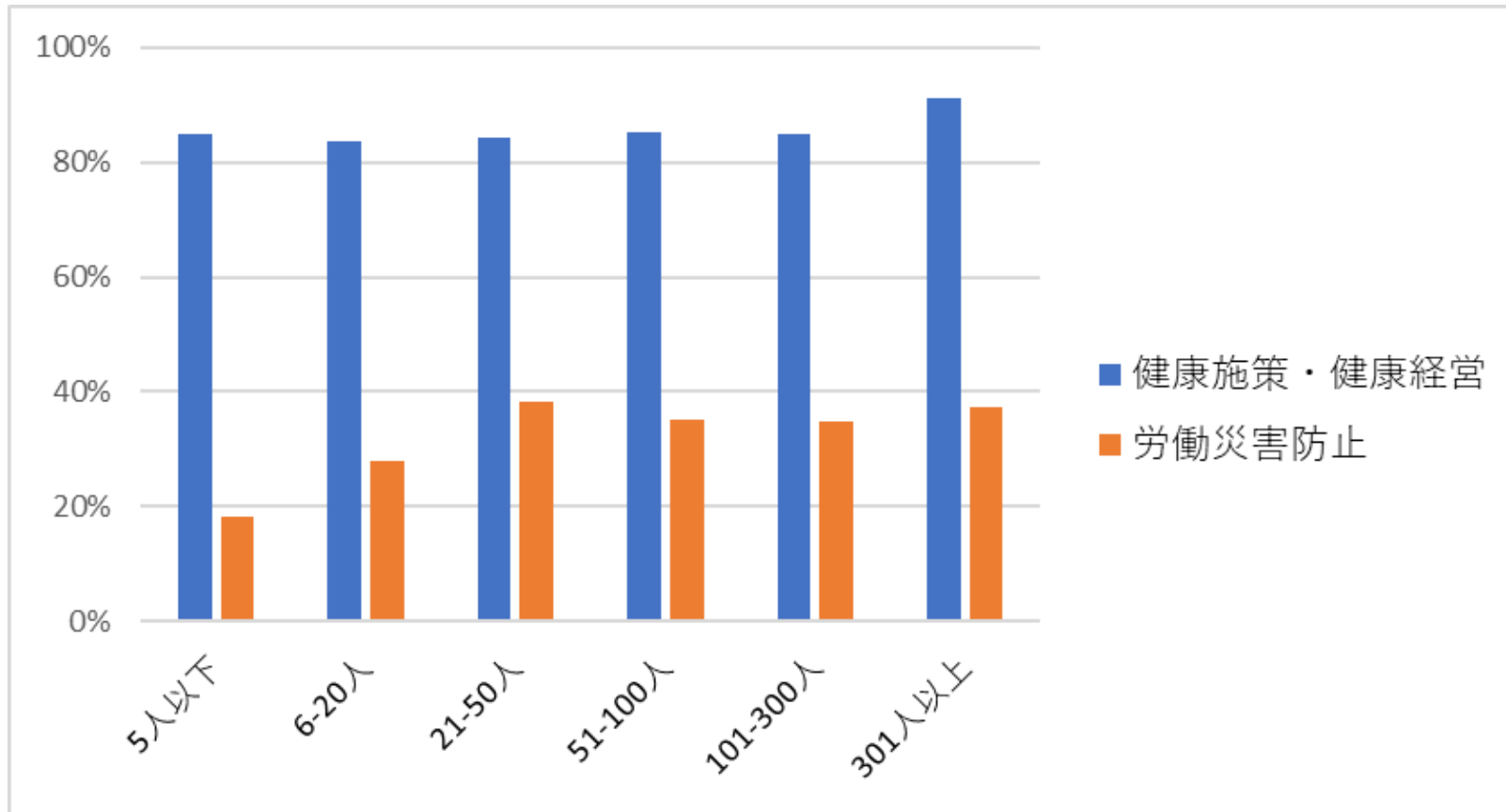


表14, 図34. 健康施策・健康経営の取組みの社会への開示への考え方

	企業数	%
積極的に開示すべき	1,069	56.2
どちらかと言えば開示すべき	655	34.5
あまり開示する必要はない	147	7.7
開示する必要はない	14	0.7
missing	16	0.8

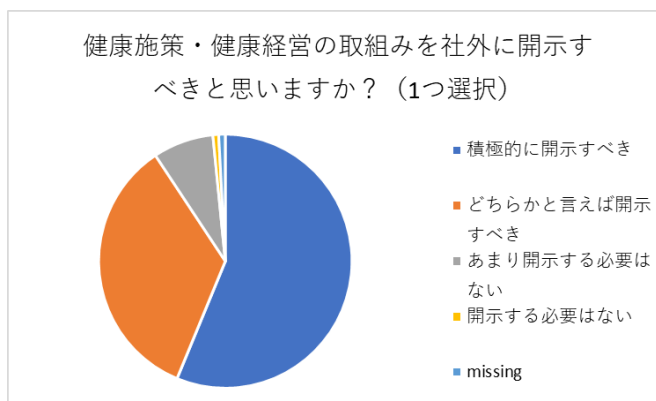


表15, 図35. 労働災害防止の取組みの社会への開示への考え方

	企業数	%
積極的に開示すべき	675	35.5
どちらかと言えば開示すべき	816	42.9
あまり開示する必要はない	314	16.5
開示する必要はない	71	3.7
missing	25	1.3

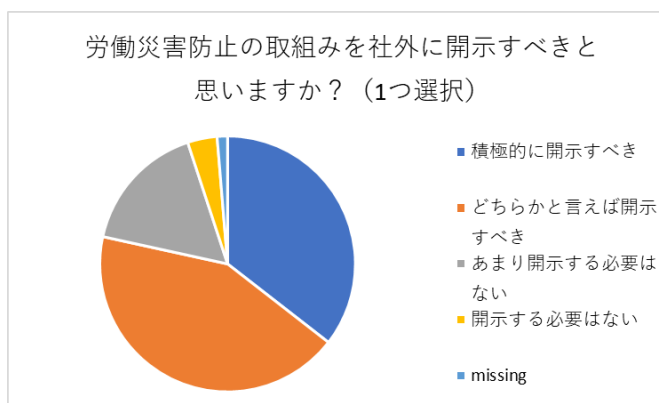


表16. 開示している項目

	企業数	%
健康経営宣言/方針	1171	71.6
安全衛生方針	291	17.8
具体的な健康施策/安全施策	350	21.4
健康に関するデータ（喫煙率, 有所見率など）	96	5.9
労働災害件数（度数率, 強度率など）	64	3.9
各種認証/認定（健康経営優良法人, 安全衛生優良企業, OHSAS18001/ISO45001など）	1065	65.1
その他	45	2.8

図36. 開示している項目

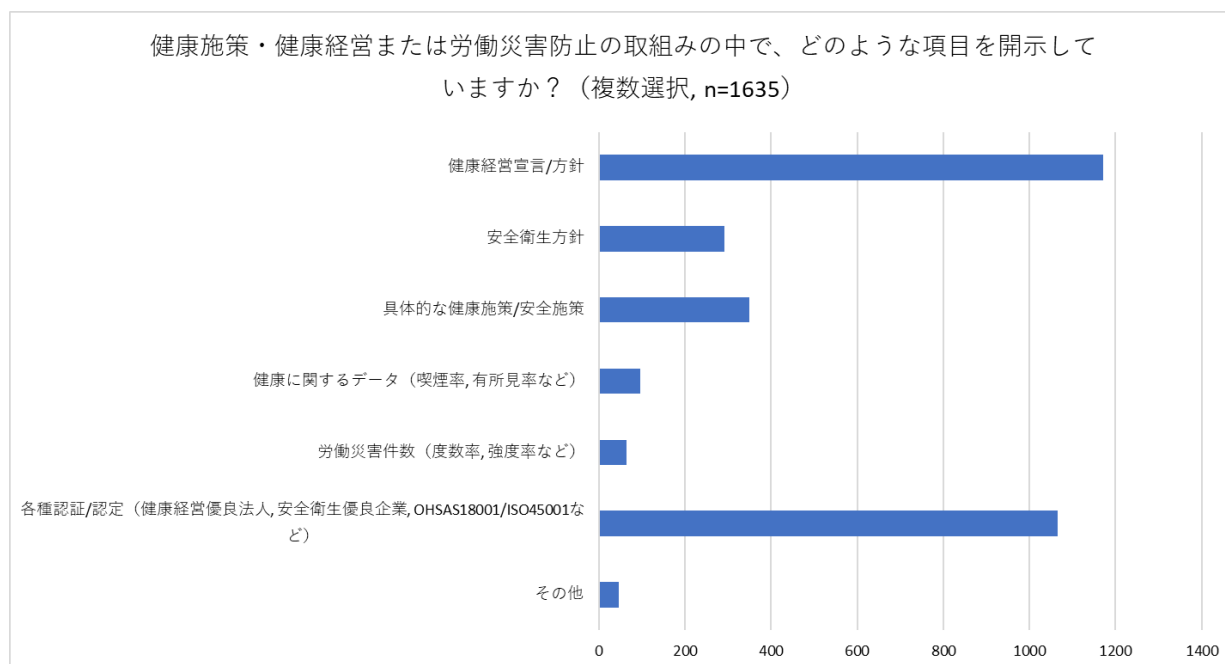


表17. SDGs（持続可能な開発目標）についての取組み

	企業数	%
SDGsについて全く知らない（今回の調査で初めて認識した）	321	16.9
SDGsという言葉聞いたことがあるが、内容は知らない	244	12.8
SDGsの内容について知っているが、特に対応は検討していない	599	31.5
SDGsについて対応・アクションを検討している	369	19.4
SDGsについて既に対応・アクションを行っている	358	18.8
missing	10	0.5

図37. SDGs（持続可能な開発目標）についての取組み

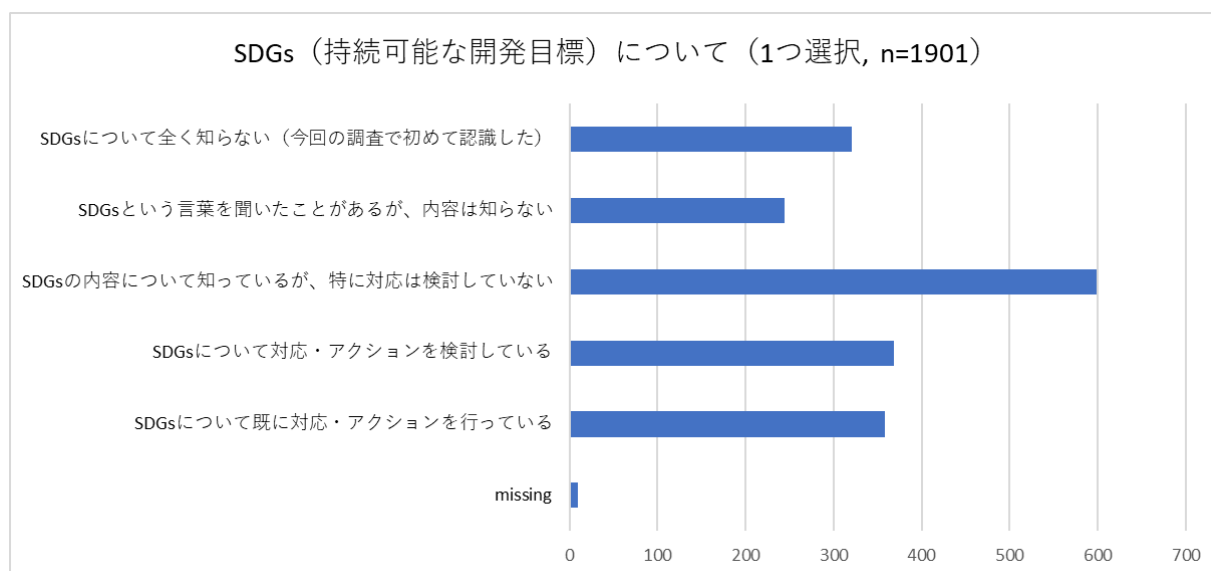


図38. SDGs（持続可能な開発目標）についての取組み（業種別）

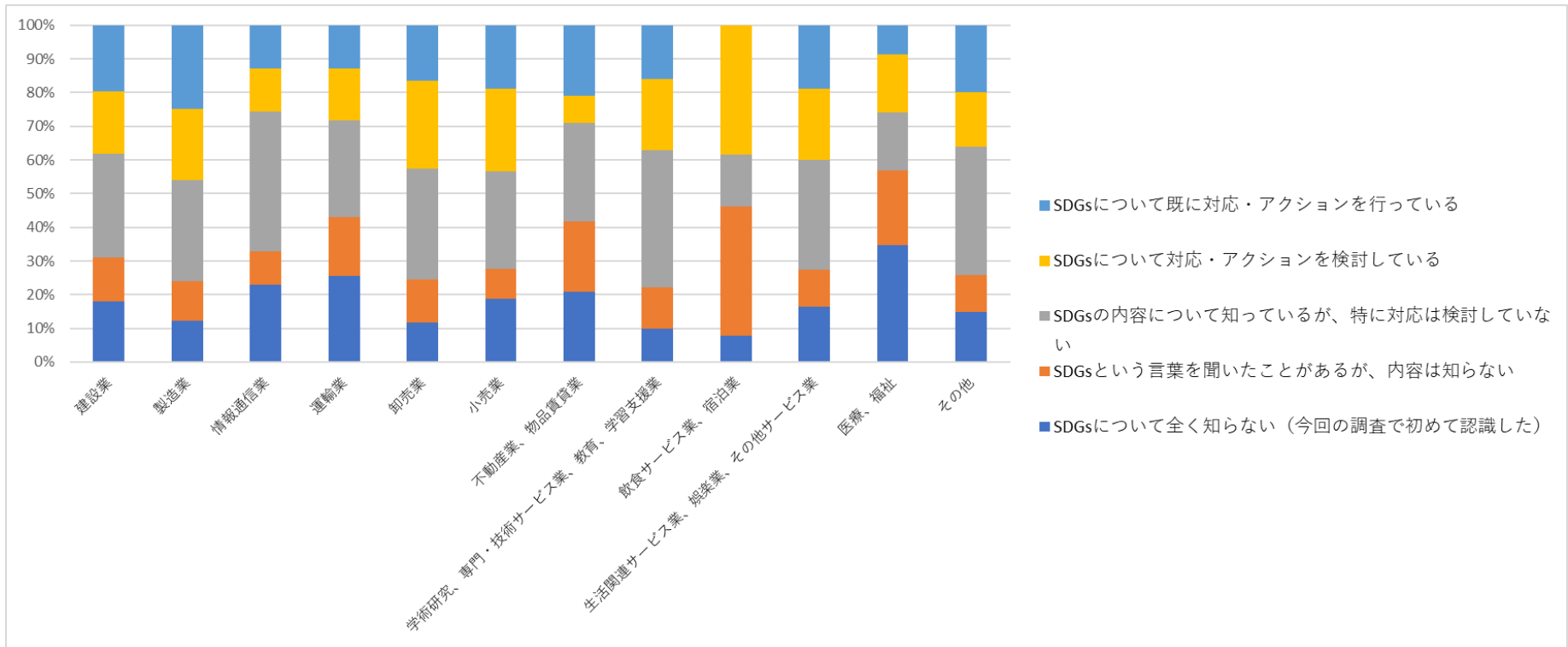
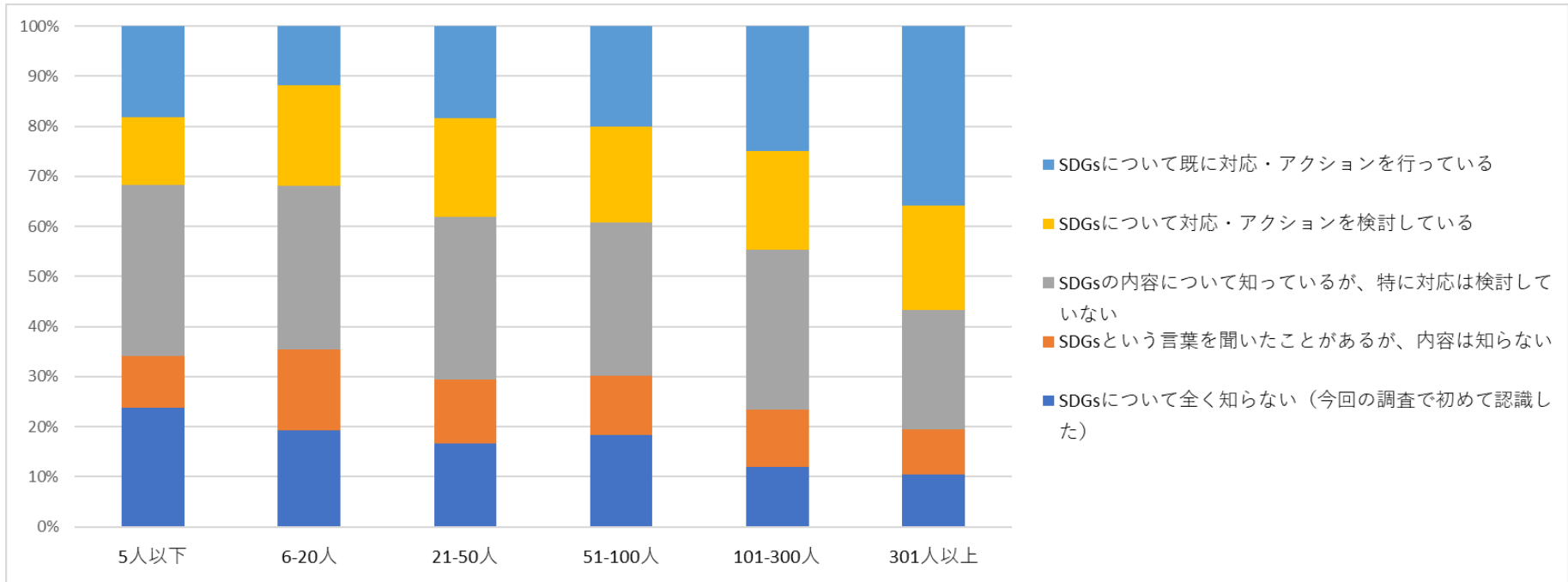


図39. SDGs（持続可能な開発目標）についての取組み（従業員規模別）



## 調査票原本（一部省略）

法人代表者様にご回答いただきたく、お願いいたします。

PC またはインターネットでもご回答可能です。そちらで回答された場合は本質問票のご提出は不要です。

●月●日までにご回答ください。

### 企業情報

問 1. 貴社の従業員数（役員および臨時雇用者を除きます）について、該当する番号に **1つだけ** ○をつけてください。

1. 5人以下 2. 6～20人 3. 21～50人 4. 51～100人 5. 101～300人 6. 301人以上

問 2. 貴社の業種について、該当する番号に **1つだけ** ○をつけてください。

1. 卸売業 2. 小売業 3. 飲食サービス業 4. 情報通信業 5. 不動産業, 物品賃貸業  
6. 学術研究, 専門・技術サービス業 7. 宿泊業 8. 生活関連サービス業, 娯楽業  
9. 教育, 学習支援業 10. 医療, 福祉 11. その他サービス業 12. 製造業 13. 建設業 14. 運輸業  
15. その他 ( )

### 健康施策・健康経営の効果

問 10. 健康施策・健康経営を進めることにより、従業員の健康にどのような影響がありましたか？該当する番号に **すべてに** ○をつけてください。

1. 従業員の健康状態の改善 2. 従業員の生活習慣や健康に関するリテラシーの改善・向上  
3. 休業者数・休業日数の減少 4. 従業員間のコミュニケーションの改善・促進  
5. 離職率の低下 6. 従業員のモチベーション・エンゲージメントの向上  
7. 従業員の生産性の向上  
8. その他 ( )  
9. 影響はない

問 11. 健康施策・健康経営を進めることにより、労働災害の防止の取組みに何か影響がありましたか？該当する番号に **すべてに** ○をつけてください。

1. 従業員の安全に対する意識が高まった  
2. ヒヤリ・ハット活動などの安全の取組みが活性化した  
3. 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動が推進した  
4. 労働災害が減った  
5. その他 ( )  
6. 影響はない



問 12. 健康経営優良法人に認定されたことについて、周囲でもっともよい反応を示したのは誰ですか？該当する番号に1つだけ○をつけてください。また、それはどのような反応でしたか？

1. 社内（従業員）	2. 顧客	3. 取引先	4. 入社希望者	5. 銀行
6. その他（ 具体的な反応				

➡ [ ]

問 13. 健康経営優良法人の認定に関連して、貴社の経営に直接、良い効果があったことはありますか？該当する番号にすべてに○をつけてください。

1. 入札条件がクリアできた	2. 金融機関から評価された（融資を受けた）
3. 人材採用場面で競争力	4. 他社との取引が有利になった
5. 効果はない	6. その他（ ）

問 14. 従業員の健康は、貴社の経営にとって、どのような意味がありますか？

--

情報の開示

問 15. 健康施策・健康経営の取組みを社外に開示していますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 開示している	2. 開示していない
-----------	------------

問 16. 健康施策・健康経営の取組みを社外に開示すべきと思いますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 積極的に開示すべき	2. どちらかと言えば開示すべき
3. あまり開示する必要はない	4. 開示する必要はない

問 17. 労働災害防止の取組みを社外に開示していますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 開示している	2. 開示していない
-----------	------------

問 18. 労働災害防止の取組みを社外に開示すべきと思いますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 積極的に開示すべき	2. どちらかと言えば開示すべき
3. あまり開示する必要はない	4. 開示する必要はない

問 19. (問 15 または問 17 で「1. 開示している」と回答された方) どのような項目を開示していますか?  
該当する番号に**すべてに**○をつけてください。

- |   |                        |                  |
|---|------------------------|------------------|
| 1. 健康経営宣言/方針  | 2. 安全衛生方針              | 3. 具体的な健康施策/安全施策 |
| 4. 健康に関するデータ (喫煙率, 有所見率など)                              | 5. 労働災害件数 (度数率, 強度率など) |                  |
| 6. 各種認証/認定 (健康経営優良法人, 安全衛生優良企業, OHSAS18001/ISO45001 など) |                        |                  |
| 7. その他 (  |                        | )                |

問 20. SDGs (持続可能な開発目標) について、該当する番号に**1つだけ**○をつけてください。

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1. SDGs について全く知らない (今回の調査で初めて認識した) |
| 2. SDGs という言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない    |
| 3. SDGs の内容について知っているが、特に対応は検討していない |
| 4. SDGs について対応・アクションを検討している        |
| 5. SDGs について既に対応・アクションを行っている       |

SDGs とは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) であり、2015 年を起点として 2030 年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などの諸目標(SDGs)の達成に全国連加盟国が努力することが採択されています。

質問は以上です。ご参加、ありがとうございました。

## 厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

### 分担研究報告書

#### 労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に関する調査研究

#### CSR関連報告書から見たESG活動と産業保健活動の実態

研究協力者	清水 崇弘	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学修練医
研究代表者	永田 智久	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学准教授
研究分担者	永田 昌子	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学 助教
研究分担者	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学 教授

#### 研究要旨:

2020年度発行のCSR(Corporate Social Responsibility:社会的責任)関連報告書、及び統合報告書を調査することで、ESG(Environment Social Governance:環境・社会・企業統治)活動や産業保健活動に関する実態を明らかにすることを目的とした。

東京証券取引市場第一部に上場している全ての企業2172社を対象に調査を行った。各報告書の構成要素となる項目を研究者内で協議し、CSR報告書は「CSR報告書」「社会・環境報告書」「サステナビリティレポート」「その他非財務情報の記載があるもの」、統合報告書は「統合報告書」「アニュアルレポート」「その他財務情報・非財務情報共に記載されているもの」を対象とし、それぞれ総ページ数が6ページ以上のものを報告書として取り扱った。東京証券取引所の17業種区分、及び企業規模別に評価を行った。従業員数により49人以下、50-299人、300-999人、1000-2999人、3000-4999人、5000-9999人、10000人以上で企業規模を階層化し検討を行った。

CSR関連報告書の発行割合は2012年と比較し低下していた。一方、統合報告書は同年のCSR関連報告書の発行割合を上回っていた。発行割合は業種毎に偏りがあるが、エネルギー業などの環境負荷が高い業種や、医薬品業ほどCSR・ESG活動に関心が高い可能性が考えられた。企業規模からは、企業規模が大きくなるほどCSR関連報告書から統合報告書へ移行していると推察された。企業数は2012年と比較し増加しており、その中で報告書発行割合が低い業種の企業が増加することで、全体の発行割合に影響を与えていることも考えられた。企業のCSR・ESG活動は、企業規模が大きく社会的影響力を持つ企業ほど関心が高く、活動に資する企業体力があることが示唆された。さらなる実態解明には、CSR関連報告書から統合報告書への移行を考慮すると、今後は統合報告書の内容調査がより実態に即した結果をもたらすことが示唆された。

#### 研究協力者

藤本 亜弓	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
井上 俊介	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	大学院生
森 貴大	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	大学院生
大森 美保	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	大学院生

酒井 洸典	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
高橋 宏典	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
永田皓太郎	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
五阿弥雅俊	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
桑原 啓行	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
末吉 尚純	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
下田 隼	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
蜂須賀 陸	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
伊藤遼太郎	産業医科大学産業生態科学研究所	産業保健経営学	修練医
金 龍馬	産業医科大学 医学部		
柴垣 実央	産業医科大学 医学部		
藤澤 聡	産業医科大学 医学部		
三浦 夏穂	産業医科大学 医学部		

## A. 目的

企業の社会的責任の取り組みを内外に公表する手段として、CSR関連報告書が用いられている。報告書の発行割合や内容を調査することで、ESG活動や産業保健に関する捉え方の実態を調査できると考え着目した。2020年度発行のCSR関連報告書、統合報告書の発行割合や記載内容を調査することで、ESG活動や産業保健活動に関する捉え方や実態を明らかにすることを目的とした。

## B. 方法

東京証券取引市場第一部に上場している全ての企業2172社を対象に、ウェブサイトに掲載されている報告書の発行割合や内容を調査した。CSR関連報告書は「CSR報告書」「社会・環境報告書」「サステナビリティレポート」「その他非財務情報の記載があるもの」、統合報告書は「統合報告書」「アニュアルレポート」「その他財務情報・非財務情報共に記載されているもの」を対象とし、それぞれ総ページ数が6ページ以上のものを報告書として取り扱った。ウェブサイトに直接記載されている内容は対象から除外し、PDF形式で掲載されているものを発行ありとした。

調査項目は「安全衛生の記載の有無」「マテリアルな項目の記載」「マテリアルな項目に『労働災害防止』を記載」「マテリアルな項目に『健康経営/労働者の健康管理』を記載」「『労働災害防止』の目標

の記載」「『健康経営/労働者の健康管理』の目標の記載」「『健康経営銘柄/健康経営優良法人の認定』目標の記載」「労働安全衛生マネジメントシステムの有無」「安全衛生の労使協議/安全衛生委員会」「労働災害防止のための教育の有無」「健康教育の有無」「メンタルヘルス対策」「健康経営銘柄/健康経営優良法人の認定」「労働災害関連アウトカム」「私傷病による休業者数・割合」「メンタルヘルス休業者数・割合」と設定した。調査方法を標準化・マニュアル化し、研究者間で共有して調査を行った。数社を抽出して同一企業を調査し、その差異を検討することで質の担保を行った。

東京証券取引所の17業種区分及び、従業員数により企業規模を分類した。従業員数は49人以下、50-299人、300-999人、1000-2999人、3000-4999人、5000-9999人、10000人以上で企業規模を階層化し、報告書の発行割合を調査した。

## C. 結果

結果を図1～図11に示す。

CSR関連報告書の発行割合は20.3%(440個)、統合報告書は30.8%(670個)で、統合報告書の発行割合がCSR関連報告書の発行割合を上回っていた。CSR関連報告書または統合報告書いずれかを発行している企業は42.4%(921社)だった(図1)。

CSR関連報告書における各調査項目の記載率を示す。記載率はCSR関連報告書

の発行数440個を基準にしているが、マテリアルな項目については、マテリアルの記載があった362社を基準に算出した。「安全衛生の記載の有無」：82.3%、「マテリアルな項目の記載」：50.8%、「マテリアルな項目に『労働災害防止』を記載」：28.5%、「マテリアルな項目に『健康経営/労働者の健康管理』を記載」：27.1%、「『労働災害防止』の目標の記載」：40.0%、「『健康経営/労働者の健康管理』の目標の記載」：31.8%、「『健康経営銘柄/健康経営優良法人の認定』目標の記載」：12.7%、「労働安全衛生マネジメントシステムの有無」：33.9%、「安全衛生の労使協議/安全衛生委員会」：54.5%、「労働災害防止のための教育の有無」：49.8%、「健康教育の有無」：40.9%、「メンタルヘルス対策」：57.0%、「健康経営銘柄/健康経営優良法人の認定」：31.8%、「労働災害関連アウトカム」：50.9%、「私傷病による休業者数・割合」：2.7%、「メンタルヘルス休業者数・割合」：9.3%であった。

CSR関連報告書の業種別発行割合を示す。「エネルギー資源」：40.0%、「医薬品」：21.1%、「運輸・物流」：19.2%、「機械」：18.4%、「金融(除く銀行)」：15.8%、「銀行」：7.3%、「建設・資材」：29.0%、「自動車・輸送機」：47.9%、「商社・卸売」：10.6%、「小売」：9.9%、「情報通信・サービスその他」：9.3%、「食品」：27.5%、「素材・化学」：38.6%、「鉄鋼・非鉄」：36.4%、「電機・精密」：31.9%、「電力・ガス」：

27.3%、「不動産」：14.1%であった。(図2)

統合報告書の業種別発行割合を示す。

「エネルギー資源」：40.0%、「医薬品」：63.2%、「運輸・物流」：37.2%、「機械」：44.7%、「金融(除く銀行)」：49.1%、「銀行」：65.9%、「建設・資材」：33.0%、「自動車・輸送機」：28.8%、「商社・卸売」：22.9%、「小売」：16.3%、「情報通信・サービスその他」：14.3%、「食品」：34.1%、「素材・化学」：36.0%、「鉄鋼・非鉄」：40.0%、「電機・精密」：46.1%、「電力・ガス」：68.2%、「不動産」：19.7%であった。(図2)

CSR関連報告書もしくは統合報告書いずれかを発行している業種別割合を示す。

「エネルギー資源」：53.3%、「医薬品」：76.3%、「運輸・物流」：50.0%、「機械」：51.8%、「金融(除く銀行)」：50.9%、「銀行」：65.9%、「建設・資材」：50.0%、「自動車・輸送機」：65.8%、「商社・卸売」：29.6%、「小売」：23.3%、「情報通信・サービスその他」：20.6%、「食品」：52.7%、「素材・化学」：61.4%、「鉄鋼・非鉄」：54.5%、「電機・精密」：60.7%、「電力・ガス」：72.7%、「不動産」：25.4%であった。(図3)

企業規模別のCSR関連報告書・統合報告書の両方を発行している割合を示す。49人以下で0.7%、50-299人で3.5%、300-999人で4.1%、1000-2999人で11.4%、3000-4999人で26.2%、5000-9999人で

28.8%、10000人以上で40.4%、情報なしの企業規模で10.5%であった。(図4)

企業規模別のCSR関連報告書もしくは統合報告書いずれかを発行している割合を示す。49人以下で21.8%、50-299人で21.9%、300-999人で33.6%、1000-2999人で57.9%、3000-4999人で80.2%、5000-9999人で81.3%、10000人以上で93.0%、情報なしの企業規模で52.6%であった。(図5)

CSR関連報告書における、安全衛生についての業種別の記載率を示す。「エネルギー資源」：66.7%、「医薬品」：100%、「運輸・物流」：86.7%、「機械」：88.5%、「金融(除く銀行)」：77.8%、「銀行」：33.3%、「建設・資材」：90.2%、「自動車・輸送機」：88.6%、「商社・卸売」：68.4%、「小売」：45.0%、「情報通信・サービスその他」：70.2%、「食品」：68.0%、「素材・化学」：93.4%、「鉄鋼・非鉄」：85.0%、「電機・精密」：88.5%、「電力・ガス」：100%、「不動産」：80.0%であった。(図6)

CSR関連報告書における、安全衛生についての企業規模別の記載率を示す。49人以下で61.5%、50-299人で66.0%、300-999人で82.9%、1000-2999人で83.3%、3000-4999人で81.8%、5000-9999人で93.1%、10000人以上で96.9%、情報なしの企業規模で87.5%であった。(図7)

CSR関連報告書における、メンタルヘルス対策についての業種別の記載率を示す。「エネルギー資源」：50.0%、「医薬品」：

62.5%、「運輸・物流」：73.3%、「機械」：50.0%、「金融(除く銀行)」：66.7%、「銀行」：50.0%、「建設・資材」：47.1%、「自動車・輸送機」：62.9%、「商社・卸売」：78.9%、「小売」：30.0%、「情報通信・サービスその他」：51.1%、「食品」：44.0%、「素材・化学」：65.8%、「鉄鋼・非鉄」：55.0%、「電機・精密」：63.9%、「電力・ガス」：50.0%、「不動産」：50.0%であった。(図8)

CSR関連報告書における、メンタルヘルス対策についての企業規模別の記載率を示す。49人以下で23.1%、50-299人で55.3%、300-999人で43.9%、1000-2999人で61.8%、3000-4999人で54.5%、5000-9999人で65.5%、10000人以上で90.6%、情報なしの企業規模で87.5%であった。(図9)

CSR関連報告書における、マテリアリティについての業種別の記載率を示す。「エネルギー資源」：50.0%、「医薬品」：50.0%、「運輸・物流」：33.3%、「機械」：42.3%、「金融(除く銀行)」：66.7%、「銀行」：0.0%、「建設・資材」：39.2%、「自動車・輸送機」：45.7%、「商社・卸売」：15.8%、「小売」：25.0%、「情報通信・サービスその他」：38.3%、「食品」：32.0%、「素材・化学」：44.7%、「鉄鋼・非鉄」：55.0%、「電機・精密」：52.5%、「電力・ガス」：50.0%、「不動産」：50.0%であった。(図10)

CSR関連報告書における、マテリアリテ

ィについての企業規模別の記載率を示す。49人以下で46.2%、50-299人で38.3%、300-999人で28.5%、1000-2999人で40.3%、3000-4999人で52.3%、5000-9999人で58.6%、10000人以上で65.6%、情報なしの企業規模で75.0%であった。(図11)

#### D. 考察

CSR関連報告書の発行割合は、2012年度調査の38.6%から20.3%と大きく減少していた。しかし、CSR関連報告書または統合報告書どちらかを発行している割合と比較すると42.4%であり、非財務情報の公表は依然として拡大していると考えられた。発行割合は業種毎に偏りがあるが、エネルギー業種、製造業等環境負荷が高い業種や、医薬品業は報告書の発行割合が高く、CSR・ESG活動に関心が高い可能性が示唆された。サービス業や小売業といった非製造業の発行割合は低いと考えられた。銀行の発行割合が多いのは、銀行法に定められたディスクロージャー誌の発行が影響していると考えられた。企業規模を従業員数から層別化すると、統合報告書の発行割合は企業規模が大きくなるほど増加し、すべての規模階層でCSR関連報告書の発行割合を上回っており、大企業ほど統合報告書等へ移行していると考えられた。CSR関連報告書と統合報告書ともに発行している企業は企業規模と正の相関を示しており、3000-4999人以上の層で急峻な増加を示していた。より企業規模が大きくなるほど、企

業のESG活動に関心が高く、また社会から求められる責任も大きいことが示唆された。

東京証券取引所第一部上場企業数の総数が2012年と比較し455社増加している中で、増加した企業の業種によって発行割合に影響を与えている可能性も考えられた。

CSR関連報告書の記載項目については、2012年度の76.5%から2020年度の82.3%に増加しており、引き続き関心の高まりが持続していることが考えられた。企業規模別では、300-999人、1000-2999人、5000-9999人、10000人以上の階層で全体平均を上回っており、概ね企業規模が大きくなるほど安全衛生について言及していることが分かった。業種別では、小売業やサービス業等非製造業の業種で安全衛生の記載率は全体平均を下回っていた。メンタルヘルス対策の記載は報告書の発行割合が低かった商社・卸売業で最も高く、メンタルヘルス対策に課題を感じている企業が多い、もしくは従業員等ステークホルダーからの需要が高い可能性が考えられた。マテリアリティの記載はGRIスタンダードにより報告書の内容として定められているが、半数以上の企業が記載していなかった。銀行が0%であったが、これはCSR関連報告書の掲載がなかったためである。

本研究の限界は、調査手法の標準化を行い、協力研究者へ手法についての説明会も実施し研究者毎の差異の低減に努め



たが、研究者によって報告書として取り上げるかどうか、記載内容の考察に差が生じている可能性が考えられる。内容調査については、統合報告書までは実施できなかった。CSR関連報告書のうち統合報告書に移行している企業も多数あることから、発行部数が少ない業種区分や企業規模では内容調査の結果にばらつきが生じている可能性も考えられた。

## E. 結論

CSR関連報告書の発行割合は減少を認め、統合報告書の発行割合が上回った。発行割合は業種別で大きく異なり、企業規模が大きくなるほど統合報告書へ移行していることが分かった。記載内容は安全衛生委員会の記載が多く、関心が高い可能性が示唆された。企業規模別では規模が大きくなるほど報告書の発行割合は増加し、CSR関連報告書・統合報告書共に発行している企業が多くなることが分かった。企業の社会的責任が非財務情報として経営課題の中に包括的にとらえられるようになり、ますます企業の社会貢献、持続可能性への取り組みが注目されると考えられる。今後は統合報告書の調査・比較が重要になると推察される。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

なし（第94回日本産業衛生学会（2021年5月、松本）にポスター発表を予定）

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

## I. 引用・参考文献

1. Tomohisa N, Akinori N. et al. Occupational safety and health aspects of corporate social responsibility reporting in Japan from 2004 to 2012. BMC Public Health. 2017;17:328

図1. 2020年の報告書発行数と割合（テーブルは企業数を表す）

### 2020年度報告書発行割合・発行数

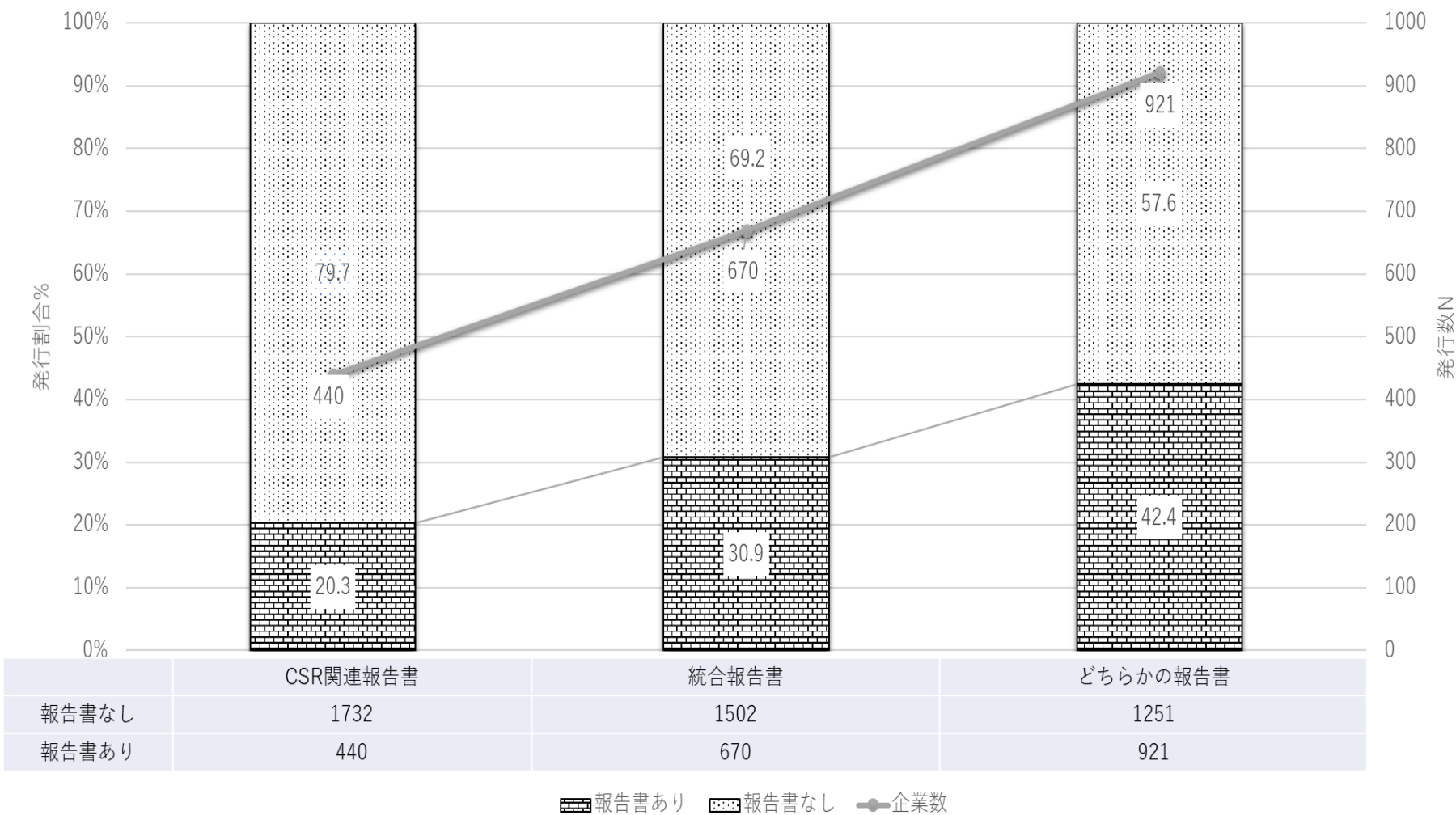


図2. 2020年度17業種区分別解析（報告書の種類別に発行割合を解析したもの、テーブルは企業数を表す）

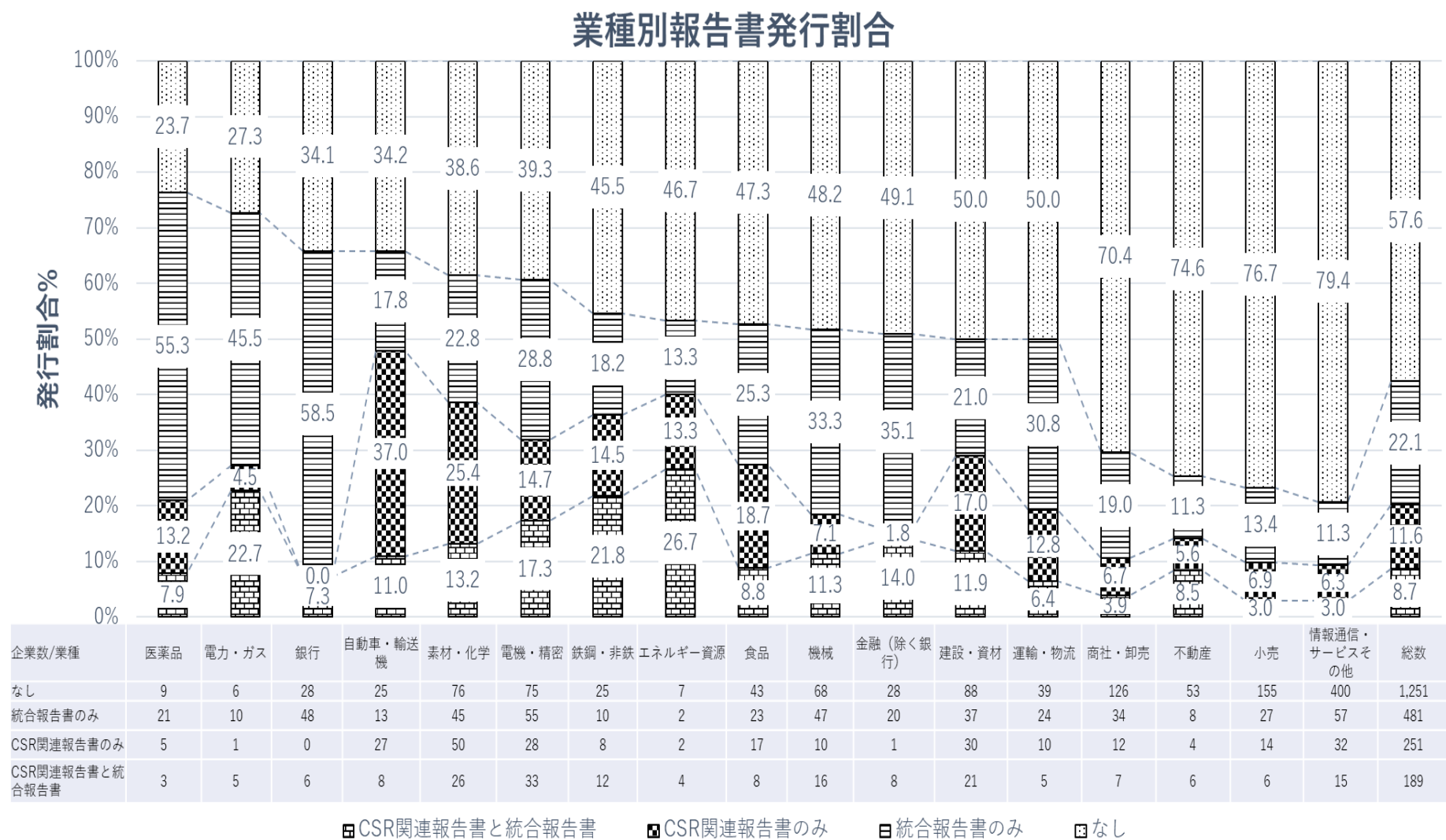


表3. 2020年度17業種区分別解析（CSR関連報告書もしくは統合報告書いずれかを発行した企業割合、テーブルは企業数を表す）

### 業種別報告書発行割合

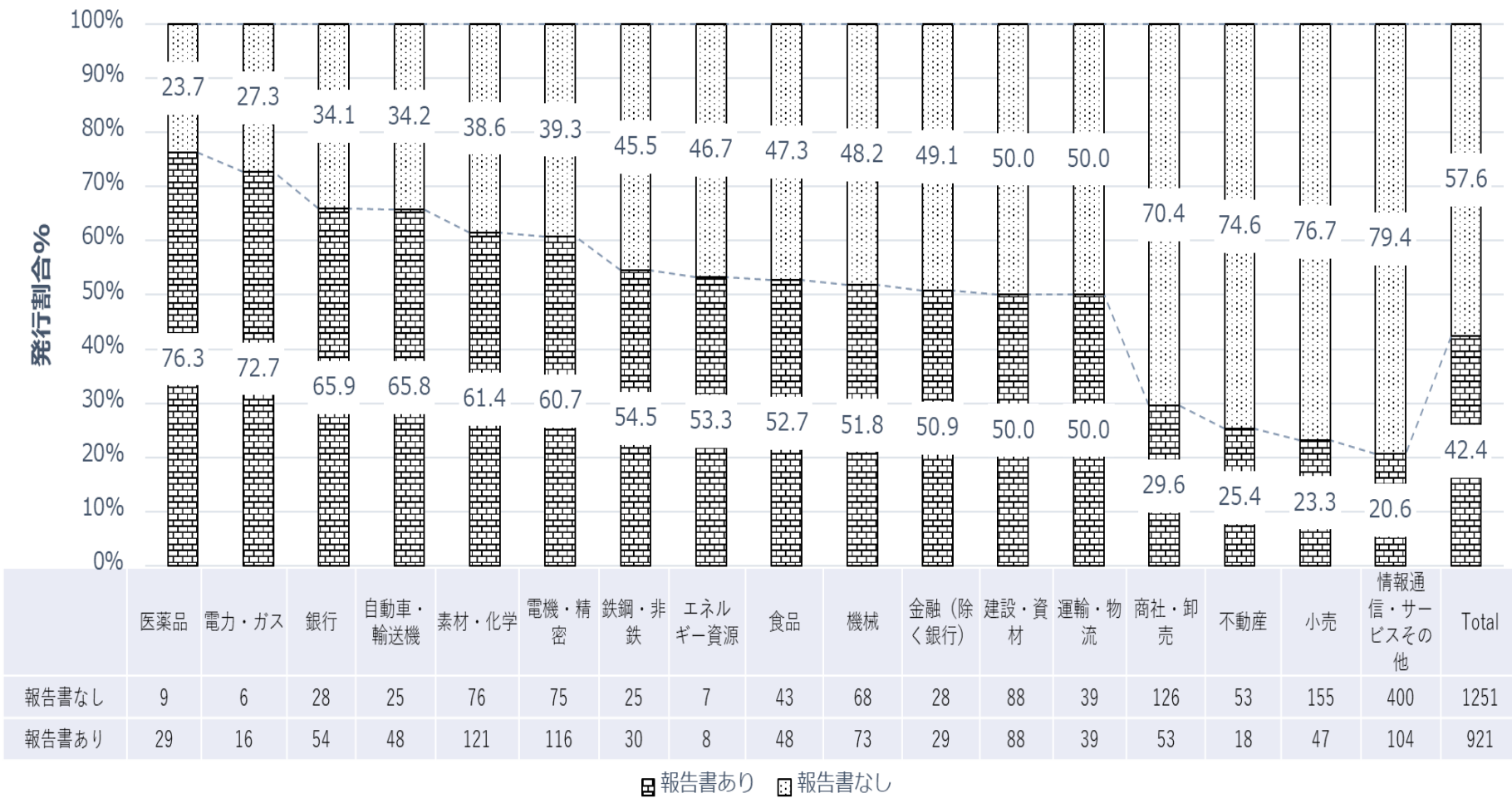
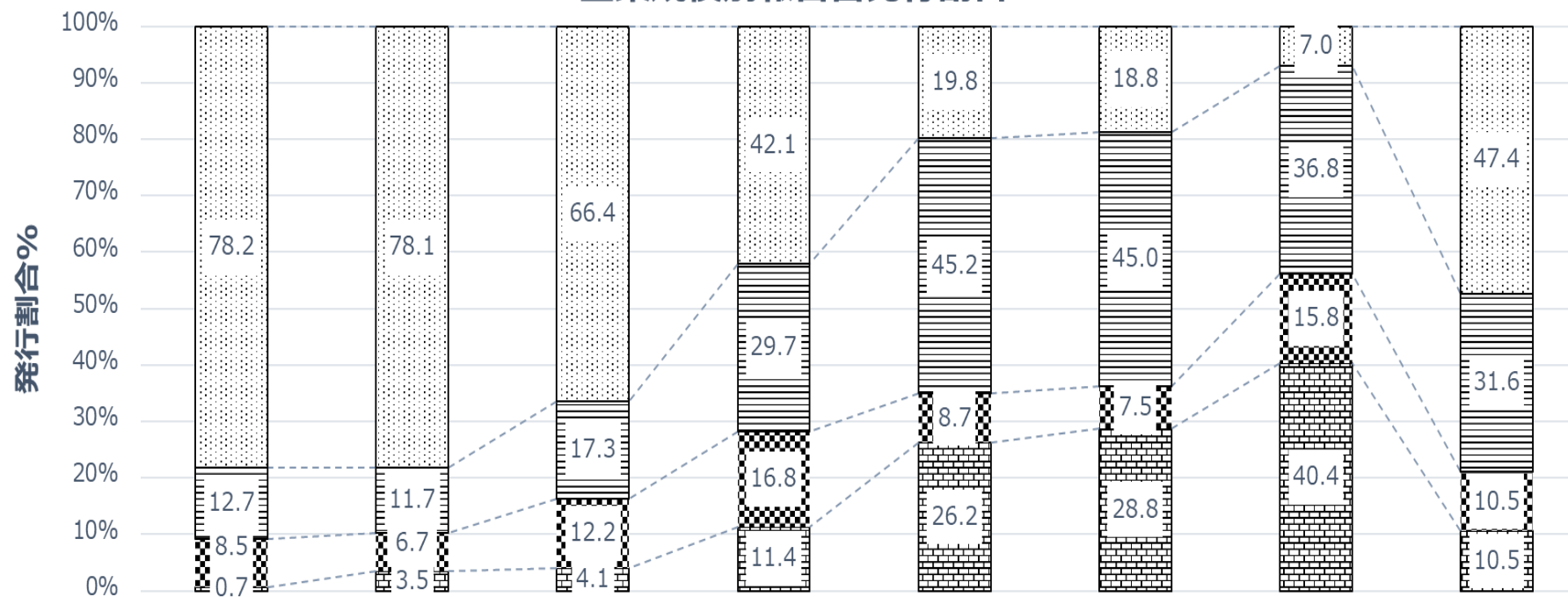


図4. 2020年度企業規模別解析（報告書の種類別に発行割合を解析したもの、テーブルは企業数を表す）

### 企業規模別報告書発行割合

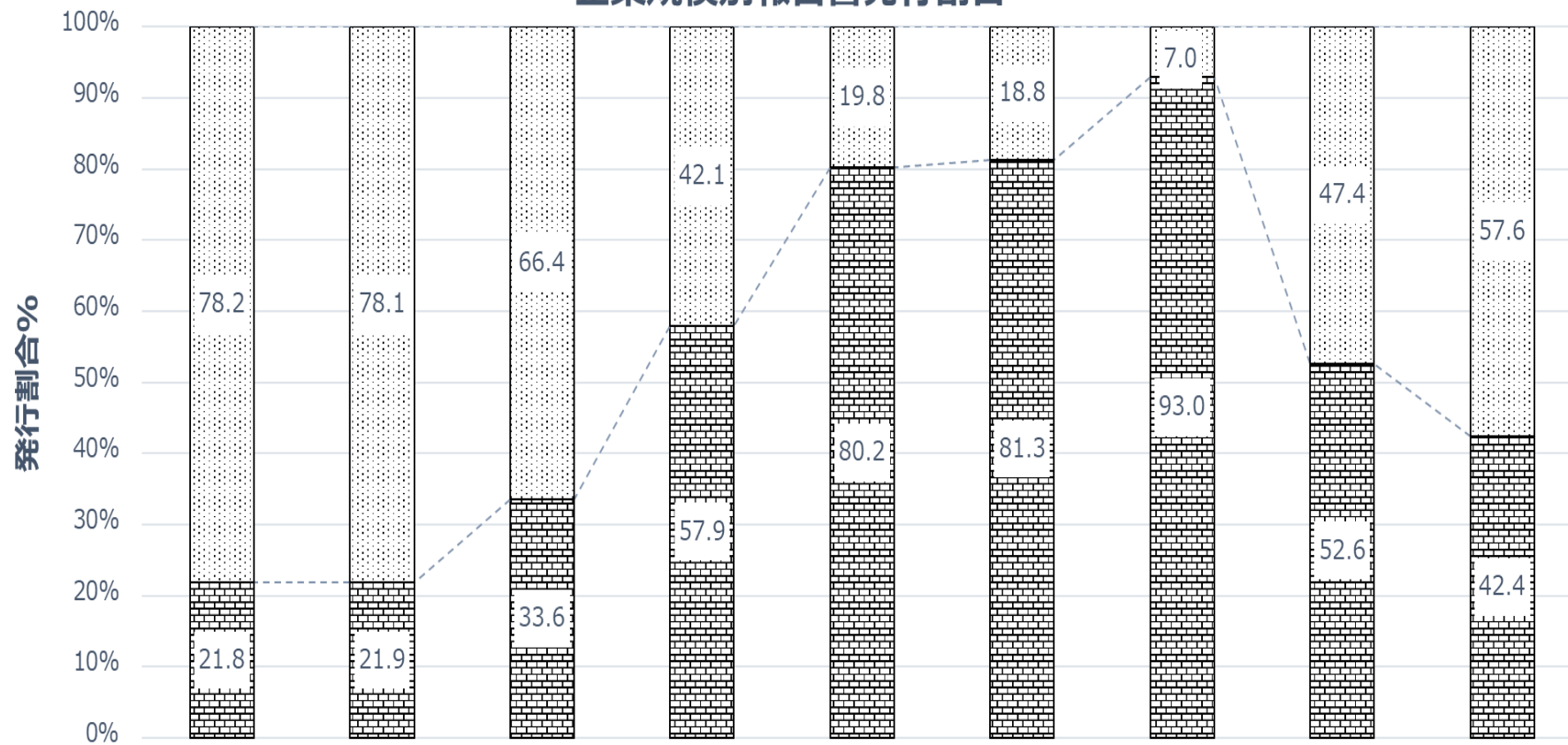


	49人以下	50-299人	300-999人	1000-2999人	3000-4999人	5000-9999人	10000人以上	情報なし
なし	111	361	502	215	25	15	4	18
統合報告書のみ	18	54	131	152	57	36	21	12
CSR関連報告書のみ	12	31	92	86	11	6	9	4
CSR関連報告書と統合報告書	1	16	31	58	33	23	23	4

CSR関連報告書と統合報告書
  CSR関連報告書のみ
  統合報告書のみ
  報告書なし

図5. 2020年度企業規模別解析（CSR関連報告書もしくは統合報告書いずれかを発行した企業の割合、テーブルは企業数を表す）

### 企業規模別報告書発行割合

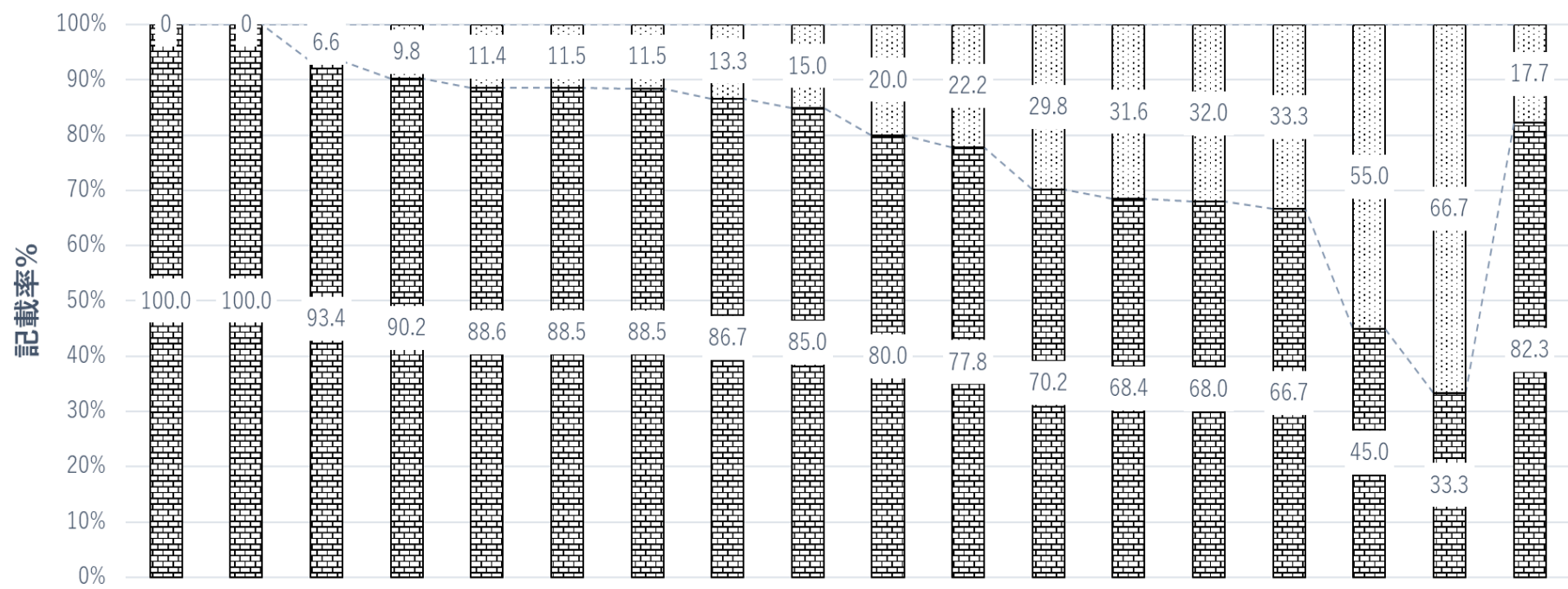


	49人以下	50-299人	300-999人	1000-2999人	3000-4999人	5000-9999人	10000人以上	情報なし	Total
報告書なし	111	361	502	215	25	15	4	18	1251
報告書あり	31	101	254	296	101	65	53	20	921

■ 報告書あり ■ 報告書なし

図6. 2020年度業種別安全衛生記載解析（CSR関連報告書のみ比較、テーブルは企業数を表す）

### 2020年度CSR関連報告書における業種別の安全衛生記載率

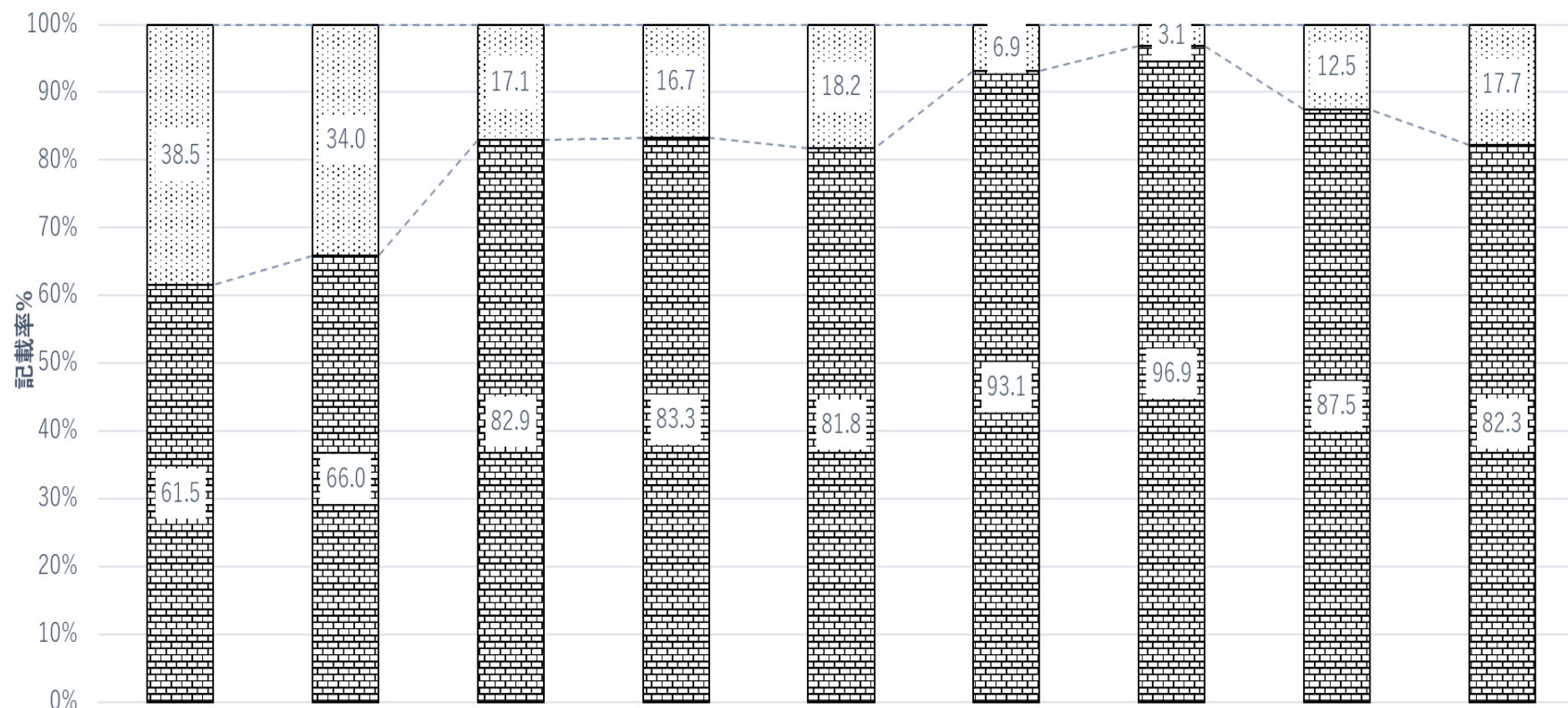


	医薬品	電力・ガス	素材・化学	建設・資材	自動車・輸送機	電機・精密	機械	運輸・物流	鉄鋼・非鉄	不動産	金融（除く銀行）	情報通信・サービスその他	商社・卸売	食品	エネルギー資源	小売	銀行	Total
記載なし	0	0	5	5	4	7	3	2	3	2	2	14	6	8	2	11	4	78
記載あり	8	6	71	46	31	54	23	13	17	8	7	33	13	17	4	9	2	362

■ 記載あり ■ 記載なし

図7. 2020年度企業規模別安全衛生記載解析（CSR関連報告書のみ比較、テーブルは企業数を表す）

### 企業規模別安全衛生記載率



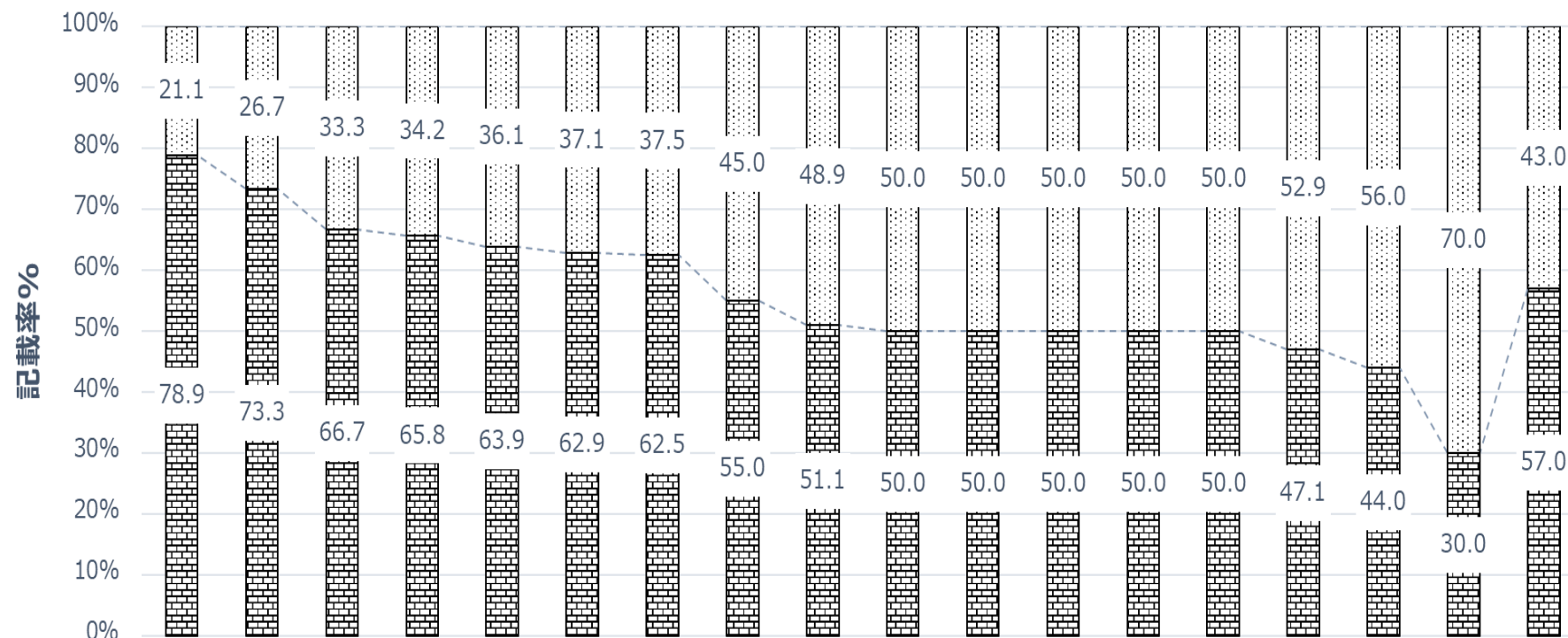
	49人以下	50-299人	300-999人	1000-2999人	3000-4999人	5000-9999人	10000人以上	情報なし	Total
記載なし	5	16	21	24	8	2	1	1	78
記載あり	8	31	102	120	36	27	31	7	362

■ 記載あり □ 記載なし



図8. 2020年度業種別メンタルヘルス対策記載解析（CSR関連報告書のみ比較、テーブルは企業数を表す）

### 業種別メンタルヘルス対策記載率



	商社・卸売	運輸・物流	金融(除く銀行)	素材・化学	電機・精密	自動車・輸送機	医薬品	鉄鋼・非鉄	情報通信・サービスその他	機械	エネルギー資源	不動産	銀行	電力・ガス	建設・資材	食品	小売	Total
記載なし	4	4	3	26	22	13	3	9	23	13	3	5	3	3	27	14	14	189
記載あり	15	11	6	50	39	22	5	11	24	13	3	5	3	3	24	11	6	251

■ 記載あり □ 記載なし

図9. 2020年度企業規模別メンタルヘルス対策記載解析（CSR関連報告書のみ比較、テーブルは企業数を表す）

### 企業規模別メンタルヘルス対策記載率

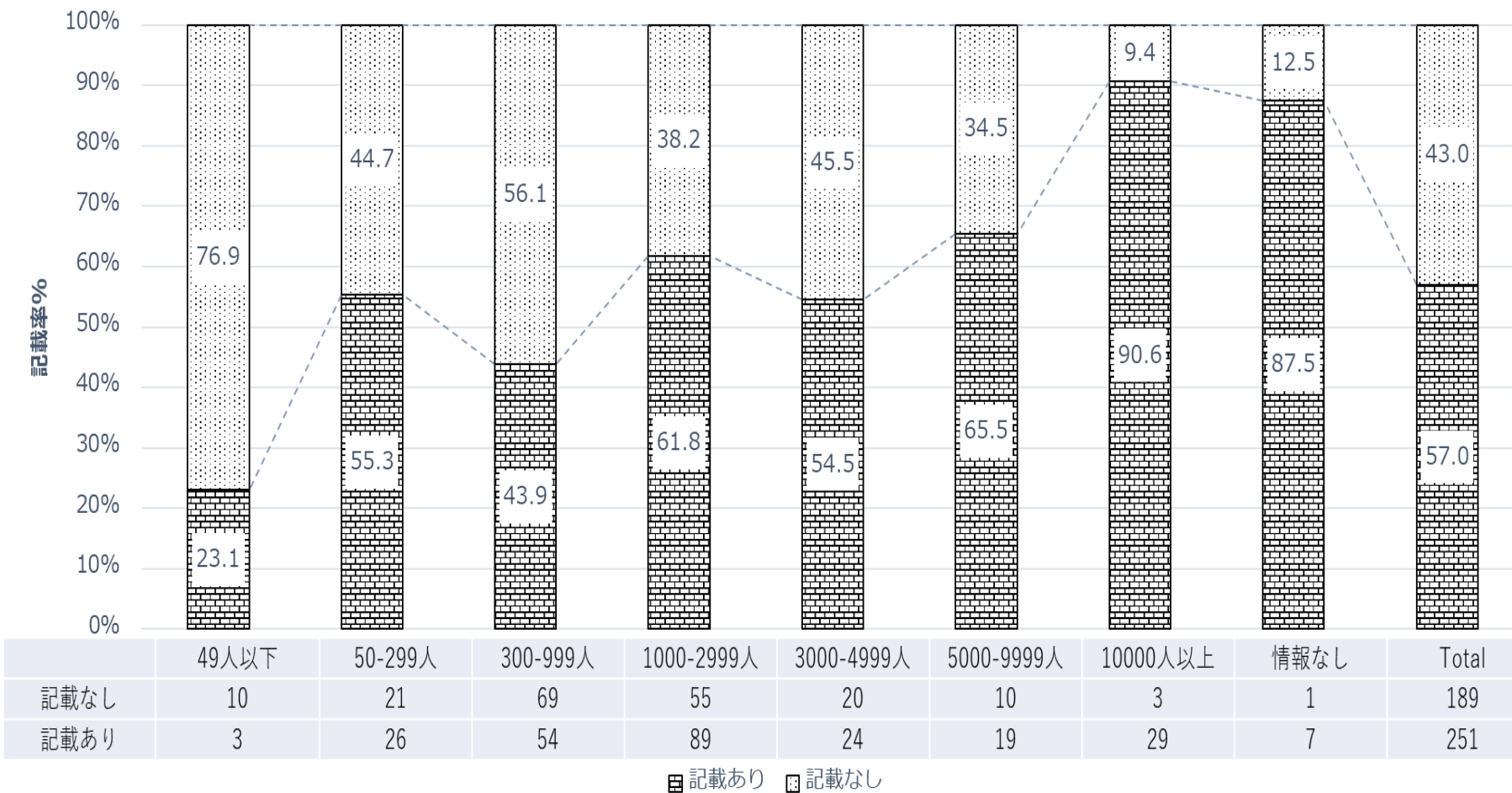
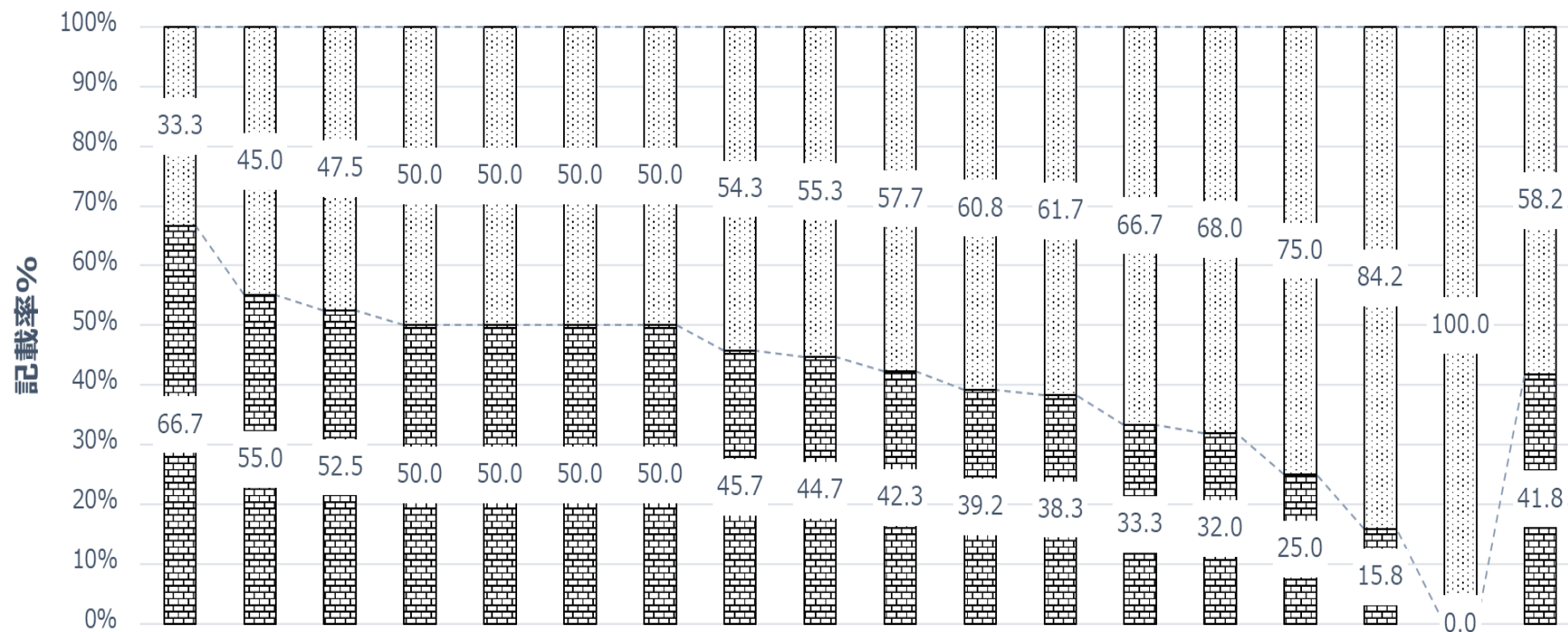


図10. 2020年度業種別マテリアリティ記載解析（CSR関連報告書のみ比較、テーブルは企業数を表す）

### 業種別マテリアリティ記載率

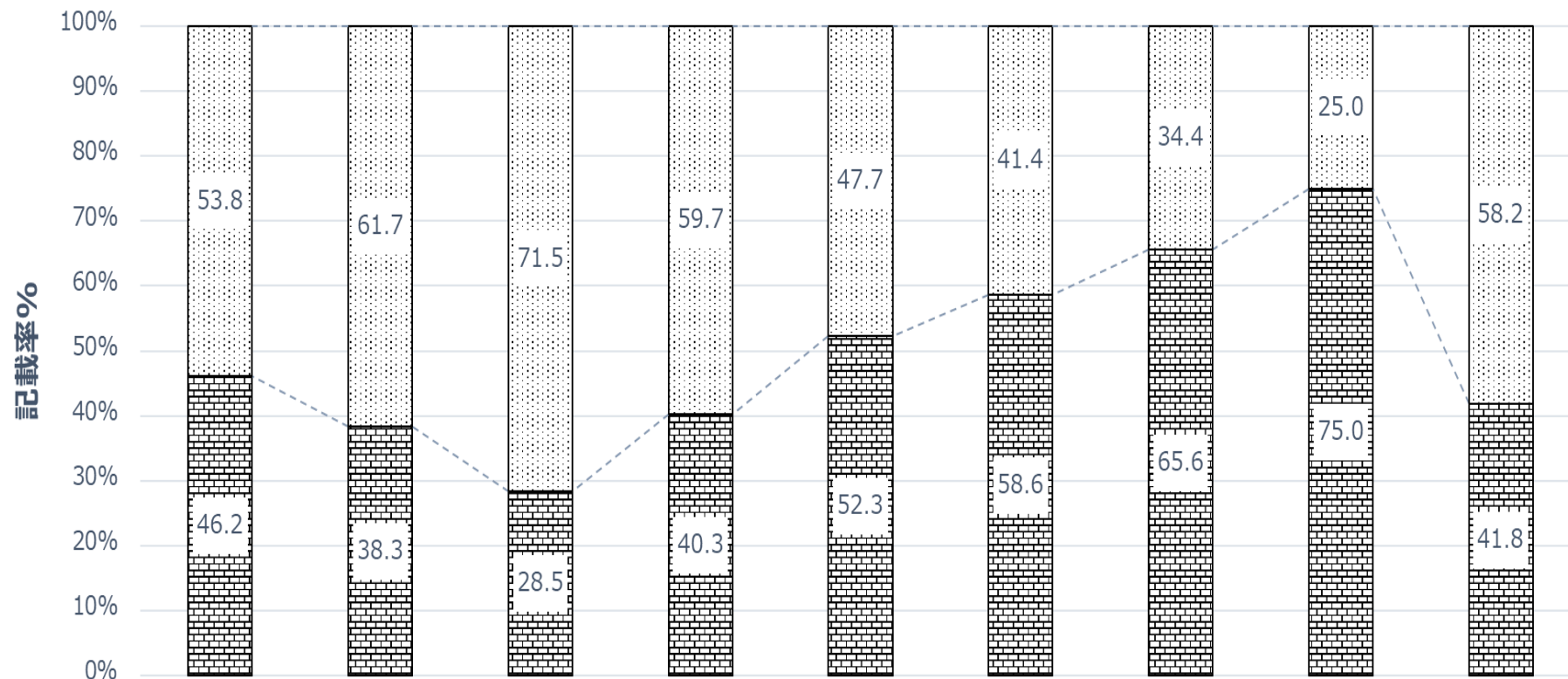


	金融 (除く銀行)	鉄鋼・非鉄	電機・精密	エネルギー資源	不動産	医薬品	電力・ガス	自動車・輸送機	素材・化学	機械	建設・資材	情報通信・サービスその他	運輸・物流	食品	小売	商社・卸売	銀行	Total
記載なし	3	9	29	3	5	4	3	19	42	15	31	29	10	17	15	16	6	256
記載あり	6	11	32	3	5	4	3	16	34	11	20	18	5	8	5	3	0	184

■ 記載あり □ 記載なし

図11. 2020年度企業規模別マテリアリティ記載解析（CSR関連報告書のみ比較、テーブルは企業数を表す）

### 企業規模別マテリアリティ記載率



	49人以下	50-299人	300-999人	1000-2999人	3000-4999人	5000-9999人	10000人以上	情報なし	Total
記載なし	7	29	88	86	21	12	11	2	256
記載あり	6	18	35	58	23	17	21	6	184

■ 記載あり ■ 記載なし

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に資する調査研究

### ESG良好事例に関するインタビュー調査

研究協力者 下田屋 毅 一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 准教授

#### 研究要旨：

本研究では、ESGに関する積極的な取組をおこなっている企業にインタビュー調査を実施し、ESGに関連して労働安全衛生の分野においてどのような取り組みが行われているのかを明らかにすることを目的とした。

デンマークに本社のあるノボ ノルディスクの人権、労働安全衛生分野の担当者であるブレッシングかすみ氏に、オンラインでインタビューを実施。また、2つ目として安全衛生の模範事例として報告書の内容についての紹介を行っている。

今回のノボノルディスクは、欧州のサステナビリティ先進的企業としての取り組みについて、社規にサステナビリティの全体を推進するものとしての「トリプル・ボトム・ライン」を据えており、労働安全衛生を含むサステナビリティについて活動の推進とともにその活動の情報としてのESG情報開示を実施している。また労働安全衛生に関する実際の取り組みを従業員とともにサプライヤーへの監査とともに、その後の浸透も図り、それぞれが自分事として推進ができるように進めている。また労働安全衛生の推進には、従業員を大切に、人権の尊重が行われていること。また模範事例からの学びとして、安全衛生の推進に必要な労働安全衛生方針や原則をベースとして、どのように推進をしていくのかについての企業としてのアプローチについても検討がなされ、それに基づき推進がなされている。

研究協力者 ブレッシング かすみ ノボノルディスク株式会社

研究協力者 豊原 智恵 一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

## A. 目的

本研究では、ESGに関する積極的な取組をおこなっている企業にインタビュー調査を実施し、ESGに関連して労働安全衛生の分野においてどのような取組が行われているのかを明らかにすることを目的とした。

## B. 方法

1. デンマークに本社のあるノボ ノルディスクの人権、労働安全衛生分野の担当者であるブレッシングかすみ氏に、オンラインでインタビューを実施した（全ての質問記録は別紙を参照）。

2. 安全衛生の模範事例として報告書の内容についての紹介

## C. 結果

1. ノボノルディスクインタビュー

(1) 対象企業におけるESG/SDGsの位置づけ

製薬会社であるため社会的意義のあることに貢献したいというカルチャーは強い。2004年に会社の社規として社会、環境、財務・経済に責任を持ちマネジメントしていくという「トリプル・ボトム・ライン」を設定し、経営層が変わっても現在まで受け継がれている。

1990年代の終わりに企業として初めて労働・健康・安全、ダイバーシティ、健康へのアクセスといったことに対する人

権アセスメントを実施。会社のバリューとして「Novo Nordisk Way」を定め、全従業員が取り組むべき10項目として、リスペクト、ヘルス、エシックス等が設定された。このバリューが各社で実施されているかどうかは本部から監査員が出向いて確認される。

ESGの重要項目のトップ3には「品質と患者の安全性」「品質のイノベーション」「患者のアクセス」がある。その次にくるのが「安全衛生」「腐敗防止」「プライバシー」「ダイバーシティ」などである。

人権を数で測るのは難しいが、客観的に望ましいといわれている数値のある離職率や、well-beingと人権を多角的に測るためにエンゲージメントを数値で表し、業績のハイライトに挙げている。

(2) ESG/SDGsの社内の経営の体制

トリプル・ボトム・ラインは経営幹部が管理する。ESGについては、Eの環境はコマーシャル部内にある環境戦略部が、CO2、廃棄物、エネルギーの3分野に分かれそれぞれを担当している。Sの社会はコマーシャル部内にある患者のアクセスを担当する部署と従業員のwell-beingや人権を担当する人事部に分かれる。Gのガバナンスには責任あるビジネスとして、人権、腐敗防止、税金等の部署が担当する。

(3) 情報開示、外部との対話

統合報告書とウェブサイトにも力を入れ

ている。特にウェブサイトには、多くの投資家や企業からの質問にその都度対応するというのではなく、事前に多くの情報を開示するようにしている。投資家には国際的な基準についての理解が浸透していないと感じることもあり、ノボノルディスクとして使用している基準を伝えるようにしている。また、グローバルコンパクトなどビジネスネットワークと好事例を共有するようにしている。

#### (4) 労働安全衛生に対する事項

1年に1度ガバナンスとして経営幹部が報告書を確認するようにしている。安全衛生方針(精神面と身体面の双方に対して定められている。安全衛生のリスク確認のために次の事項を実施している。①職場のアセスメント:デンマーク国内と7カ所の生産工場の従業員に対し、20項目ほどのチェックリストを実施。②安全衛生代表の設置:すべての部署にボランティアで代表を設置し、安全衛生に関する定期的な調査を行い本部に報告する。③危険リスクの報告:社内ポリシーによる規定で、従業員は危ないと思われることや心配なことを報告しなければならない。④エンゲージメント・サーベイ:全従業員に対し年1回実施しているエンゲージメント・サーベイの中に安全衛生の項目がある。コロナ禍では安全とメンタルヘルスに関する調査を実施した。エンゲージメント・サーベイ後はその結果に基づ

き、ウェビナーやマネージャーのトレーニング、認知向上の取組などを行っている。

世界全体で行っている職場調査では、怪我やストレス、体に負担をかける作業に関すること(エルゴノミクス)の数値を測定している。また、労働災害は公開し、年単位の目標設定を実施している。世界全体では、1年に1度経営幹部に報告を行いフィードバックを受けている。

労働安全衛生は長期的に企業価値に影響する。Novo Nordisk Wayに代表される人権を大切にする価値観は企業価値を上げる基盤であり、これを怠ることは企業価値以前の問題である。コロナ禍では従業員エンゲージメントが限定的となるため、トップメッセージとして社長から「あなたたちの健康と安全が一番大切だ」ということを伝え、ウェブサイトにはホットラインの情報も明示している。経営幹部としてどのような期待があり、どのように取り組んでいるのかを発信することで、従業員エンゲージメントが高まったと感じている。

#### (5) ビジネスと人権の視点

他部署との情報交換において、相手の気づかなかったことを気づかせるようにしている。例えば、契約社員にも人権がある、通報に対し報復しないようにすることなど、人権に関するインプットを実施している。

## (6) サプライチェーンマネジメント

安全衛生は20~30年前から監査項目の中にあり確認を行っている。現在は、安全衛生マネジメントに関するシステム作りに取り組んでいる。細かなマネジメント内容を指導するのではなく、サプライヤー企業がオーナーシップをもって人権や労働を監理することが課題である。

## 2. 労働安全衛生の模範事例

サステナビリティ報告書の中での模範事例としての情報を入手した企業に対してインタビュー依頼を実施したが、今回その機会を得ることができず、その対象企業の1社の内容についてのサマリーを提示する。

### (1) INEOS Styrolution

INEOS Styrolutionはドイツに本社を置く企業である。スチレンモノマー、ポリスチレン、ABS標準およびスチレン専門分野に焦点を当てたNo.1企業でグローバルリーダーとなっている。従業員は全世界で3,600人。生産拠点は世界10カ国で20拠点。顧客は106カ国におり、売上高は2020年に40億ユーロである。

INEOS Styrolutionは、マーケットリーダーであることが優れた安全記録と密接に関連があり、すべての災害を防止することができるとしている。安全、健康、環境（SHE）に対する責任について真摯に

受け止めており、すべての業務に関して継続的にパフォーマンスを向上させることに全力で取り組んでいる。安全への取り組みについては、経営トップから始まり、取締役会が安全のパフォーマンスに責任を負いトップのコミットメントを得た上でトップダウンで進めている。その上で、通常の日々の業務において、最高水準の安全衛生を確保することは、INEOS Styrolutionの従業員全員の責任で進めているとしている。

INEOS Styrolutionは、「安全衛生・環境に関して優れた状態の保つための基礎」として、「命を助けるルール」「INEOSグループガイド」「アセット・ケア」「20の安全原則」があり、それらを支える5本の柱として「安全プロセス」「労働安全」「環境責任」「安全衛生・環境ガバナンス」「安全衛生・環境文化」があり安全衛生と環境について進めている。

サステナビリティ報告書に情報開示がなされているのは、大項目として「我々のアプローチ」「我々のパフォーマンス」があり、「我々のアプローチ」の下には、「我々の世界での安全衛生・環境に関する優れたプログラム」「我々の安全原則」が提示されている。また「我々のパフォーマンス」には、「キーハイライト（TCIR:Total Case injury rate、全災害負傷度数率）」「サステナビリティターゲット」が掲げられており、「安全衛生・環境のアワード」「負傷、職業関連疾病、労



働損失日数、および職業関連の死亡者」 「設備の損傷 (Loss of Containment)」「安全に関する変換と分布 (Transformation and distribution safety)」が掲載されている。また経年での状況確認においては、設備の損傷 (LOC) のデータについては、2015年から2019年まで、また全災害負傷度数率、TCIR: Total case injury rate per 200, 000 work hours(includes employees and contractors) (20万労働時間あたりの負傷者度数率 (従業員と契約社員含む))、LTIR: Lost time injury rate per 200, 000 work hours(includes employees and contractors) (20万労働時間あたりの労働損失時間強度率 (従業員と契約社員含む))、DART: Rate of injury cases involving days away or restricted transfer per 200, 000 work hours (includes employees and contractors)20万労働時間あたりの数日または制限移動を伴う傷害率) に関するパフォーマンスのトレンド、また災害強度率については、2012年から2019年までの情報が掲載されている。

#### D. 考察

今回のノボノルディスクのインタビューから、欧州の先進的な企業の労働安全衛生を含むサステナビリティについて活動の推進とともにその活動の情報としてのESG情報開示が行われている。サステナビリティにおいて先進的とされる企業では、

労働安全衛生に関してもその取り組みについて浸透が図られていることを確認することができた。

ノボノルディスクは、2004年に会社の社規として社会、環境、財務・経済に責任を持ちマネジメントしていくという「トリプル・ボトム・ライン」を設定しており、経営層が変わっても現在まで受け継がれるものとなっている。これはノボノルディスクが実際にESGの情報開示のためというよりも、社規にトリプル・ボトム・ラインが埋め込まれ、それらの活動を行うことが経営層のトップコミットメントとして前提条件となっていることが一番の推進の要因と考えられる。

ESG情報開示の視点からは、ノボノルディスクは統合報告書においては世界で先進的な取り組みがなされている企業とされており、情報開示において統合報告書とウェブサイトでの開示に力が入れている。特にウェブサイトには、多くの投資家や企業の関心が高い情報の掲載を実施している。

労働安全衛生に関する部分として、1年に1度ガバナンスとして経営幹部が報告書の確認を実施しており、安全衛生方針に基づき安全衛生のリスク確認が行われている。①職場のアセスメント、②安全衛生代表の設置、③危険リスクの報告、④エンゲージメント・サーベイとコロナ禍では安全とメンタルヘルスに関する調査についても実施がなされている。特に安

全衛生代表の設置は、それぞれの活動を各職場で浸透させることの後押しをすることができ、また活動の基本情報としてのエンゲージメント・サーベイは、その結果に基づき、さらにウェビナーやマネージャーのトレーニングにおいて、不足している情報や活動を推進するための認知向上の取組として機能するものとなっている。

ノボノルディスクでは、Novo Nordisk Wayに代表される人権を大切にする価値観の中に労働安全衛生を含むとともに企業価値を上げる基盤ともなっている。またコロナ禍で従業員エンゲージメントが限定的となることの考慮もなされており、社長自らが従業員エンゲージメントとしてのメッセージを発信し、労働安全衛生について従業員エンゲージメントの視点からも重要性を感じカバーを行っている。またノボノルディスクでは、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、人権の観点からも労働安全衛生の推進がなされ、従業員のみならず契約社員も含めて実施されている。またサプライチェーンマネジメントの観点からも、労働安全衛生を既に20～30年前からサプライヤーへ推進を促しており、監査項目の中に取り入れ確認が行われている。今後は、ノボノルディスクが要請するからではなく、サプライヤー企業が独自に自分事として推進ができるようにサポートを行っており、こちらもサプライヤーエ

ンゲージメントの先進的な事例として推進がなされている。

労働安全衛生の模範事例として、労働安全衛生の企業としてのアプローチの記載があり、安全衛生を推進する体制の整備とそれに関する方針や原則の整備と浸透がなされている。また経年での度数率や強度率の提示と改善についての進捗についてをESG情報開示として行っている。

#### E. 結論

欧州のサステナビリティ先進的企業は、労働安全衛生を含むサステナビリティについて活動の推進とともにその活動の情報としてのESG情報開示を実施しており、労働安全衛生に関する実際の取り組みについて従業員とともにサプライヤーへの浸透も図られている。また労働安全衛生の推進には、従業員を大切にし、人権の尊重が行われていること。またその推進に必要な労働安全衛生方針や原則をベースとして、どのように推進をしていくのかについての企業としてのアプローチについても検討がなされ、それに基づき推進がなされている。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用・参考文献

INEOS Styrolution (2020)

Sustainability report: Ensuring safe  
and resource-efficient operations II

Upholding safety as our core value.

## 別紙

### ESGインタビュー記録

#### 1. インタビュー

- (1) 日時 2021年3月16日（火）18時～19時
- (2) インタビュー対象：ノボノルディスク ブレッシングかすみ氏
- (3) 質問者：ASSC：下田屋(メイン)
- (4) 参加者：ASSC：森、豊原(記録)、  
産業医大：永田智久氏、森氏、藤本氏、清水氏

#### 2. インタビュー内容

- (1) 対象企業におけるESG/SDGsの位置づけ
  - ・ 企業としてESG/SDGsの取組みを推進するようになったきっかけは？

<回答>

会社の歴史は100年あり、インスリンで患者を助けたいという思いがあって出来た会社であるので、貢献したいというカルチャーが強い。2004年に内規にトリプルボトムラインとして社会、環境、財務・経済に責任を持ちマネジメントするということが決まった。内規にある＝当たり前になるということであるが、あるだけではなく生きたルールにするというチャレンジはある。

当時のBoard of Directors の会長のMads Øvlisen が先頭となって進めました。

内規にした背景は？

<回答>

MDGs(ミレニアム開発目標、2000年)の前から、1990年代終わりに企業として初めて人権のアセスメントを行った(労働・健康・安全、ダイバーシティ、アクセスとヘルスについて)。規制を満たすことに加え、会社として積極的にこのテーマに取り組んでいこうということになり、2000年に国連でグローバルコンパクトが立ち上がってすぐにメンバーになった。そして会社のバリュー“Novo Nordisk Way”としてリスペクト、ヘルス、エシックス、トリプルボトムラインなど会社の全員が取り組む事として10項目が作られた。現在、会社のバリューを監査するValue auditeeがあり、各支社で価値

観に合っていることをしているのか本部から出向いてチェックが行われている。

- ・ 企業として、ESG/SDGsを経営上の課題とどのような方法で関連付けを行なっていますか？（KPIの特定など）
- ・ 貴社のなかで、ESG/SDGsにおいて、どのような課題が優先順位が高いですか？（マテリアリティ）

<回答>

トップスリーは、品質と患者さんの安全性、品質のイノベーション、患者さんのアクセス。その下に、労働安全衛生(health & safety)や腐敗防止、プライバシー、ダイバーシティ、サプライチェーンなどが入っている。

- ・ 業績ハイライトで選択された項目は、従業員への取組として 離職率、従業員エンゲージメントが挙げられていました。この項目を選んだ理由を教えてください。

<回答>

まず一つは、数で測れるものだから。人権を数で測るのはかなりチャレンジなことである。その中で、離職率は10%前後が世界では健康的な割合と言われており客観的に測れる。エンゲージメントを測ることで、well-beingと人権が多角的に測れるようになっている。運営側としてはつねにより良い測り方を考えており、もっとより良い計測方法があれば取り入れたいと思っている。

(2) ESG/SDGsの社内でのマネジメント体制について

- ・ ESG/SDGsはどのような組織管理体制ですか？  
(専属の部署の有無、管掌役員の有無、委員会の有無、進捗状況の取締役会への報告、進捗状況の統合報告書などでの開示など)

<回答>

トリプルボトムラインはエグゼクティブマネジメントが管理する。ESGの担当は次のように分担されている。E環境の責任は環境ストラテジー部(コマーシャルの部内)で、CO2、廃棄物、エネルギーの3つに分かれる。Sの社会の部分は患者さんのアクセス(コ

マーシャル部内)、従業員のwell-beingと人権(人事部)がある。Gガバナンスの中に責任あるビジネスがあり、人権、腐敗防止、税金)が入っている。

(3) 情報開示、外部機関との対話

- ・ 情報開示を行う主な方法として、どういったものに力を入れているのでしょうか。(統合報告書、HP 等)

<回答>

統合報告書とホームページに力を入れている。ホームページにより多くの情報を載せるようにしている。

- ・ 外部ステークホルダー(株主や機関投資家など)との対話で、ESG/SDGsの観点でのコミュニケーションはありますか?また、有る場合は、そのなかで労働安全衛生/健康が話題となることはありますか?

<回答>

投資家のコミュニティとの交流や評価会社からの質問への回答などを行っている。多くの企業からの質問に回答するのが大変であるため、なるべく聞かれることはHPに出すようにしている。そのため、ダウジョーンズ(400ページほど質問票がある)はやめた。他社から依頼があれば個別の質問には答えている。

また、国際的な基準が投資家に浸透していないため、ノボノルディスクからアクティブに、我々はこのような基準で行っているということを伝えている。グローバルコンパクトなどビジネスネットワークと好事例を共有しながら取り組んでいる。

(4) 労働安全衛生に対する事項

- ・ 労働安全衛生/健康マネジメントの組織体制を教えてください。

<回答>

年に1回報告書を作ってエグゼクティブマネジメントがガバナンスとして確認している。労働安全衛生のポリシー(精神的、身体的)も内部向けにあり、何か危険のリスクや心配なことがあったらレポートしないといけない。リスクはいろんな方法で確認する:

①職場のアセスメント：デンマーク国内と生産現場(7カ所)の従業員全員に対して20項目くらいのチェックリストを実施(ストレスや体の痛みetc. おそらくデンマークの法律による)

②すべての部署に労働安全衛生の代表者がいる(ボランティアだがマネジメントがサポートする)。代表者は責任をもって定期的に安全を調査して本部に答える(工場には化学物質等に対して特別の担当者がいる)これは、現場の意識を高めるためでもある。(別の分野では、人権と腐敗防止はリーガル&コンプライアンスの代表者がいる)

③社内のポリシーで全ての従業員は危ないことがあればレポートしないとイケない(例：受付のガラスがきれいすぎて頭をぶつけたのでレポート)

④年に1回従業員全員に対しエンゲージメントサーベイを実施し、その中に安全衛生の項目がある。コロナの期間は、コロナに合わせた安全とメンタルヘルスに関する調査があった。エンゲージメントサーベイの後は、ウェビナー、マネージャーのためのトレーニング、従業員の認知向上などの取組を行う。

- ・ ESG/SDGsにおいて、労働安全衛生/健康の優先順位(マテリアリティ)をどのように評価していますか？
- ・ 労働安全衛生/健康に関する活動目標に対するKPIの設定とその達成状況について、また取り組みに関するインパクトについてはどのように測っていますか？
- ・ Globalにビジネスを展開していますが、労働安全衛生については国によって異なる文化や法制度ある中で、全社で統一したKPIの設定はどのようにされていますか？

<回答>

職場調査によって怪我やストレス、エゴニクスの数値を測定している。労働災害は何時間に対してどれくらい事故が起きているのかは公開して、何年にどれくらい減らすという目標設定は行っている。職場調査等に対しては年に1回エグゼクティブマネジメントにレポートしてフィードバックを受ける。グローバルで行っている。

- ・ 労働安全衛生/健康の情報開示の必要性について、どのように考えていますか？統合報告書以外にも、労働安全衛生/健康経営の情報開示を行なっている書類やウェブページがありますか？

<回答>

社内では、労働安全衛生だけではなく、コロナに対してのメンタルヘルスや衛生対策、コロナに関連したハラスメントを受けていないか、プライバシーが侵害されていないか、いじめ予防等に気を付けている。

日本の投資家は健康経営を小さくとらえる傾向にあり、今日の話と日本の現状に差があると感じた。投資家は何を聞いてくるか？

<回答>

一般的に、投資家との対話と基準/フレームワークに基づいて、投資家から注目されるトピックとして、(1) 災害ゼロの文化としての統計、(2) 安全衛生のリーダーシップとガバナンス（マネジメントシステムを含む）、(3) メンタルヘルスの統計、(4) 業務委託業者の安全衛生が質問をされる項目となっている。

・ COVID-19の影響で、機関投資家から労働安全衛/健康経営についての質問は増えていますか？

<回答>

はい、COVID関連の健康と安全のリスクと企業の対策について投資家からより多くの質問を受けており、プレスミーティングについても伝えるようにしている。

・ 労働安全衛生/健康の取り組みにより、業績（財務諸表上の数値など）および企業価値にどのような影響（効果）がありますか？また、業績および企業価値以外に社内で何かの影響（効果）がありますか？

<回答>

長期的な影響がある。価値観である“Novo Nordisk Way”や人権を大切にするということは、企業の価値を上げる基盤であるという見方をしている。これを怠ると企業としての価値云々を言っている場合ではない。数値がどうという以前の前提条件としての問題として取り組んでいる。コロナの時は社員エンゲージメントが少なくなるため、社長から頻繁に「あなたたちの健康と安全が一番大切だ」ということをトップメッセージとして伝え、ウェブサイトにはコロナのホットライン情報も明示。マネジメント



としてどのような期待がありどのように取り組んでいるのかを発信したこともあり、社員エンゲージメントが高まったと感じている。

またテストセンターに寄付を行ったことは、社員の会社へのロイヤリティーが高めるものとなった。

#### (5) ビジネスと人権の視点

- ・ ビジネスと人権の視点から労働安全衛生について外部ステークホルダーとコミュニケーションを行っていますか？
- ・ ビジネスと人権に関する指導原則の観点から、労働安全衛生に関する情報開示についてどのように行っていますか？

※ ビジネスと人権に関する指導原則情報開示フレームワーク(Shift) (日本語版)

<回答>

他部署の話し合いで情報交換を行い、ブラインドスポット(気づいていなかったところ)に気づかせている。契約社員にも人権がある、復讐がないようにとか、人権のインプットを行う。人権NGOのShiftの「ビジネスと人権に関する開示フレームワーク」に則って開示をしていたのだが、現在は担当者も変わったこともあり、ウェブサイトに掲載されていない。

#### (6) サプライチェーンマネジメント

- ・ ESG/SDGsの観点から、貴社の取引先のESG/SDGs活動を評価することがありますか？有る場合は、そのなかに労働安全衛生/健康経営の活動も含めていますか？

<回答>

Right to healthy working environment (健康的な職場環境の権利) は人権の一つだが、頻繁に起きる事項なので、health & safetyとして取り出されている。

- ・ この場合には、御社独自のサプライヤー行動規範を作成して、それに基づき実施していますか？それとも国際的に使用されている行動規範を使用して評価を行っていますか？
- ・ 御社にはかなり多くのグローバルサプライヤーがあると認識していますが、実

施に当たって課題の大きいサプライヤーの特定や、程度によるサプライヤーとの、対話の違い、監査の実施程度の違いなどがありますか？

<回答>

労働安全衛生は20～30年前から監査項目としてある。今は国連ビジネスと人権に関する指導原則に沿ったマネジメントシステムの構築に取り組んでいる。サプライヤーをマイクロマネジメントするのではなく、サプライヤーが企業として人権や労働安全にオーナーシップをもってマネジメントできるようにすることが課題。

監査だと、現場のチェックだけになる。根本原因は会話をしながら指摘するなどする必要はある。

欧州でも細胞や内臓などを補完する薬品管理が危険だということがあげられる。

(7) その他

・ ESGに関するインデックス（FTSE4Good、DJSI、MSCI）などにおいての、労働安全衛生に関する質問については、どのような内容を質問がなされて、現在どのように情報開示をされていますか？

<回答>

ウェブサイトでの情報開示を充実させることを行っているので、なるべくウェブサイトを見ていただくようお願いしている。

以上

## 厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

### 分担研究報告書

#### 労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に資する調査研究 欧米・日本における労働安全衛生活動に関する理論と実践

研究分担者 金藤 正直 法政大学人間環境学部 教授

#### 研究要旨:

本研究では、欧米や日本における企業の労働安全衛生活動を対象とした研究・調査や実践的取組の現状を明らかにしていくために、文献調査や会計情報分析を行った。前者については、現在までに公表されている労働安全衛生活動に関する研究著書・論文などの文献を、経営学や経済学などの視点から調査した。後者については、健康経営銘柄2020で選ばれた40社が公表している有価証券報告書の開示項目を対象とし、労働安全衛生や健康経営・健康会計の検索キーワード（健康、労働、安全、衛生、働き方、働きがい、コロナ）に関連する記載情報（財務情報や非財務情報）とその内容について分析を行った。

まず、文献調査については、現時点では、サステナビリティ経営の取り組みとESG（投資）との関係を明らかにした研究が多い。また、労働安全衛生活動やESG（投資）を個別に取り上げた研究はあるが、これらの関係を明らかにする研究はいまだ存在していないことが明らかになった。

次に、有価証券報告書の分析については、主に「第2 事業の状況」の項目に、労働安全衛生やESGに関する情報を開示している企業が多いことから、労働安全衛生、ESG、新型コロナウイルス対策を重要な経営戦略として捉え、これを実現するための従業員マネジメントやその対策を行っていることが明らかになった。その他には、「第4 提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」や、「第5 経理」の項目にも情報開示がなされていることから、新型コロナウイルス対策も加味したガバナンス強化や、労働安全衛生活動成果の可視化により、今後各社でサステナビリティ経営とは異なる新たな戦略策定、組織編成、マネジメントを展開していく可能性が見られる。

今後、欧米や日本の企業において、ISO45001やISO30414などの国際規格に基づいた、新型コロナウイルス対策も加味した人的資源管理または人的資本経営と、健康経営の総合的な取り組みが展開され、また、これらの取組成果を有価証券報告書や統合報告書などを用いて情報開示を行う動きが加速化していけば、こうした取り組みを対象とした研究が増えていくことが予想される。そのために、来年度以降も、文献調査と各種報告書の分析を継続し、欧米や日本における企業の経営活動の変化や、会計情報の変容について検討していくことが必要とされる。

#### 研究協力者

なし

## A. 目的

本研究では、欧米や日本における企業の労働安全衛生活動を対象とした研究・調査や実践的取組の現状を明らかにしていくために、以下2点の調査や分析を実施した。まず1つ目は、現在までに公表されている労働安全衛生活動に関する研究著書・論文などの調査を行った。もう1つは、健康経営銘柄2020で選ばれた40社が公表している最新の有価証券報告書をもとに、労働安全衛生活動に関する開示内容を分析した。

## B. 方法

文献調査については、経営学を中心にしつつ、経済学などといった社会科学の他の分野も加味しながら、現在までに公表されている労働安全衛生を始め、健康経営や健康会計、そして、ESG投資やESG経営を対象とした研究や調査に関する著書や論文などを整理した。

また、開示内容の分析に関しては、2020年に公表された最新の有価証券報告書に関する開示項目、すなわち、第1部企業情報の「第1 企業の概況、第2 事業の状況、第3 設備の状況、第4 提出会社の状況、第5 経理の状況、第6 提出会社の株式事務の概要、第7 提出会社の参考情報」と、第2部 提出会社の保証会社等の情報を対象とし、労働安全衛生や健康経営・健康経営の検索キーワードである「健康、労働、安全、衛生、働き方、働きがい」に「コロナ」を加え、これらに関連

する記載情報（財務情報や非財務情報）とその内容について分析を行った。

## C. 結果

### 1. 文献調査

文献調査では、研究テーマに直接関係するものと間接的に関係するものに分けて調査を行った。その結果、現時点では、労働安全衛生活動とESG投資との関係に触れた研究は、現時点ではいまだ存在していない。すなわち、後者の研究が多いことが明らかになった。

例えば、経営学分野からの研究については、ローゼン (Rosen, R.H.) (1992) の『ヘルシーカンパニー』を始め、コウト (Coutu, D.L.) (2002) やメイナイロ＝ギブソン (Mainiero, L. A. and Gibson, D.E.) (2003) は、2001年9月11日に起きた事件発生後の従業員の身体的影響とその対処法を述べている。その他には、ヘンプ (Hemp, P.) (2004) は、プレゼンティズムと仕事のパフォーマンスとの関係、フライヤー (Fryer, B.) (2006) は睡眠と仕事のパフォーマンスとの関係、ベリー (Berry, L.L.) 等 (2010) は従業員の健康増進プログラム (ウェルネスプログラム) と従業員また組織 (企業や部署) のパフォーマンスとの関係、そして、ルーサンス (Luthans, F.) (2015) は心理的資本 (ポジティブな感情などの心理的リソース) と業績との関係、について述べている。国内では、森等 (2010) に

よる健康会計の研究を始め、経済産業省の『企業の「健康経営」ガイドブック～連携・協働による健康づくりのススメ～（改訂第1版）』や『健康投資管理会計ガイドライン』、金藤・岩田（2019）や金藤（2021）によるBSC（Balanced Scorecard）を用いた健康経営評価モデルの開発、といった研究や報告書がある。

また、ESG関連の研究で言えば、セラフェイム（Serafeim, G.）が中心となり、2013年からHarvard Business ReviewやJournal of Applied Corporate Financeにおいて、企業を主体とした財務パフォーマンスとESGパフォーマンスをともに向上させる方法を始め、ESG情報開示の現状分析や、投資家の投資行動に対するESG情報の開示方法などの研究成果が公表されている。

経済学など他の社会科学分野の研究については、後藤・井深（2020）が、消費者が求める保険・医療・介護を総合的に捉えた新たな経済学である『健康経済学』がある。これは教科書として刊行されたものであるが、本研究テーマを経済政策に結び付けた検討を行うためには有用な文献であると考えられる。

## 2. 開示内容の調査

開示内容の調査結果は、以下の通りである。なお、ここで調査した企業数の整理については、先述した有価証券報告書の開示項目ごとに、「安全衛生/健康経営」

に関する記載情報と、「新型コロナウイルス対策」に関する記載情報を調査する項目を設けている。そのために、以下に整理した企業数については、それぞれ並列して示している。

### 第1部 企業情報への開示状況

#### (1) 第1 企業の概況

##### ① 主要な経営指標等の推移

安全衛生/健康経営：0社（0%）

新型コロナウイルス対策：0社（0%）

##### ② 沿革

安全衛生/健康経営：0社（0%）

新型コロナウイルス対策：0社（0%）

##### ③ 事業の内容

安全衛生/健康経営：0社（0%）

新型コロナウイルス対策：0社（0%）

##### ④ 関係会社の状況

安全衛生/健康経営：0社（0%）

新型コロナウイルス対策：0社（0%）

##### ⑤ 従業員の状況

安全衛生/健康経営：0社（0%）

新型コロナウイルス対策：0社（0%）

#### (2) 第2 事業の状況

##### ① 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

安全衛生/健康経営：29社（72.5%）

新型コロナウイルス対策：31社（77.5%）

##### ② 事業等のリスク

安全衛生/健康経営：25社（62.5%）

新型コロナウイルス対策：33社

- (82.5%)
- ③経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析  
安全衛生/健康経営：4社（10%）  
新型コロナウイルス対策：33社（82.5%）
- ④経営上の重要な契約等  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- ⑤研究開発活動  
安全衛生/健康経営：1社（2.5%）  
新型コロナウイルス対策：2社（5%）
- (3) 設備の状況
- ①設備投資等の概要  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- ②主要な設備の状況  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- ③設備の新設、除却等の計画  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：6社（15%）
- (4) 第4 提出会社の状況
- ①株式等の状況  
安全衛生/健康経営：1社（2.5%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- ②自己株式の取得等の状況  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- ③配当政策  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：2社（5%）
- ④コーポレート・ガバナンスの状況等  
安全衛生/健康経営：16社（40%）  
新型コロナウイルス対策：2社（5%）
- ⑤役員 の 状況  
安全衛生/健康経営：3社（7.5%）  
新型コロナウイルス対策：2社（5%）
- (5) 第5 経理の状況
- ①連結財務諸表等  
安全衛生/健康経営：1社（2.5%）  
新型コロナウイルス対策：28社（70%）
- ②財務諸表等  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：17社（42.5%）
- ③その他  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- (6) 第6 提出会社の株式事務の概要：  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- (7) 第7 提出会社の参考情報
- ①提出会社の親会社等の情報  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- ②その他の参考情報  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：0社（0%）
- 第2部 提出会社の保証会社等の情報：  
安全衛生/健康経営：0社（0%）  
新型コロナウイルス対策：4社（10%）

以上の調査結果から、各企業は、「第2 事業の状況」を始め、「第4 提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」や、「第5 経理」の開示項目に、現在行っている労働安全衛生・健康経営の対策や取り組み、また、新型コロナウイルス対策を示している。

#### D. 考察

文献調査については、現時点では、企業におけるサステナビリティ経営の取り組みとESG（投資）との関係を明らかにした研究が多い。また、労働安全衛生活動やESG（投資）を個別に取り上げた研究はあるが、これらの関係を明らかにした研究は、いまだ存在していないことが明らかになった。

また、有価証券報告書の開示項目の分析を通じて、健康経営銘柄選定企業は、「第2 事業の状況」の項目に情報開示している企業が多いことから、労働安全衛生、ESG、新型コロナウイルス対策を重要な経営戦略として捉え、これをもとにした従業員マネジメントへの取り組みやその対策を行っていることが明らかになった。その他には、「第4 提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」や、「第5 経理」の項目にも情報が開示されていることから、新型コロナウイルス対策も加味したガバナンス強化や、労働安全衛生活動成果の可視化によ

り、今後各社でサステナビリティ経営とは異なる新たな戦略策定、組織編成、マネジメントを展開していく可能性が見られる。

#### E. 結論

今後、欧米や日本の企業において、ISO45001やISO30414などの国際規格に基づいた、新型コロナウイルス対策も加味した人的資源管理または人的資本経営と、健康経営の総合的な取り組みが展開されたり、これらの取組成果を有価証券報告書や統合報告書などを用いて情報開示を行う動きが加速化していけば、このような取り組みを対象とした研究が増えていくことが予想される。そのために、来年度以降も、文献調査と各種報告書の分析や経年比較を継続し、欧米や日本における企業の経営活動の変化や、会計情報の変容について検討していくことが必要とされる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

金藤正直，健康経営の展望-どう評価・開示するか？-，企業会計；2021:73（2）：87-90.

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

## I. 引用・参考文献

- 1) Berry L.L, Mirabito, A.M, Baun, W.B. What's the Hard Return On Employee Wellness Programs?. Harvard Business Review. 2010;88(12):104-112.
- 2) Coutu D.L, MANAGING EMOTIONAL FALLOUT. Harvard Business Review. 2002;80(2):55-60.
- 3) Eccles R.G, Serafeim G. THE PERFORMANCE FRONTIER. Harvard Business Review. 2013;91(5):50-60.
- 4) Eccles R.G, Serafeim, G. A Tale of Two Stories: Sustainability and the Quarterly Earnings Call. Journal of Applied Corporate Finance. 2013;25(3):8-19.
- 5) Fryer B. Sleep Deficit: The Performance Killer. Harvard Business Review. 2006;84(10):53-59.
- 6) Hemp P. Presenteeism: At Work -- But Out of It. Harvard Business Review. 2004;82(10):49-58.
- 7) Knauer A, Serafeim, G. Attracting Long-Term Investors Through Integrated Thinking and Reporting: A Clinical Study of a Biopharmaceutical Company. Journal of Applied Corporate Finance. 2014;26(2):57-64.
- 8) Kotsantonis S, Pinney C, Serafeim G. ESG Integration in Investment Management: Myths and Realities. Journal of Applied Corporate Finance. 2016;28(2):10-16.
- 9) Kotsantonis S, Serafeim G. Four Things No One Will Tell You About ESG Data. Journal of Applied Corporate Finance. 2019;31(2):50-58.
- 10) Mainiero L.A, Gibson, D.E, Managing employee trauma: Dealing with the emotional fallout from 9-11. Academy of Management Executive. 2003;17(3):130-143.
- 11) Rosen H.R, The Healthy Company. Penguin Putnam INC. 1991.
- 12) Serafeim G. Investors as Stewards of the Commons?. Journal of Applied Corporate Finance. 2018;30(2):8-17.
- 13) 金藤正直, 岩田一哲. 企業の健康保持・増進を加味した業績評価システムの構想ーバランス・スコアカードを中心として. 弘前大学経済研究. 2019;42:38-51.
- 14) 金藤正直, 健康経営の展望-どう評価・開示するか?- 企業会計;2021:73(2):87-90.
- 15) 経済産業省商務情報政策局・サービスグループヘルスケア産業課. 企業の「健康経営」ガイドブック〜連携・協働による健康づくりのススメ〜 (改訂第1版). 2016.
- 16) 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課. 健康投資管理会計ガイドライン. 2020.



17) 後藤励、井深陽子. 健康経済学— 市場と規制のあいだで. 有斐閣. 2020.

18) 森晃爾、奥真也、永田智久. よくわかる「健康会計」入門. 法研. 2010.



研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当無し							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
金藤正直	健康経営の展望-どう評価・開示するか？-	企業会計	73(2)	87-90	2021

令和 3年 3月 18日

厚生労働大臣 殿

機関名 産業医科大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 尾辻 豊



次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
- 研究課題名 労働災害防止対策の推進と ESG 投資の活用に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 産業生態科学研究所・准教授  
(氏名・フリガナ) 永田 智久・ナガタ トモヒサ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	産業医科大学	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣

殿

機関名 法政大学

所属研究機関長 職名 総長

氏名 田中 優子



次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 労働災害防止対策の推進と ESG 投資に資する調査研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 人間環境学部・教授  
(氏名・フリガナ) 金藤 正直・カネトウ マサナオ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 3年 3月 18日

厚生労働大臣 殿

機関名 産業医科大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 尾辻 豊



次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
- 研究課題名 労働災害防止対策の推進と ESG 投資の活用に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 産業生態科学研究所・教授  
(氏名・フリガナ) 森 晃爾・モリ コウジ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	産業医科大学	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する口をチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 3年 3月 18日

厚生労働大臣 殿

機関名 産業医科大学  
所属研究機関長 職名 学長  
氏名 尾辻 豊 印



次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
- 研究課題名 労働災害防止対策の推進と ESG 投資の活用に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 産業生態科学研究所・学内講師  
(氏名・フリガナ) 永田 昌子・ナガタ マサコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	産業医科大学	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。